

第 2 次遠野市総合計画 後期基本計画

永遠の日本のふるさと遠野

(案)

- 「赤字」：第 3 回総合計画審議会後の修正箇所
- 「青字」：第 4 回総合計画審議会後の修正箇所

第2次遠野市総合計画後期基本計画 令和3年度～令和7年度

【目次】

基本構想

I 基本理念	6
II 将来像	7
III 計画の大綱	8

後期基本計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨	16
II 計画の性格	16
III 計画の構成と期間	17
IV 前期基本計画の評価と検証	18
V 後期基本計画策定方針	30
VI 本市を取り巻く社会情勢と求められる方向性	34

後期基本計画

I 第2次遠野市総合計画後期基本計画の体系	50
II みんなで取り組むまちづくり指標	52
III 大綱別計画	54

大綱1 自然を愛し共生するまちづくり

1 自然と共生する環境づくり	55
(1) 環境とくらしの調和	56
(2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全	60
2 快適な居住環境の形成	62
(1) 快適な居住環境の整備	63
(2) 安全でおいしい水の安定供給	66
(3) 衛生的な生活環境の整備	68
3 道路交通基盤の充実	70
(1) 道路基盤の整備	71
(2) 交通基盤の整備	73
4 安心安全な地域づくり	75

(1) 防災・消防・救急の強化	76
(2) 防犯・交通安全・消費者保護の推進	80
(3) 情報基盤の充実	83

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

1 健康づくりの推進	86
(1) 健康づくり活動の推進	87
(2) 医療体制の充実	92
2 地域福祉の充実	94
(1) 地域福祉活動の充実	95
(2) 高齢者の生きがいづくりの推進	97
(3) 介護予防・介護サービスの充実	99
(4) 障がい者福祉の充実	102
(5) 社会保障の充実	105
3 子育て支援の推進	107
(1) 少子化対策・子育て支援	108
(2) 児童・母子等福祉の充実	111

大綱3 活力を創意で築くまちづくり

1 農林業の振興	114
(1) 農業の振興	115
(2) 林業の振興	121
2 商工業の振興	124
(1) 商工業の振興による雇用創出	125
(2) 中心市街地の活性化	128
3 観光と交流のまちづくり	130
(1) 観光の振興	131
(2) 交流から定住への推進	134
(3) 地域間交流の推進	137
(4) 国際交流の推進	139

大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり

1 ふるさと教育の推進	142
(1) 就学前教育の充実	143
(2) 学校教育の充実	144

2 生涯学習の推進	148
(1) 社会教育の充実	149
(2) 芸術文化活動の推進	152
3 ふるさとの文化の継承・創造	154
(1) 文化的資料の保存と活用	155
(2) 文化財の保護	158
(3) 歴史の継承と人づくり	161

大綱5	みんなで考え支えあうまちづくり
-----	-----------------

1 住民主体のふるさとづくり	164
(1) 市民との協働による地域づくりの推進	165
(2) 男女共同参画社会の推進	167
(3) 広報広聴と情報公開	169
2 行財政基盤の強化	171
(1) 経営改革大綱の推進	172
(2) 広域連携の推進	175
3 行政サービスの向上	176
(1) 市民サービスの充実	177
(2) 公共施設の整備と活用	178
IV 主要事業	180
V 財政計画	192

資料編

1 遠野みらい創造デザイン
2 統計資料
3 第2次遠野市総合計画 後期基本計画策定の経過

基 本 構 想

平成 28 年度～令和 7 年度

基本理念

本市のまちづくりの基本理念である「遠野スタイル」は、市民センターや各地区センターを拠点に、各種団体などによって実践されています。

このような地域資源を生かした市民と行政の協働スタイルは、第1次遠野市総合計画から、広く市民に周知されてきました。

地方分権社会、国際化の進展に伴い、この協働スタイルの重要性が益々高まっていく中、本総合計画においても、地域づくりをはじめ、産業の活性化や少子化・高齢化対策、環境問題など、あらゆる分野において、これまでの取組を継承し、さらに発展させるため、「遠野スタイルの創造・発展」を基本理念とします。



遠野スタイルとは、「地域の特性や資源を活かすこと」「市民が主体性を持つこと」「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする市民と行政の協働活動そのものです。

特に、東日本大震災において、人と人の絆、地域と地域のつながりにより、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことも「遠野スタイル」の姿です。



将来像の基本的考え方と基本理念を踏まえ、「永遠の日本のふるさと遠野」を継承し、本市の将来像とします。



「永遠の日本のふるさと遠野」は、自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、みんなで築くふるさとです。

悠久の時を越えて継承してきた遠野らしさを生かし育むとともに、その魅力を積極的に発信することにより、「永遠の日本のふるさと遠野」を創造します。

基本理念に基づく将来像を実現するため、平成18年9月に制定した「遠野市民憲章」を踏まえ、5つの大綱を定めて、まちづくりに取り組みます。



自然を愛し共生するまちづくり

大綱1



主な項目

環境保全、再生可能エネルギー、景観、道路、水路、上下水道、総合交通、都市計画、公営住宅、防災、消防、救急、防犯、交通安全、情報通信 ほか

市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らせる、住んで良かったと実感できるまちづくりに取り組みます。

自然との共生においては、市民共通の財産である遠野の歴史・風土及び街並み、美しい山河などの自然環境や、田園及び山里の景観を守り育てるとともに、後世に引き継ぎます。

また、東日本大震災を契機に、豊かな地域資源を生かすことへの期待が高まっていることから、「遠野市新エネルギービジョン」が示す再生可能エネルギーの導入を推進し、地域資源の循環活用と自然景観が調和する社会を目指します。

快適な居住環境においては、道路、水路、污水处理などの生活に身近な環境の一体的な整備を進めるとともに、本庁舎の整備と合わせた遠野駅前通り周辺の再開発による魅力ある中心市街地の形成と都市機能の充実を図ります。

道路交通基盤においては、東北横断自動車道釜石秋田線の釜石までの全線開通に向けた整備を推進するとともに、その活用を図ります。市民生活の利便性を高めるために、市道の整備、橋梁の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。また、総合交通対策として、効率的で持続可能な生活交通システムの構築を図ります。

安心安全な地域づくりにおいては、東日本大震災において内陸部に位置する本市が、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことから、広域的な災害に対応できる消防防災拠点としての機能充実・体制強化を図るとともに、地区単位での自主防災組織の育成、関係機関・団体・地域が一体となった交通安全や防犯活動を推進します。また、ケーブルテレビネットワークの活用による全市的な情報の共有化、情報基盤の整備に取り組みます。



健やかに人が輝くまちづくり

大綱2



主な項目

保健、医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、社会福祉全般、生涯スポーツ、国民健康保険、少子化対策、子育て支援 ほか

保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。

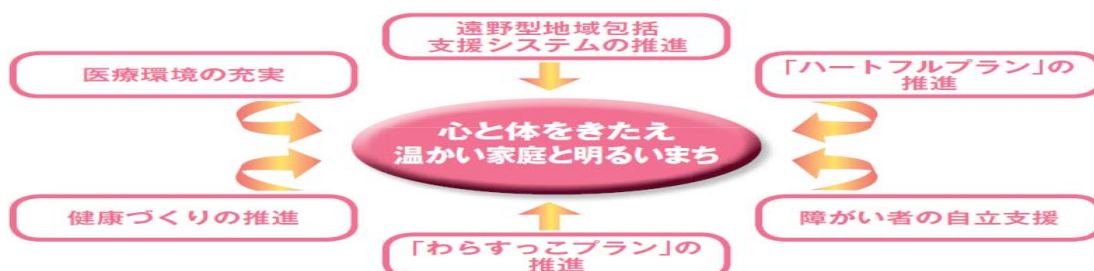
健康づくりにおいては、生活習慣病や介護予防対策を推進するとともに、改修工事を終えた市民センターを拠点に、生涯スポーツや生涯学習が一体となった市民総参加による健康づくりを推進します。また、スポーツ活動では子どもたちの体力や運動能力、競技力の向上を図ります。

地域医療においては、在宅診療をはじめ、介護予防、保健予防活動を包括した医療を推進します。

また、医師確保に取り組むとともに、東北横断自動車道釜石秋田線やドクターヘリの活用により、市外医療機関との連携を図り、救急搬送体制の強化を図るなど、市民が安心できる医療環境体制の整備に努めます。

地域福祉においては、高齢者が慣れ親しんだ地域や家庭で心身ともに健康でいきいきと生活できるように、生きがいを持って活躍できる環境づくりと日常生活において支援を必要とする人を地域で支えるために、参加と協働の地域づくりを構築する「ハートフルプラン」を推進します。また、身体、知的、精神の三障がいを総合的に一体化したサービスの円滑な実施を図り、障がい者の自立支援を促進するとともに、福祉施設から地域生活への移行を促進するため、在宅支援施策の充実を図ります。

子育て支援においては、病児等保育の充実をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスを行うとともに、児童館や児童クラブの充実により、子どもの健全育成の強化を図るなど、総合的に「わらすっこプラン」を推進します。また、わらすっこ条例の理念のもと児童の福祉を増進するとともに、「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに各施策に取り組み、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。



活力を創意で築くまちづくり

大綱3



主な項目

農業、林業、畜産業、商業、工業、六次産業、産業振興、雇用確保、起業化、中心市街地活性化、観光、連携交流、定住促進、国際交流 ほか

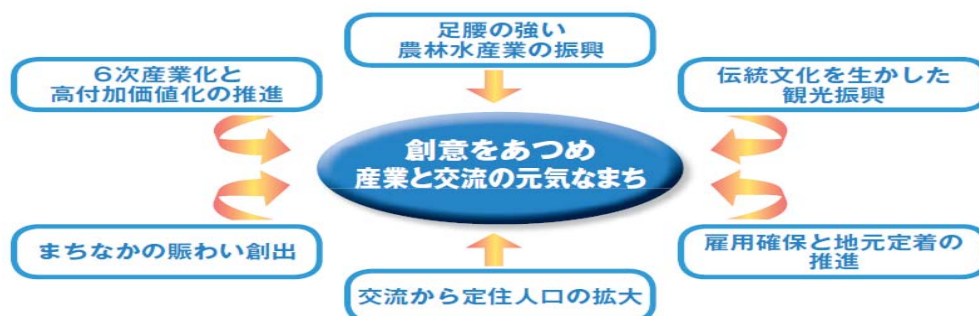
本市の資源や特性を生かした活力ある産業を創意で築くために、異なる産業分野と連携・協力して、地域の特徴を生かした6次産業や観光・交流などの振興により、市民所得の向上が図られるまちづくりに取り組みます。

農業においては、「農林水産振興ビジョン」に基づき、足腰の強い農林水産業の振興を図り、併せて、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成、生産基盤の整備、農地の多面的機能維持活動などを支援します。また、耕畜連携を進め、畜産では、遠野牛の増産に取り組むとともに、遠野ならではの馬事振興を図ります。林業では、森林整備を進め遠野地域木材総合供給モデル基地の機能を生かした木材産業の振興と遠野産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスの利活用を促進します。

商工業においては、特色ある地域資源を生かす取組を支援し、遠野ブランドの確立や地元特産品の高付加価値化を目指します。また、広域的な経済圏域で、人と資金が好循環し若者が定着する魅力ある雇用の場の確保を図るため、企業誘致の促進と地場企業の設備投資、人材育成の支援強化を図るとともに住環境整備に努めます。さらに、中心市街地に整備する本庁舎を核とする街並みの再開発を進め、まちなかの賑わい創出を図ります。

観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取り組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組めます。

交流においては、遠野ツーリズムの推進や全国の自治体、企業、大学及び民間を含めたネットワークづくりを行い、交流人口の拡大を図ります。また、「で・くらす遠野」の活動により、全国の遠野ファンの拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口や空き家バンクを充実させ、定住人口の拡大を目指します。



ふるさとの文化を育むまちづくり

大綱4



主な項目 就学前教育、学校教育、生涯学習、芸術文化、郷土文化、文化財 ほか

市民一人ひとりが、ふるさとの夢と誇りを持ち、長年にわたって培ってきた個性豊かな文化を大切にすまちづくりに取り組みます。また、家庭・地域・学校が連携を強化しながら、学校教育や生涯学習の充実を図ることにより、郷土を愛し支えていく人材の育成を図ります。

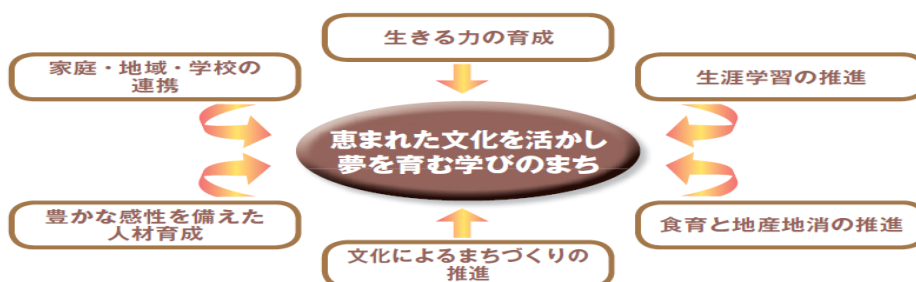
就学前教育においては、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園・保育所などとの連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携・交流の場を確保します。

学校教育においては、小・中学校が連携し義務教育9カ年にわたる学習を充実させ、学力の向上に努めるとともに、児童生徒の知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動により、「生きる力」の育成を図ります。また、「温かみと潤いのある学習環境」と「地域にとって開放的で親しみのある学校」を基本とした教育環境の整備を図ります。さらに、学校給食では、地域の食文化への理解を深める「食育」の推進を図りながら、地産地消拠点としての総合食育センターによる安心安全な給食の提供を推進します。

生涯学習においては、市民センターや地区センターを拠点として、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の自己実現と社会貢献を支援します。

芸術振興においては、優れた芸術に触れる機会の充実や、遠野物語ファンタジーに代表される市民の芸術活動を振興し、潤いのある市民生活と豊かな感性を備えた人材の育成を図ります。

郷土の文化においては、文化財の保護を通じて国指定重要文化財千葉家住宅や遠野遺産、郷土芸能などの文化的資産を次世代に継承するとともに、『遠野物語』をはじめとする郷土の歴史や民俗資料の収集・調査研究を進めながら遠野市史編さんに取り組み、その成果を広く発信して、文化によるまちづくりを進めます。



みんなで考え支えあうまちづくり

大綱5



主な項目

コミュニティ、市民協働、地域づくり、男女共同参画、広報広聴、経営改革、行政サービス、公共施設利活用 ほか

地区センターを中心としたコミュニティの振興を図り、市民が自ら地域活動に積極的に参画し、市民と行政が共に考え、共に支えあう協働のまちづくりに取り組みます。また、効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、地域特性を生かした持続可能なまちづくりに努めます。

市民との協働においては、地域づくり団体などが、まちづくりを主体的に行うための地域活動への支援・連携・協力の仕組みを構築し、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。さらに、男女がともにあらゆる分野で、一層活動できる男女共同参画を推進します。

広報広聴においては、広報遠野やケーブルテレビなどを通じた分かりやすい情報提供と、市民が主体的に市政運営に参画できる「市長と語ろう会」の開催や「市政なんでも相談箱」などによる広報広聴の充実を図ります。

行財政基盤の強化においては、市税などの歳入確保、経費の節減と合理化、適正な公共施設の維持による持続可能な公共サービスの実現、補助金などの整理・合理化などを進め、民間委託、民営化などの推進、事務事業を見直すとともに新公会計制度への移行を図り、財政基盤の強化に努めます。第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」を踏まえ、一層の経営改革や組織再編を働き掛けます。

行政サービスにおいては、新庁舎における市民の利便性を図るとともに、社会保障・税番号制度の運用や、窓口業務のあり方を総合的に検討し、サービスの充実に努めます。

公共施設の整備と活用については、今後の公共施設のあり方とニーズの変化に対応した有効活用に取り組みます。



将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」を実現するためには、特に、人口減少という現実に向き合い、少子化対策、人口の社会減対策などの施策を総合的に再編して取り組むことが求められています。

そのためには、産業振興・雇用確保、少子化対策・子育て支援の関連施策を再構築し、新たな時代に対応した心豊かな生活と地域づくりに取り組まなければなりません。

このことから、「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、大綱1から大綱5までにおける施策を総合的に組み合わせた相乗効果により、生産人口の増加と生活基盤の安定を図ります。併せて、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりに努めます。

1 産業振興・雇用確保

産業振興と雇用確保を図るために、地域資源を生かした生産、加工、販売に取り組む6次産業を総合的に推進します。併せて、地域産業の振興と企業が求める人材の育成や、新たな事業の創出への支援を図るなど、市民所得の向上と定住人口の拡大に取り組みます。

また、復興支援道路の整備に併せ、防災、産業振興、観光・移住案内などの拠点として、広域的な視点に立った特色ある「道の駅」の進展に努め、交流人口などの拡大を図ります。

2 少子化対策・子育て支援

少子化対策と子育て支援を推進するために、男女が出会う機会の創出から妊娠・出産・育児にいたる切れ目のない支援、保育と教育の充実、住宅の確保と憩いの場の整備などに取り組みます。特に、妊産婦への包括的な支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、学校・家庭・地域との連携、協力のもと、次代を担う子どもたちの「知育・徳育・体育のバランスのとれた力」を育む取組を推進します。

後期基本計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 27 年 6 月に「第 2 次遠野市総合計画基本構想（平成 28 年度～令和 7 年度）」を策定し、同年 12 月には「前期基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」を策定し、各種施策の実行に努めてきました。

少子高齢化、高度情報化社会の急速な進展や国際化の潮流など社会が大きく変化する中、地球温暖化による台風や豪雨などの自然災害の規模や頻度が年々増大化し、土砂災害などの災害も想定を上回る規模で頻発するなど、自然環境も大きく変化しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症により、新たな生活様式が求められるなど全世界の日常を一変させる事態となり、これまでの常識では想像も付かなかった社会が現実のものとなっています。災害とも呼べる新たな脅威にどのように向き合うか、市民を取り巻く環境も大きく変化しています。

このように、変化が激しく先行きの見えない状況の中、変化に柔軟に対応し、さらなる市勢の発展につなげていくためには、本市の地域特性や地域資源を生かしながら、市民と行政が協働・連携し、将来予測をしっかりと持ったまちづくりを推進していく必要があります。

令和 2 年度は、前期基本計画の最終年度にあたることから、基本構想に掲げる将来像「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、前期基本計画を引き継ぎながらも、新たな社会に適応した政策及び施策を推進するため、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 カ年を計画期間とする、後期基本計画を策定しました。

II 計画の性格

総合計画の策定については、地方自治法の一部改正（平成 23 年）により市町村の基本構想の策定義務がなくなり、基本構想の策定については、市町村の判断に委ねられています。

本市においては、遠野市議会基本条例（平成 24 年遠野市条例第 26 号）第 12 条で「市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止をすることについては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により定める議会の議決すべき事件とする」と規定しています。

この総合計画は、まちづくりの将来像を示すとともに計画的な行財政運営の指針となるものとして必要不可欠であり、引き続き市の最上位計画として策定します。

III

計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

基本構想

基本構想は、本市が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、実現するために推進すべき計画の大綱を示します。

計画期間は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要があることから、10年間（平成28年度～令和7年度）とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で定めた計画の大綱の実現に向けて、必要となる主要施策を分野別に体系的に明らかにします。

計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5カ年（平成28年度～令和2年度）、後期5カ年（令和3年度～令和7年度）の計画期間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策を効果的に実施するために、財政計画との整合性を図りながら、実効性のある事業計画として設定するもので、計画期間は3カ年とし、毎年度更新するローリング方式とします。

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想（10カ年）									
前期基本計画（5カ年）					後期基本計画（5カ年）				
実施計画（3カ年）									
	実施計画（3カ年）								
		実施計画（3カ年）							
			実施計画（3カ年）						
				実施計画（3カ年）					
					実施計画（3カ年）				
						実施計画（3カ年）			
							実施計画（3カ年）		
第三次健全財政5カ年計画					第四次健全財政5カ年計画				

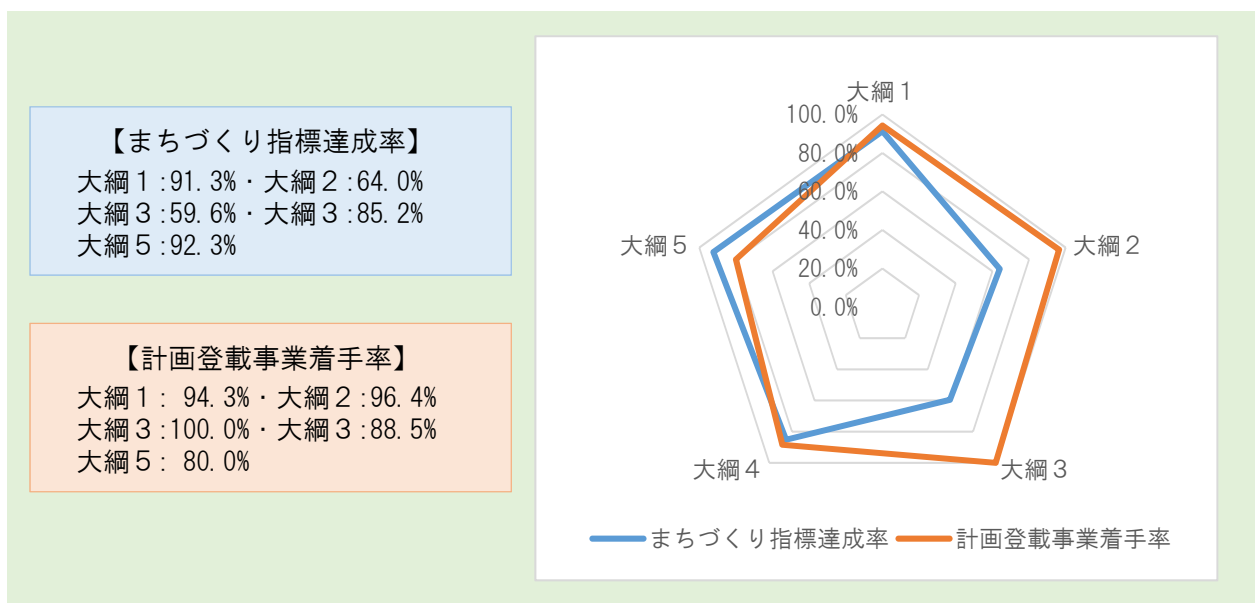
1 主要事業とまちづくり指標の進捗状況

前期基本計画の主要事業は、150事業の計画に対し、令和2年度前期までに141事業が実施され、未着手は9事業です。着手率は94.0%となっており、おおむね計画どおり実施しています。

まちづくり指標では、令和元年度においては135のまちづくり指標中130指標が対象であり、そのうち91指標（70.0%）がおおむね達成（90%以上）となりました。未達成39指標の未達成要因は、体制の見直しや新型コロナウイルス感染症拡大防止を主な要因とする外的要因が3指標、取組が十分でなかった内的要因が36指標となっており、今後、市民等との連携や啓発に取り組み、着実な推進を図ります。

なお、前期基本計画まちづくり指標の令和元年度までの達成状況は、135のまちづくり指標中、100指標（74.1%）がおおむね達成となっています。

【前期基本計画（H28～R1年度分の中間状況）大綱別達成状況（単位：%）】



2 5つの大綱別の評価

5つの大綱の政策別の主な事業について、中間総括（平成28年度から令和2年度（10月末））を行いました。

大綱1 自然を愛し共生するまちづくり

1 自然と共生する環境づくり ……………

[中間総括]

ごみ処理については、事業系等の可燃ごみの有料化を開始し、受益者負担に基づくごみ処理体制の構築を図りました。

新エネルギーの推進については、平成26年度に策定した新エネルギービジョンに基づき、本庁舎へのチップボイラーの導入をはじめとした地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及を行いました。

省エネルギーの推進については、市内の全ての防犯灯のLED化により、消費電力の削減を図るとともに、夜間の安心安全な環境を整備しました。

再生可能エネルギーの導入については、令和元年度に改正した「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」に基づき、景観に配慮しながら適切な導入を進めていく必要があります。

[主な事業]

- 岩手中部広域行政組合運営事業
- 防犯灯LED照明導入事業
- ごみダイエット事業
- スマートエコライフ推進事業 など
- 新エネルギービジョン推進事業

2 快適な居住環境の形成 ……………

[中間総括]

安心安全な水路整備事業については、生活環境の向上の観点や気象変動に伴い突発的に発生する大雨等にも対応できる水路整備に取り組みました。

防災や景観の面から課題となっている空き家については、空き家の実態調査のほか相談会の開催により、空き家の適切な管理に向けた助言、指導を行い、倒壊等の恐れのある危険な空き家については、所有者に解体を促し危険空き家の解消を図りました。空き家対策については、引き続き取組みを強化する必要があります。

快適な市街地の形成については、平成30年度に「遠野市都市計画マスタープラン」を改訂し、適正な土地利用の誘導に努めました。

安全でおいしい水の安定供給については、「遠野市水道ビジョン」に基づき、計画的に水道施設や老朽管の更新を行ったほか、平成29年度から佐比内簡易水道を上水道に統合する事業を着工しています。

市民生活や事業者の生産活動に伴って排出される汚水の適正処理については、公共下水道や農業集落排水施設の維持管理に努めたほか、**個人住宅への浄化槽の導入支援**を推進しました。

[主な事業]

- 安心安全な水路づくり事業
- 空家等対策事業
- 八幡地区公営住宅整備事業
- 浄化槽設置事業 など
- 快適住マイル応援事業
- 都市計画変更事業
- **水道ビジョン推進事業**

3 道路交通基盤の充実

[中間総括]

市民の生活に身近な生活道路の整備については、計画的な改良に取り組むとともに、老朽化した維持管理作業車両を更新し、良好な道路状態の維持に努めました。

橋梁については、計画的な点検調査により策定した橋梁長寿命化計画に基づき、早期措置が必要な橋梁に対し老朽化対策を行い、施設の長寿命化を図っています。

総合交通対策では、市民生活の交通の維持・確保を図ってきましたが、利用者の減少や高齢化が進んでいることから、新たな公共交通システムの構築が必要となっています。

道の駅「遠野風の丘」は、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通や国道 340 号の立丸峠のトンネル化に伴う地域間交流の拡大と地域経済の活性化を促進するため、駐車場等の休憩機能の充実や観光物流機能を強化する施設改修工事に着手しました。

[主な事業]

- 安心安全な道づくり事業
- 道路維持管理作業車購入事業
- 橋りょう長寿命化整備推進事業
- 道路構造物定期点検事業
- 総合交通対策事業
- 道の駅魅力 UP 事業

4 安心安全な地域づくり

[中間総括]

消防防災施設の整備については、蓬田地区と宿・湯屋地区に消防コミュニティ消防センターを新築整備したほか、消火栓や防火水槽の新設などにより、市民の財産を守り、安心安全な暮らしにつなげる環境を整備しました。

また、消防団に対しては、減少する団員確保につなげるため、防寒服の被服貸与により、活動環境の充実に努めました。

消防車両の整備については、地域防災力の向上を図るため、消防団車両を更新し、また、年々増加する救急需要の対応に高度な資機材を搭載した救急車の計画的な更新整備を行い、救急救命士のもと迅速かつ効果的な救急活動に努めました。

情報基盤の整備では、本市の情報発信の基盤である遠野テレビにおいて、4 K放送を開始するなど、サービス向上に努めるとともに、防災行政無線のデジタル化に対応

した整備に着手したほか、携帯電話の不感地域の解消により、市民の利便性の向上と災害緊急時の情報伝達環境の構築を図りました。

[主な事業]

- 消防防災施設等整備事業
- ケーブルテレビF T T H化整備事業
- 消防団活性化整備事業
- 携帯電話等エリア整備事業
- 消費者支援事業
- 同報系デジタル防災行政無線整備事業 など

1 健康づくりの推進

[中間総括]

健康づくり事業では、遠野すずらん振興協同組合と提携し、健（検）診受診時にポイント付与を行うなど、受診率向上の取組や健康課題に基づいた各種保健事業の実施により、生涯を通じた健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸、早世の予防に努めました。

ICT健康づくり事業については、健幸ポイント事業と運動教室を開催することにより健康づくりが促進され、参加者の医療費削減などの効果につながっています。同じ課題を有する全国の市町及び民間企業や研究機関との連携による自治体連携ヘルスケアプロジェクト事業に移行し、引き続き参加者の拡大と健康づくりを支援し、医療費削減などに取り組んでいきます。

母子保健事業では、遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」に助産師が常駐し、産科医療機関等と連携しながら、健康相談やICTを活用した妊婦健診、産前・産後ケアにより、安心・安全なお産の支援に努めてきました。

食育の推進では、地域・学校・生産者などの協力のもと、講話や調理実習を通して子どもたちへ食の大切さを伝えるとともに、健康づくりサポーターを中心とした食生活改善講習により、食改善啓発に努めました。

健診等保健事業における新型コロナウイルス感染症対策として、対象者の感染予防に努めるため、従来の実施方法の見直しを図りながら事業の実施に努めていくことが必要となっております。

[主な事業]

- 生活習慣病予防プログラム推進事業
- ICT健康づくり事業
- 助産院ねっと・ゆりかご推進事業
- ぱすぽる推進事業
- 子どもの体力づくりプログラム推進事業
- 健康スポーツプログラム推進事業
- 健康スポーツ施設整備事業
- 地域医療環境整備事業 など

2 地域福祉の充実

[中間総括]

地域福祉においては、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会など関係機関や民生児童委員と協力連携し、地域で支え合う活動を推進しました。

高齢者福祉では、高齢者が自らの豊富な経験や知識を生かし、健康で生きがいを持って生活できるよう、老人クラブ連合会やシルバー人材センターと連携し、地域での活動の場や就労の機会の提供に努めました。

また、生きがい活動支援通所事業（通称：サテライト）やふれあい・いきいきサロン事業を通じ、生きがいづくりと社会参加を図りました。

介護保険事業については、適正な給付に努め、介護保険事業者との連携と指導等により、質の高いサービス確保に努めました。

障がい者福祉では、重度障がい者への通院等の日常生活における移動のためのタクシー助成券の交付により、移動に係る負担を軽減し、障がい者の自立支援につとめました。

[主な事業]

- 地域が家族いつまでも元気ネットワーク整備事業
- 介護保険サービス利用者支援事業
- 人にやさしい住まいづくり推進事業
- 障がい者福祉タクシー事業
- わらすっこの育ち療育支援事業

3 子育て支援の推進

[中間総括]

遠野市少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）」に基づき、子育てするなら遠野と誰もが思えるようなまちづくりと、子ども達が健やかに成長できる社会を実現するための取組を推進しました。

子育て支援については、「元気わらすっこセンター」の改修、附馬牛保育園と児童館の合築整備、綾織保育園の改築整備のほか、市内に放課後等デイサービス事業所が2カ所開所され、子育て世代への支援環境の充実に取り組みました。また、「ファミリー・サポート・センター事業」の立ち上げ、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、子育てを支援する仕組みを構築しました。

子育て世帯の医療費に係る経済的負担の軽減により、安心して医療が受けられる環境づくりに努めました。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の副食費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

令和元年度には、第2次遠野わらすっこプランを策定し、理念で支える「わらすっこ条例」の一部改正、財源で支える「わらすっこ基金」の新たな仕組みづくりの3本柱により、さらに次代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つための子育て支援を着実に推進していく必要があります。

[主な事業]

- 妊産婦サポート事業
- 不妊治療支援事業
- 妊娠・出産・子育て包括支援事業
- わらすっこプラン推進事業
- ブックスタート事業
- 小学生・中学生医療費給付事業
- わらすっこ任意予防接種事業
- 子育て環境育成事業
- 地域子育て応援推進事業
- 看護保育安心サポート事業
- 保育所施設整備事業
- 児童館施設整備事業 など

1 農林業の振興

[中間総括]

農業については、第2次遠野市農林水産振興ビジョンに基づき、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成・支援、農業基盤整備を推進するとともに、耕作放棄地ゼロを目指し農業委員会と連携し耕作放棄地解消対策に取り組みました。

園芸作物については、重点推進品目を中心に園芸品目の栽培推進を図ることにより、農業者の所得向上に貢献することができました。特にピーマンについては、販売金額が1億円を超えており、今後も期待できる作物となっています。

畜産においては、高齢化により畜産農家数は減少傾向にありますが、黒毛和種の繁殖から肥育までの一貫した生産体制を築くことにより銘柄の確立を図り、肥育素牛の保留推進に繋げることができました。また、馬事振興では、流鏝馬大会や、馬車運行補助などにより、市民が馬と接する機会を創出するとともに、イベント集客による交流人口増大にも寄与しました。

林業については、間伐等森林整備により森林環境の保全を図るとともに、放射性物質濃度が基準値を超える原木しいたけのホダ木の処分、ホダ場の除染を実施しました。また、松くい虫被害木の伐倒くん蒸等により被害拡大の防止にも努めました。

さらに、木質バイオマスは環境負荷が少なく再生可能な循環資源であることから、公共施設を中心に木質バイオマスボイラーを導入し、その利用促進に努めました。

農林業を推進する中で、ニホンジカによる農作物被害のほか、新たにイノシシの被害も確認されるなど、野生鳥獣による農作物被害が深刻化していることから、引き続き対策の強化が必要となっています。

[主な事業]

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ● 水田フル活用推進事業 | ● 中山間地域等直接支払事業 |
| ● 県営ほ場整備事業 | ● 多面的機能支払事業 |
| ● 青年就農給付金事業 | ● 松くい虫対策事業 |
| ● 集落営農育成支援事業 | ● 市有林造林事業 |
| ● とおの農業担い手支援総合対策事業 | ● 木質バイオマスエネルギー活用推進事業 |
| ● 遠野の特色を生かした野菜等生産支援事業 | ● 原木しいたけ生産振興事業 |
| ● 肉用牛増産対策推進事業 | ● 有害鳥獣対策事業 |
| ● 馬事振興ビジョン推進事業 | ● 6次産業化・地産地消推進事業など |

2 商工業の振興

[中間総括]

商工業の振興においては、産業振興条例に基づく財政支援、税制支援、金融支援、行政支援を組み合わせたものづくり産業振興施策により、企業の設備投資を促進し製造品出荷額の増加に寄与しました。

特に平成30年の東北横断自動車道の全通に伴う物流環境の変化を捉え、ものづくり産業の進出に備えるため、遠野東工業団地整備事業により新たな工業団地の整備を推進しました。

雇用確保においては、ふるさと就業奨励事業の支援措置を廃止する一方、若者定住支援事業を見直し、若者しごとサポート事業として、人材育成のほか、企業版ふるさと納税を活用した奨学金返還支援補助金、外国人技能実習生受入事業費補助金による多様な雇用確保に取り組んだほか、賃貸住宅整備資金利子補給の実施により、若者向け住宅確保に努めました。

中心市街地活性化については、ふるさとの街賑わい創出事業を見直し、まちなか商い振興事業として、中心市街地活性化協議会を主体に中心市街地活性化基本計画を実行し、新規出店支援や既存店舗のファサード改修を支援しました。

遠野まちなか再生事業では、市民センターの改修や市道新穀町通り線の歩道の融雪化工事を実施しました。宮守まちなか再生事業では、mm1の改修に併せ図書館を整備したほか、めがね橋のライトアップ照明のLED化を図りました。このほか、平成29年に市役所本庁舎の移転新築による中心市街地の新たな人の流れを起こし、その相乗効果につながりました。

[主な事業]

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ● ものづくり産業振興事業 | ● 商店街街路灯LED化促進事業 |
| ● ふるさと就業奨励事業 | ● ふるさとの街賑わい創出事業 |
| ● 若者定住支援事業 | ● 中心市街地活性化センター管理運営事業 |
| ● 遠野東工業団地整備事業 | ● 遠野まちなか再生事業 |
| ● 遠野市商工業チャレンジ応援事業費 | ● 宮守まちなか再生事業 など |

3 観光と交流のまちづくり

[中間総括]

観光振興については、平成29年に発足した「遠野市観光推進協議会」を中心に、市内観光団体が連携して取り組む体制が構築され、6か国語の多言語パンフレットを製作したほか、一般社団法人遠野市観光協会の多言語ホームページの作成、タブレット（翻訳アプリ入り）の導入を行い、インバウンドにおける受入体制の強化を図りました。

移住・定住対策においては、ワンストップ窓口としての「で・くらす遠野」「で・くらす遠野サポート市民会議」を中心に、遠野の魅力を発信するとともに、移住希望者・定住者へのサポートを行いました。

地域間交流の推進については、長年、中高生の派遣交流を通じて交流を深めてきたアメリカ・チャタヌーガ市と平成 29 年に姉妹都市を締結し、職員派遣も行うなど、国際交流の推進に努めました。

また、国内交流では、相互の歴史や文化を学び合うとともに、人とモノの両面での交流が図られ、相互理解を深めることができました。

[主な事業]

- 観光・交流施設整備保全事業
- 伝統かやぶき屋根再生事業
- めがね橋周辺賑わい創出事業
- 遠野ツーリズム交流推進事業
- で・くらす遠野定住促進事業
- 緑のふるさと協力隊受入事業
- 地域おこし協力隊推進事業
- 連携交流推進事業
- 都市交流推進事業

1 ふるさと教育の推進 ……………

[中間総括]

就学前教育においては、幼児保育・教育に関する指針及び要領に基づき、子どもの発達に合わせた「療育教室」、「幼児ことばの教室」等の実施により、関係機関との連携が強化され、支援を必要とする児童やその保護者への支援体制の充実が図られました。

学校教育においては、「学力向上対策事業」や「特色ある学校づくり事業」等の実施により、子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を総合的に育み、郷土の未来を担う子どもたちの育成に努めましたを図ることができました。

また、これまで取組を進めてきた市内高等学校の魅力化の推進により、一定数の入学者が確保されたことから、「新たな県立高等学校再編計画」において、遠野高等学校と遠野緑峰高等学校の統合は対象から除外となり、2校が存続することになりました。

[主な事業]

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ● 学力向上対策事業 | ● 小学校大規模改造整備事業 |
| ● 特定教科集中対策事業 | ● 小学校体育館大規模改造整備事業 |
| ● 特色ある学校づくり事業 | ● 中学校スクールバス整備事業 |
| ● 外国語指導助手招へい事業 | ● 中学校体育館大規模改造整備事業 |
| ● 小学校スクールバス整備事業 | ● 地域教育文化振興事業 など |
| ● 小学校屋外施設等整備事業 | |

2 生涯学習の推進 ……………

[中間総括]

生涯学習の推進では、市民センターや地区センターを拠点としたほか、一般財団法人遠野市教育文化振興財団及び一般社団法人遠野みらい創りカレッジへ事業委託を行いながら、市民一人ひとりが、自ら進んで学び、芸術文化に触れ、生涯スポーツに取り組むなど、心豊かで健康的な生活をおくるための支援に努めました。

[主な事業]

- 学びのまちづくり推進事業

3 ふるさとの文化の継承・創造 ……………

[中間総括]

博物館については、平成30年度に新作映像ソフト「ザシキワラシ」を制作したほか、6カ国語に対応した博物館ガイドシステムを導入し、外国人旅行者に対応する環境を整えました。

図書館においては、令和元年度に図書館総合システムの更新を行い、蔵書管理や窓口業務の効率化を図り、利用者の利便性を高めました。また遠隔地や高齢者など来館が困難な利用者や、学校・児童館・地区センター・福祉施設などには、移動図書館車により図書貸出を行い、市民サービスの向上を図りました。

郷土の文化については、重要文化財千葉家住宅整備事業の第1期保存修理工事が完了し、復原時期と組み立て工事などの設計を実施しました。

重要文化的景観保存事業では、平成30年度に策定した整備活用計画に基づき、サイン設置などを行い、訪問者への利便性を高めました。

遠野遺産認定事業においては、認定と保全活用の支援、情報発信を行うことで市民の関心を深めました。

市史編さん事業については、編さん計画に沿って資料収集と調査を行い、令和元年度に『新編遠野市史 現代編』を刊行しました。

[主な事業]

- 博物館映像機器等整備事業
- 図書館情報総合システム更新事業
- 歴史文化基本構想策定事業
- 文化的景観保存事業
- 重要文化財千葉家住宅整備事業
- 遠野遺産認定事業
- 「遠野市史」編さん事業
- 遠野「語り部」1000人プロジェクト推進事業

1 住民主体のふるさとづくり

[中間総括]

市民との協働による地域づくりでは、地区センター等を拠点に河川清掃を実施したほか、市内11地区で策定した地区まちづくり計画を基に、地区まちづくり一括交付型事業を活用しながら、地域振興事業や地域支えあい事業など、各地区の課題解決に向けた独自の取組を支援しました。

新たな地域づくりの仕組みでは、小さな拠点による地域づくりに向けた取組を進め、地区センターに指定管理者制度を導入しました。

今後は、指定管理者制度等の導入を全地区で実施していくほか、行政区の再編に向けて、自治会支援制度等の行政内部の新たな体制づくりも進めながら、支援体制を構築していく必要があります。

[主な事業]

- みんなで築くふるさと遠野推進事業
- 地域の元気応援事業
- 道と川の市民協働推進事業
- 地区センター改修整備事業

2 行財政基盤の強化

[中間総括]

行財政の基盤強化においては、健全財政5カ年計画に基づき、積極的な財政健全化に努めていますが、後期基本計画の策定にあたり、現在及び将来の情勢に見合った効果的な仕組みに改め、持続可能な足腰の強い財政基盤を築く必要があります。

広域連携事業については、県の補助事業を活用しながら、花巻市との広域連携事業に取り組み、観光、移住・定住、景観対策、児童・生徒交流、スポーツ振興などの分野において、連携を図りました。

[主な事業]

- 地籍調査事業
- 広域連携推進事業
- 地方公営企業会計移行事業

3 行政サービスの向上

[中間総括]

公共施設の整備と活用については、東日本大震災で倒壊した市役所本庁舎は、とびあ南側にとびあ庁舎と渡り廊下で接続した複合施設としたほか、図書コーナーや学習コーナーを設けることにより、市民の身近な施設として整備しました。

遠野みらい創りカレッジにおいては、県内外から企業・自治体・大学の関係者の受け入れを行ったほか、新たに食育カフェを整備し、交流人口の拡大を図りました。

[主な事業]

- 本庁舎整備事業
- 遠野みらい創りカレッジ推進事業
- 遠野ふれあい交流センター改修事業
- 公共施設老朽化対策推進事業 など

1 基本的な考え方

(1) 前期基本計画の中間検証を踏まえた計画であること

第2次遠野市総合計画前期基本計画は、本年度が最終年度にあたることから、計画の策定にあたっては、前期基本計画に登載されている各種施策の中間総括を行い、課題の洗い出しを行った上で事業の見直しについても検討を行うとともに、事業の目的、必要性を十分に踏まえた計画とします。

(2) 社会情勢の急速な変化に対応した計画であること

少子高齢化、高度情報化社会の進展や国際化の潮流の中、これまで経験したことのない社会へと急速に変化を遂げている状況を踏まえ、将来予測をしっかりとしながら、自らの判断と責任で、新たな社会に応じた計画とします。

- ・ 少子高齢化社会への対応（人生100年時代／働き方改革／労働力不足）
- ・ 高度情報化社会への対応（Society5.0／AI／RPA／キャッシュレス化）
- ・ 国際化への対応（SDGs／インバウンド／グローバル化／外国人労働者）
- ・ 国の動向への対応（自治体戦略2040構想への対応）

(3) 世界規模の気象変動や感染症対策等の新たな脅威に対応した計画であること

地球温暖化により、台風や豪雨など災害の規模や頻度が年々増大化し、土砂災害などの災害も想定を上回る規模で頻発するようになっていきます。また、新型コロナウイルス感染症に象徴されるように、災害と称されるような新たな脅威が現実となっていることから、災害の発生を予め予測し、災害の備えとなる対策を十分に踏まえた計画とします。

地球温暖化／国土強靱化／エネルギー確保／感染症対策

(4) 市民の意向を反映させた市民協働による計画であること

多様化する行政ニーズに対し、質の高い行政サービスの提供により市民生活の向上の実現を図るためには、市民協働によるまちづくりが益々重要性を増すことから、市民、地域、各種団体など、多様な主体の参画の機会や意見を取り入れながら、より多くの市民の意見を反映させた計画とします。

(5) まちづくりの進行管理ができる計画であること

市民主体の視点に立った行政運営の実現のため、計画の進捗状況と評価内容及び取組結果を市民に公表することが必要です。そのため、分かりやすい評価指標及び目標値を設定し、まちづくりの進行管理ができる計画とします。

(6) 個別計画と整合のとれた計画であること

令和元年度策定の、「第2期遠野スタイル 創造・発展総合戦略」及び「遠野市国土強靱化地域計画」、また、令和2年度に策定する「第四次遠野市健全財政5カ年計画」及び「遠野市公共施設等総合管理計画個別計画（後期）」と、整合のとれた計画とします。

2 SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12 (2030) 年を年限とする国際目標です。SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールで構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。

SDGs 達成のためには、「誰一人取り残さない」社会を作っていくことが重要であると強調されており、国だけではなく自治体においても、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことが期待されています。

持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要です。

こうしたことから、本計画においては、各施策と 17 の持続可能な開発目標等を関連付け、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームへの参画をはじめ、市民、関係団体、企業など地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ連携・協働しながら取り組んでいきます。

※ 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、呼称はエス・ディー・ジーズ。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。



SDGsに掲げる17の目標



[貧困]

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



[不平等]

各国内及び各国間の不平等を是正する。



[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



[持続可能な生産と消費]

持続可能な生産消費形態を確保する。



[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するため緊急対策を講じる。



[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



[海洋資源]

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



[インフラ、産業化、イノベーション]

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



※公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮設をベースに外務省編集

VI

本市を取り巻く社会情勢と求められる方向性

1 本市の現状と見通し

(1) 本市の概況と特性

本市の市域は、東西、南北ともに約 38 km、総面積は 825.97 km²となっています。

本県を縦断する北上高地の中南部に位置し、内陸と沿岸を結ぶ交通と産業の要衝にあり、標高 1,917mの早池峰山を最高峰に、標高 300m～700mの高原群が周囲を囲み、市域の中央部の遠野盆地に市街地を形成しています。

冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林畜産を基幹産業とし、米を中心に、野菜やホップ、葉たばこなどの農産物と畜産を組み合わせた複合経営がされており、日本一の乗用馬生産地として知られています。

四季が織り成す豊かで美しい広大な自然は、日本の原風景として全国の多くの人々に親しまれ、令和2年6月に発刊110周年を迎えた柳田國男の『遠野物語』に代表される、地域に息づく豊富な有形・無形の資源を生かした、歴史と文化によるまちづくりに取り組んでいます。



[図表 遠野市の概況]

項目		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	備考
行政区域	面積 (km ²)	825.62	825.97	825.97	国土地理院
	東西 (km)	38.5	38.5	38.5	市統計書
	南北 (km)	38.2	38.2	38.2	
人口 (人)		30,422	28,779	26,138	住民基本台帳
男女別	男性	14,544	13,883	12,606	
	女性	15,878	14,896	13,532	
年齢階層別	0～14 歳	3,412	3,036	2,581	
	15～64 歳	16,835	15,216	13,106	
	65 歳以上	10,175	10,527	10,451	
世帯数 (世帯)		10,728	10,898	10,741	

(人口、世帯数は9月30日現在)

(2) 人口構造

ア 総人口・世帯数

平成 27 年国勢調査によると、本市の人口は 28,062 人で、依然として減少傾向が続いています。世帯数は 9,973 世帯で、一世帯当たりの人員は 2.81 人と、どちらも減少傾向です。

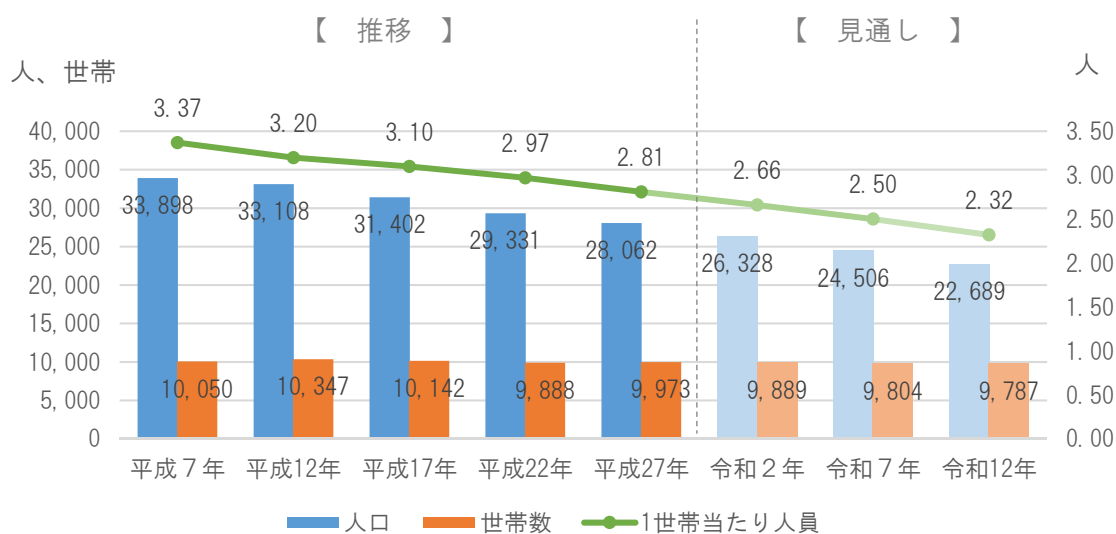
また、国立社会保障・人口問題研究所による将来見通しでは、令和 12 年には、人口が 23,000 人を割り込むとされています。

[図表 総人口・世帯数の推移と見通し]

	国勢調査					将来見通し		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人口(人)	33,898	33,108	31,402	29,331	28,062	26,328	24,506	22,689
世帯数(世帯)	10,050	10,347	10,142	9,888	9,973	9,890	9,808	9,726
1世帯当たり人員(人/世帯)	3.37	3.20	3.10	2.97	2.81	2.66	2.50	2.33

資料：H7年度からH27年度までは国勢調査。R2年度からR12年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」

世帯数は、H17年度とH27年度の2時点間の減少率の傾向から推計。



イ 年齢別人口

平成 27 年国勢調査によると、本市の年齢構成は、年少人口（0～14 歳人口）比率が 10.7%、生産年齢人口（15～64 歳）比率が 51.8%、65 歳以上人口比率が 37.5%と岩手県平均、全国平均より少子高齢化が進展しており、特に高齢化人口比率は岩手県平均より約 7 ポイント、全国平均より 10 ポイント以上高くなっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来見通しでは、令和 12 年には、年少人口（0～14 歳人口）比率が 9.9%、生産年齢人口（15～64 歳）比率が 46.3%、65 歳以上人口比率が 43.8%と少子高齢化が進展するとされています。

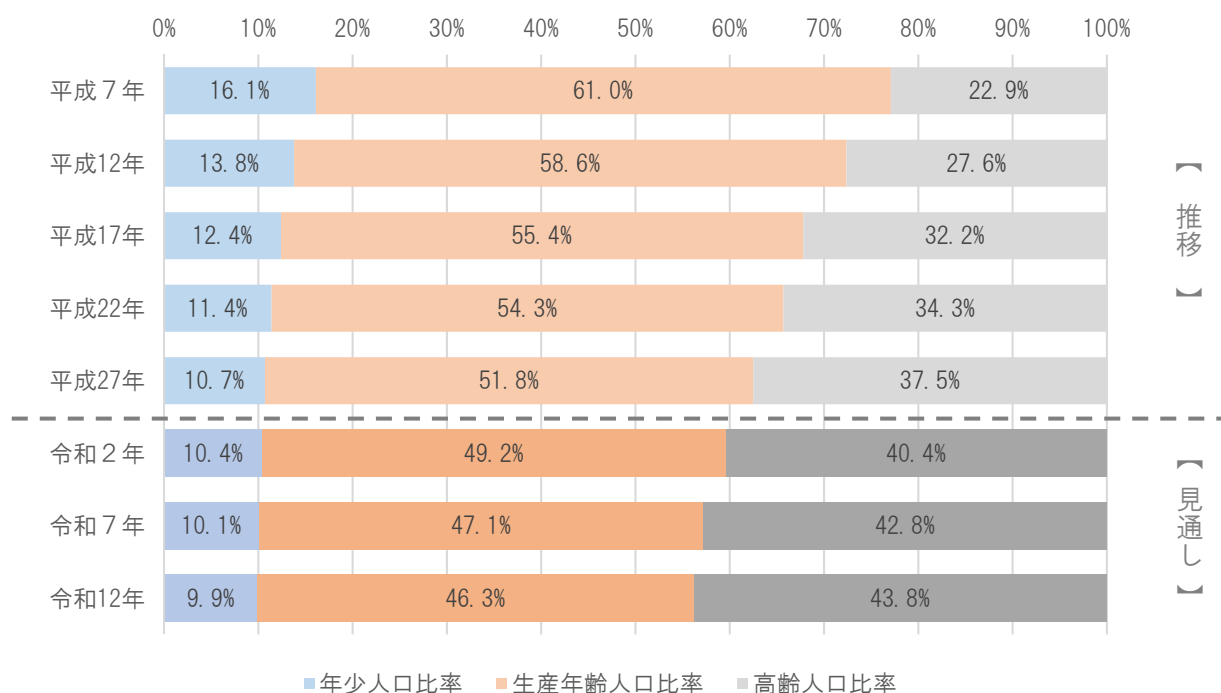
[図表 年齢別人口の推移]

単位：人・%

	国勢調査					将来見遠し		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人口	33,898	33,108	31,402	29,331	28,062	26,328	24,506	22,689
年少人口 (0~14歳)	5,470 16.1%	4,574 13.8%	3,889 12.4%	3,333 11.4%	3,000 10.7%	2,747 10.4%	2,474 10.1%	2,248 9.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	20,663 61.0%	19,398 58.6%	17,388 55.4%	15,914 54.3%	14,533 51.8%	12,943 49.2%	11,547 47.1%	10,503 46.3%
高齢人口 (65歳以上)	7,765 22.9%	9,136 27.6%	10,125 32.2%	10,070 34.3%	10,471 37.5%	10,638 40.4%	10,485 42.8%	9,938 43.8%

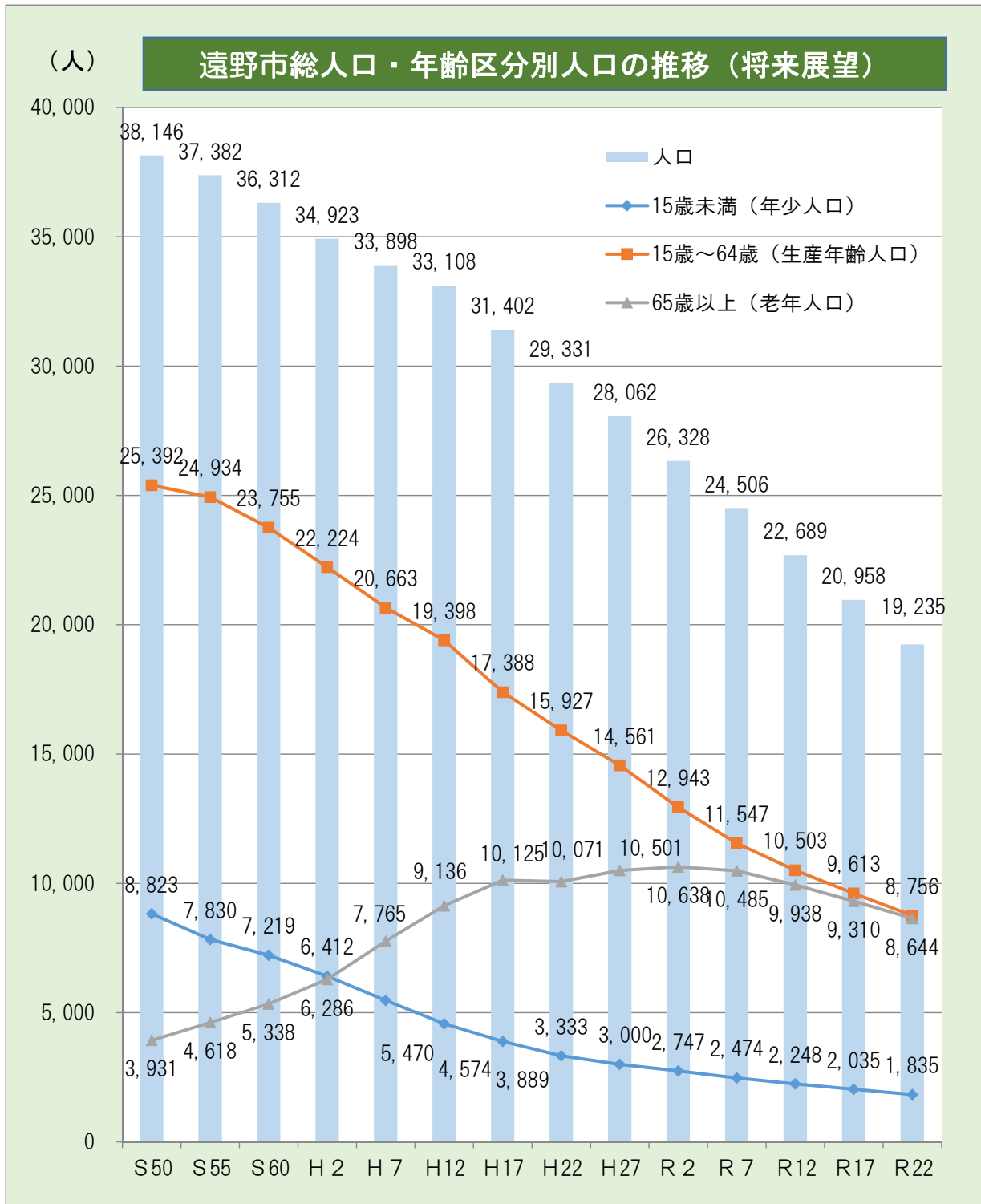
資料：H7年度からH27年度は国勢調査 ※年齢不詳を除くことから、各区分の人数と人口は一致しない。

R2年度からR12年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」



ウ 遠野市の人口推計

平成 27 年国勢調査を基本とした、平成 30 年 3 月発表の国立社会保障・人口問題研究所の数値を用い、将来人口の推計をしています。



エ 産業別就業人口

平成 27 年国勢調査によると、本市の就業人口の合計は 14,291 人で、総人口の減少とともに減少傾向にあり、平成 7 年から平成 27 年までの 20 年間に約 4,000 人が減少して、平成 17 年以降に急速な減少が見られましたが、平成 22 年と平成 27 年の比較では、横ばいで推移しています。

産業別就業割合は、第 1 次産業が 18.5%、第 2 次産業が 31.0%、第 3 次産業が 50.5%となっており、第 1 次産業の割合が減少、第 3 次産業の割合が増加傾向にあります。

本市の将来の就業人口は、令和 12 年には約 10,328 人になる見通しであり、産業別就業割合は、第 1 次産業が減少し、第 2 次、第 3 次産業が増加する見通しです

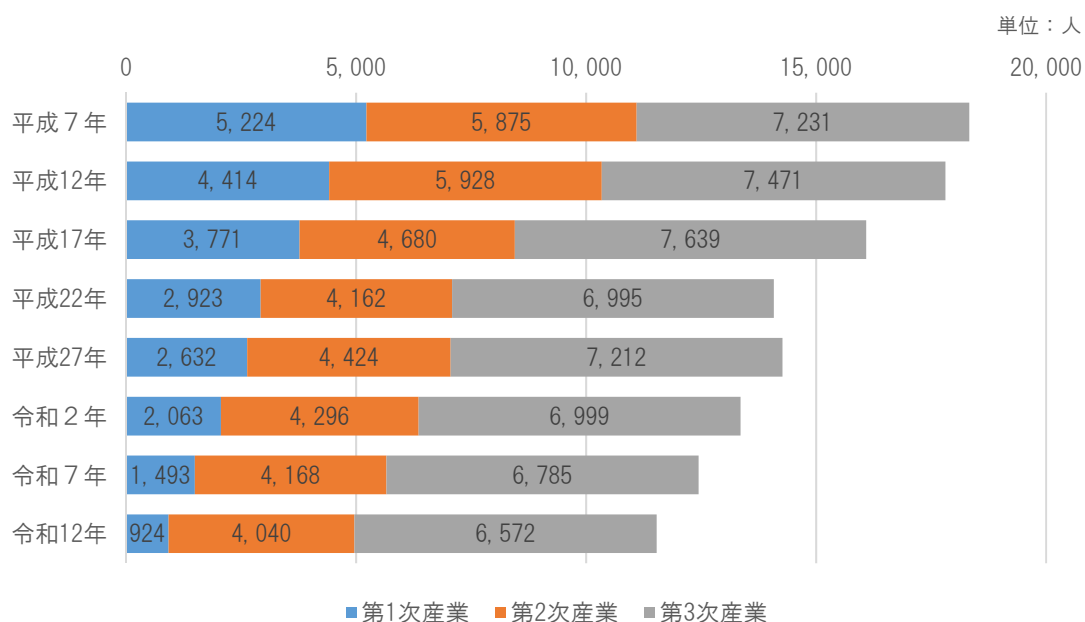
[図表 就業人口の推移]

単位：人・%

	国勢調査					将来見遠し		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
第1次産業	5,224	4,414	3,771	2,923	2,632	2,036	1,533	1,136
	28.5	24.8	23.4	20.8	18.5	16.0%	13.5%	11.0%
第2次産業	5,875	5,928	4,680	4,162	4,424	4,073	3,747	3,512
	32.1%	33.3	29.1	29.5	31.0	32.0%	33.0%	34.0%
第3次産業	7,231	7,471	7,639	6,995	7,212	6,613	6,075	5,680
	39.4	41.9	47.5	49.7	50.5	52.0%	53.5%	55.0%
合計	18,330	17,813	16,090	14,080	14,291	12,727	11,355	10,328

資料：H7 年度から H27 年度は国勢調査

就業人口の総数は、平成 27 年時点の生産年齢人口に占める就業人口の割合をもとに、各年の生産年齢人口から推計し、産業別就業人口の割合は、H17 年度と H27 年度の 2 時点間の増減率の傾向から推計。



(3) 総生産額

岩手県の市町村経済計算による本市の市内総生産の合計は、平成23年度以降、増加傾向にあり、平成29年度には1,065億円となっています。

産業別総生産額は、平成29年度で第1次産業が約42億円、第2次産業が約505億円、第3次産業が約512億円で、平成23年度と平成29年度を比較すると、第1次産業、第2次産業が増加、第3次産業は減少しています。

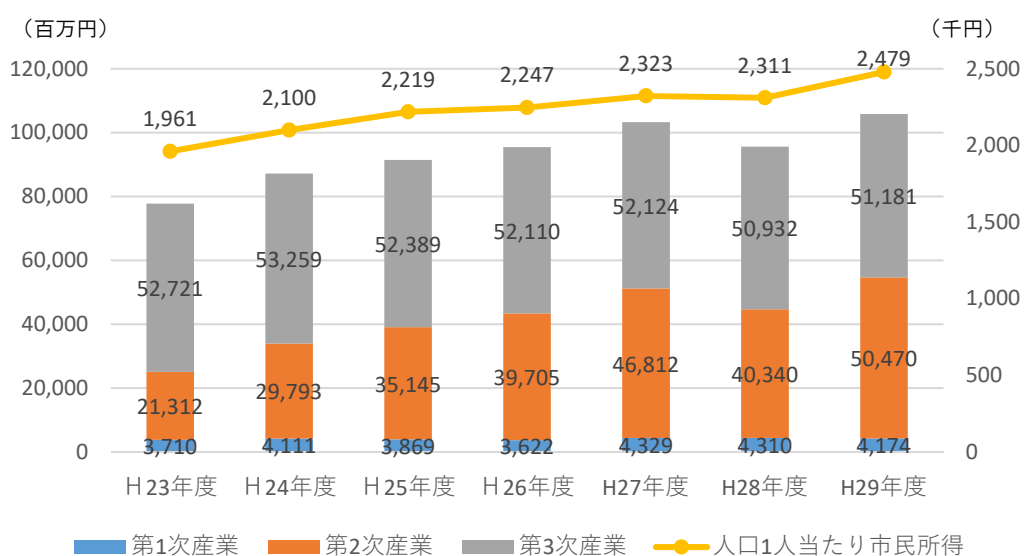
本市の人口一人当たりの市民所得は、平成29年度で約248万円と増加傾向にあります。

[図表 市内総生産の推移]

単位：百万円、%

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
市内総生産額(百万円) A = B+C+D+E	78,162	87,654	92,030	96,392	104,058	96,021	106,452
第1次産業 B	3,710	4,111	3,869	3,622	4,329	4,310	4,174
第2次産業 C	21,312	29,793	35,145	39,705	46,812	40,340	50,470
第3次産業 D	52,721	53,259	52,389	52,110	52,124	50,932	51,181
税・関税等 E	419	491	627	955	793	439	627
市民所得の分配(百万円) F = G+H+I	56,829	60,313	62,955	63,030	65,198	63,926	67,323
雇用者報酬 G	36,452	36,823	37,057	37,832	38,346	39,319	41,088
財産所得 H	2,705	2,656	2,573	2,811	2,950	2,930	2,828
企業所得 I	17,673	20,833	23,325	22,387	23,902	21,678	23,406
人口1人当たり市民所得(千円) F/J	1,961	2,100	2,219	2,247	2,323	2,311	2,479
総人口(人) J	28,984	28,724	28,377	28,047	28,062	27,658	27,161

資料：市町村経済計算



(4) 土地利用

平成 29 年の地目別土地利用区分では、総面積 82,597ha のうち、山林等が 67,036ha (81.2%) と最も多く、次いで農用地が 6,896ha (8.3%)、原野・雑種地が 5,526ha (6.7%)、牧場 2,176ha (2.6%)、宅地 995ha (1.2%) となっています。

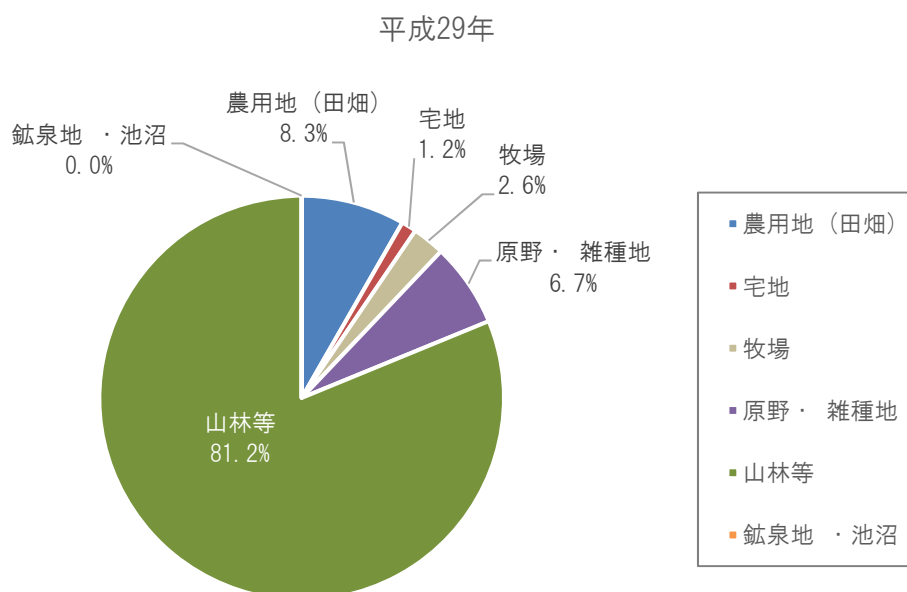
地目別面積の推移をみると、農用地が微減、宅地、山林等が微増傾向にあります。

[図表 地目別面積の推移]

単位：ha、%

	農用地 (田畑)	宅地	牧場	原野・ 雑種地	山林等	鉱泉地 ・池沼	計
平成 12 年	7,206	843	2,905	5,686	65,917	5	82,562
	8.7	1.0	3.5	6.9	79.9	0.0	100.0
平成 17 年	7,149	891	2,751	5,557	66,206	7	82,561
	8.7	1.1	3.3	6.7	80.2	0.0	100.0
平成 22 年	7,126	939	2,227	5,486	66,775	8	82,561
	8.6	1.1	2.7	6.7	80.9	0.0	100.0
平成 27 年	6,937	948	2,213	5,535	66,956	8	82,597
	8.4	1.1	2.7	6.7	81.1	0.0	100.0
平成 29 年	6,896	955	2,176	5,526	67,036	8	82,597
	8.3	1.2	2.6	6.7	81.2	0.0	100.0

資料：岩手県統計年鑑



2 市民ニーズ等の把握

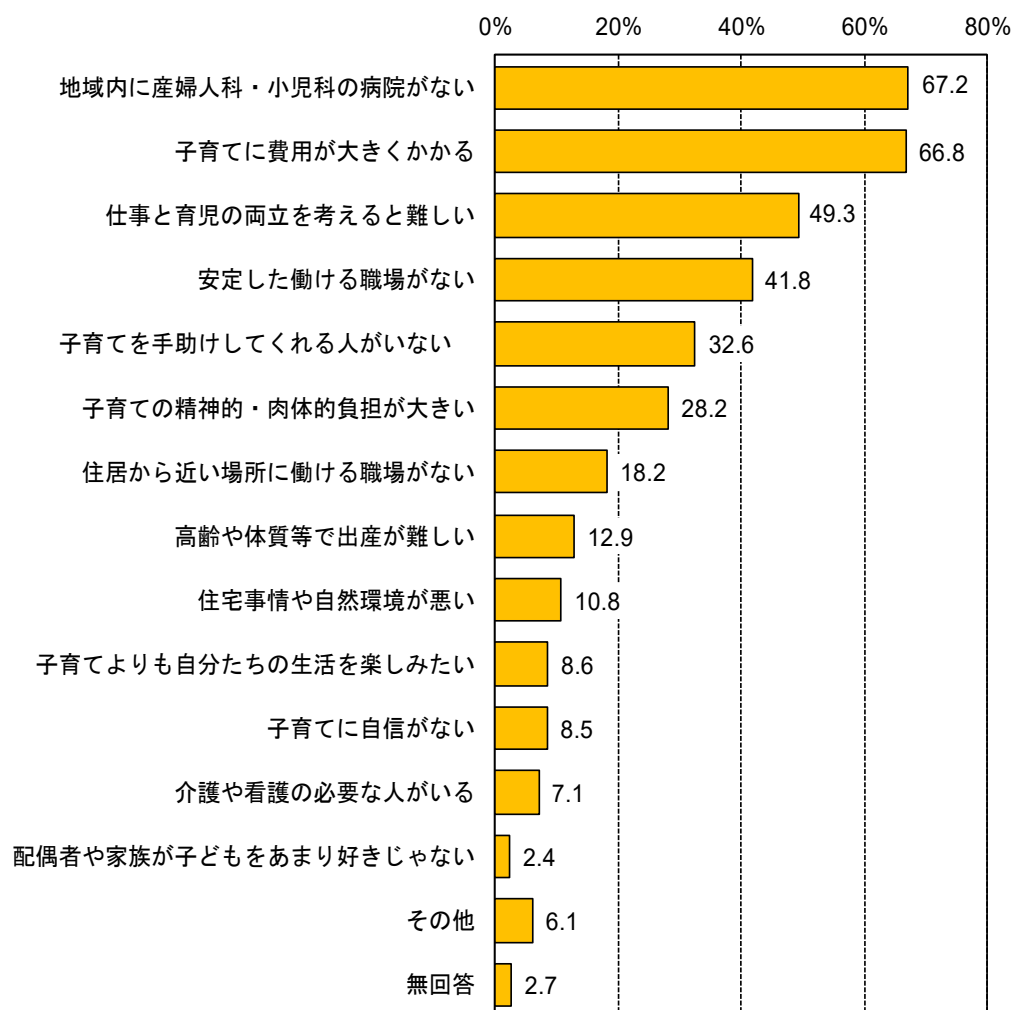
市民ニーズ等の把握について、近年行った分野別のアンケート調査の結果から、住民意向等に関して整理を行いました。

(1) 遠野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成31年1月）

□ 調査対象 0歳～小学6年生の児童を持つ保護者
□ 配付数 1,672件 □ 回収 1,509件 □ 回収率 90.3%

ア 少子化の要因として考えられること

調査対象の保護者が、少子化の要因として考えられることとして感じていることは、「地域内に産婦人科・小児科の病院がない」が（67.2%）と最も多く、次いで「子育てに費用が大きくなる」（66.8%）、「仕事と育児の両立を考えると難しい」（49.3%）、「安定した働ける職がない」（41.8%）の順となっています。

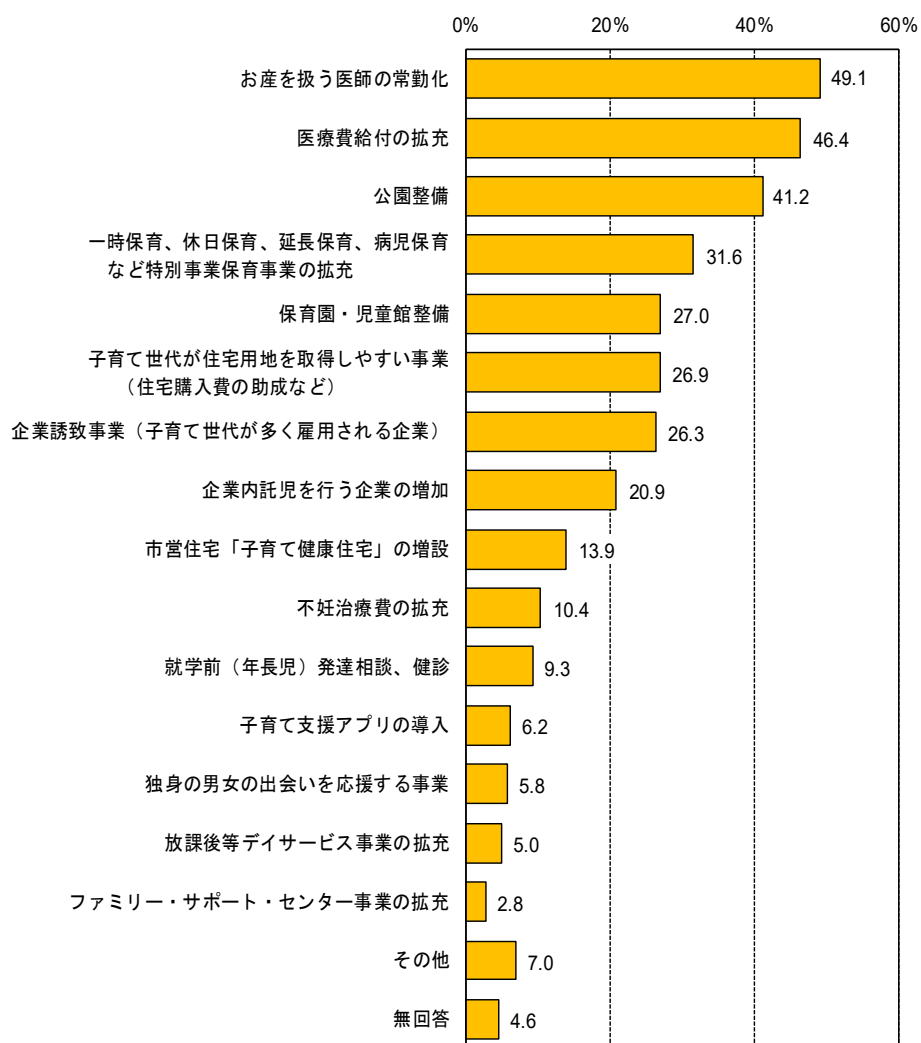


(回答者:674人)

イ 就学前児童を持つ保護者の少子化対策・子育て支援に必要な施策

調査対象の保護者が、遠野市の少子化対策・子育て支援施策に望んでいることは、「お産を扱う医師の常勤化」が49.1%と最も多く、次いで「医療費給付の拡充」(46.4%)、「公園整備」(41.2%)、「一時保育、休日保育、延長保育、病児保育など特別事業保育事業の拡充」(31.6%)の順となっています。

※複数回答3つ以内

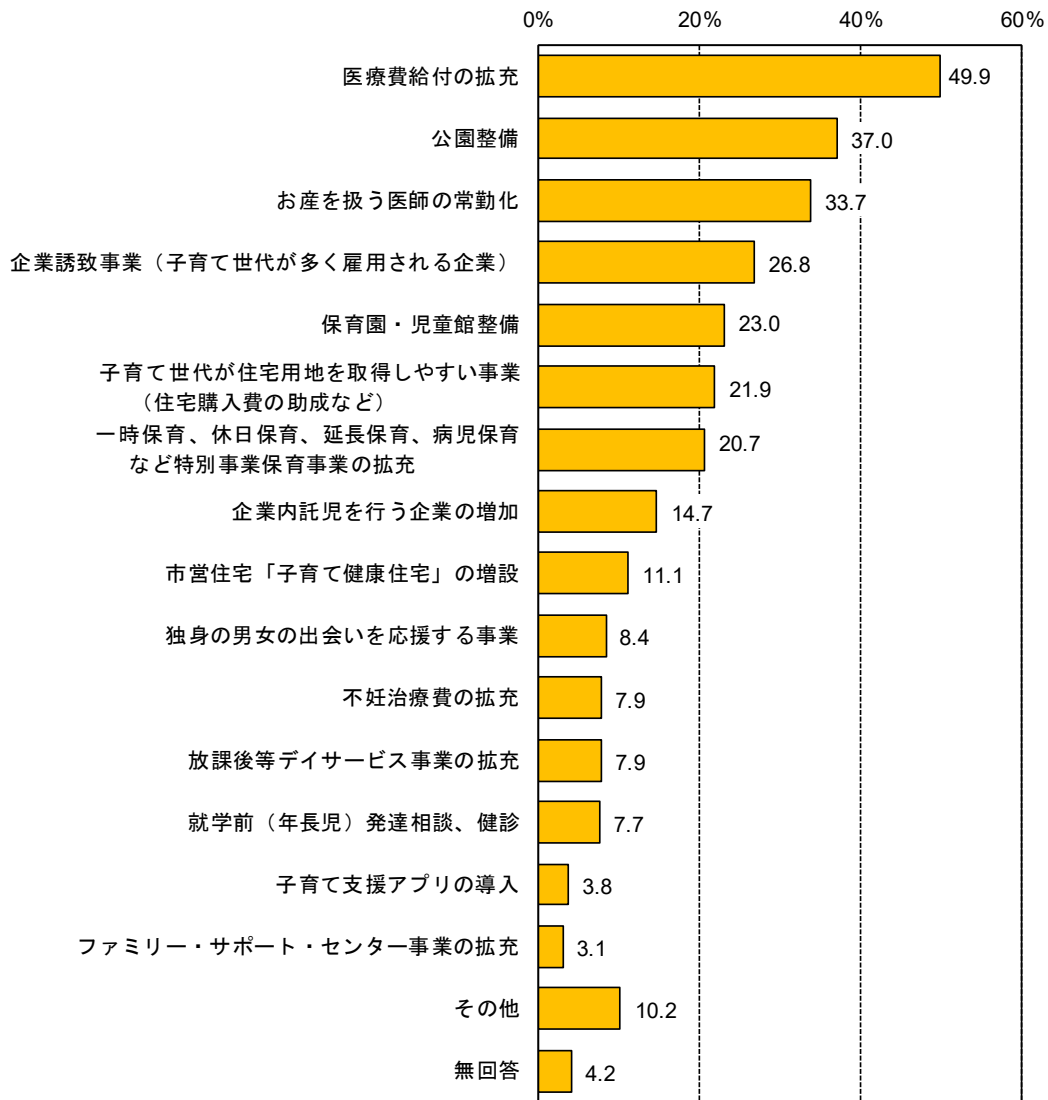


(回答者：674人)

ウ 小学校に通う児童を持つ保護者の少子化対策・子育て支援に必要な施策

小学校に通う児童を持つ保護者が、遠野市の少子化対策・子育て支援施策に望んでいることは、「医療費給付の拡充」が49.9%と最も多く、次いで「公園整備」(37.0%)、「お産を扱う医師の常勤化」(33.7%)の順となっています。

※複数回答3つ以内



(回答者：835人)

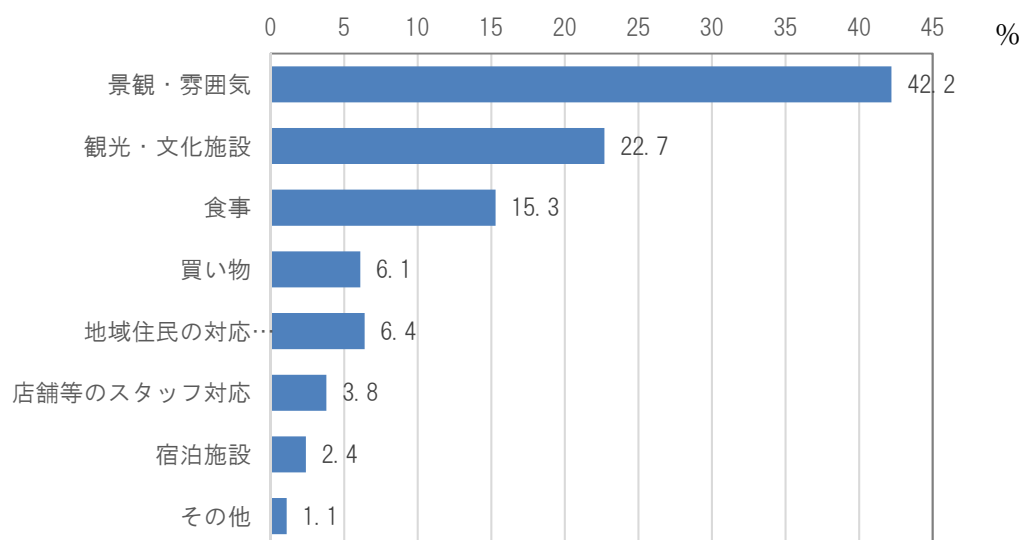
(2) お盆期間の来訪者の実態調査（令和元年8月）

- 調査対象 風の丘、ふるさと村、伝承園、観光協会を訪れた人
- 回収 230 件

【遠野市の魅力】

遠野市を訪れた観光客が魅力と感じることは、「景観・雰囲気」が42.2%と最も多く、次いで「観光・文化施設」（22.7%）、「食事」（15.3%）の順となっています。

※複数回答



(3) 高齢者の意識やニーズ、高齢者福祉サービス及び介護サービスの現状

ア 調査の概要

[調査対象]

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：65歳以上の高齢者の方
- ・ 在宅介護実態調査：在宅で介護を受けている要支援、要介護認定者

[調査方法]

- ・ 郵送による配付・回収

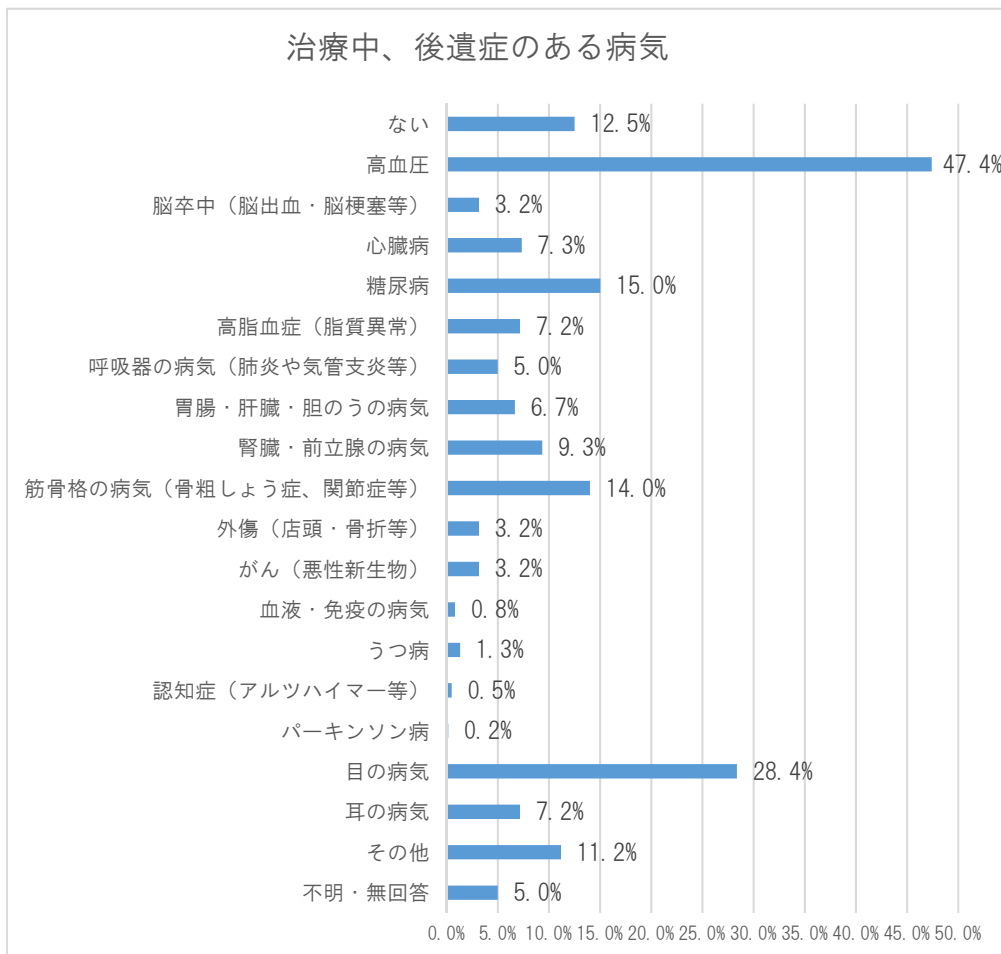
[調査期間]

- ・ 令和2年1月7日～2月7日

[配付・回収状況]

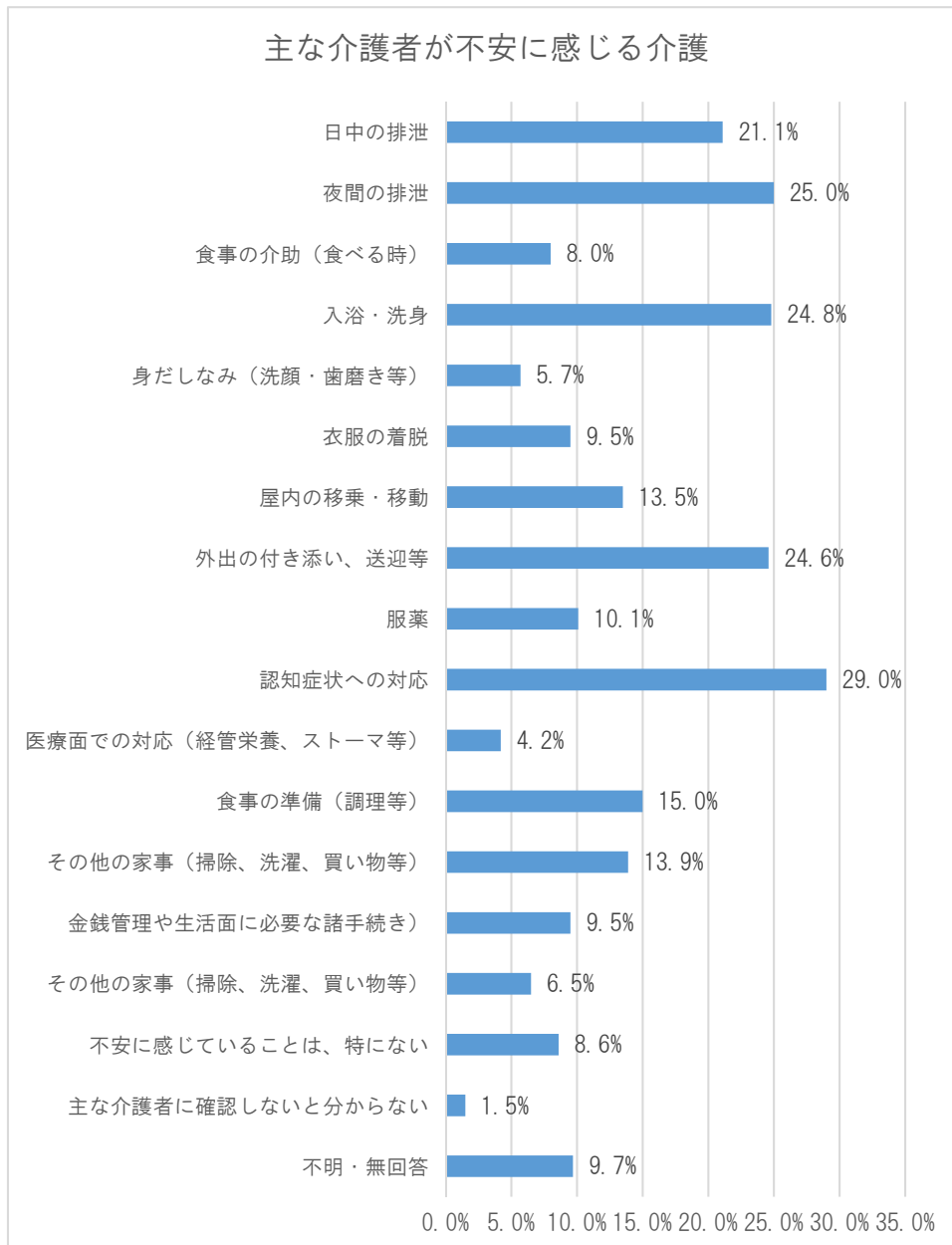
調査種類	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	800 票	599 票	74.9%
在宅介護実態調査	1,000 票	749 票	74.9%

イ 調査結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



※複数回答のため、割合は、回答者総数に占める割合。

イ 調査結果（在宅介護実態調査）



(4) 市長と語ろう会

本市では、「遠野スタイルによるまちづくり」を目的とした市長と語ろう会を例年開催しています。総合計画後期基本計画の策定にあたり、策定に関する市民参画の一環として、分野別の市長と語ろう会を開催しました。

1 名称 市長と語ろう会（分野別）～支え合い、新たな時代を拓く世代と語る～

2 開催日・出席者・分野

- (1) 令和2年7月22日 少子化対策・子育て分野 8名
保育士、児童館指導員、小中高等学校教諭
- (2) 令和2年7月29日 産業振興・雇用確保分野 7名
1次産業（農林業）、2次産業（製造業、建設業）、3次産業（サービス業）
- (3) 次世代の遠野のリーダー分野
令和2年7月21日 遠野緑峰高校生徒会、専門部所属 生徒10名
令和2年7月28日 遠野高校生徒会役員 生徒11名
- (4) 意見・提言内容
ア 意見・提言総数 130件

[意見・提言の主な内容]

区分	主な意見
農業振興について	・ 農業振興のための農家支援策の拡充
雇用確保対策について	・ 企業説明会への1次産業参加による情報発信 ・ 起業希望者に対する支援の拡大 ・ インターネット環境の高速化による企業誘致 ・ 企業連携による地域づくり人材の確保
医療・福祉について	・ 医療環境の充実
子育て支援について	・ 子育て支援施設の充実 ・ 子育て世帯への医療費助成の拡充
まちづくりについて	・ 自然環境を生かしたまちづくり ・ 遠野の魅力発信の拡充
教育環境支援について	・ 市内小中高間の交流の拡大 ・ キャリア教育と地域との連携の推進
文化振興について	・ 『遠野物語』の継承 ・ 文化を継承する活動の拡大
観光振興について	・ SNSを活用した発信 ・ 市民に対する遠野の魅力発信

後期基本計画

令和3年度～令和7年度

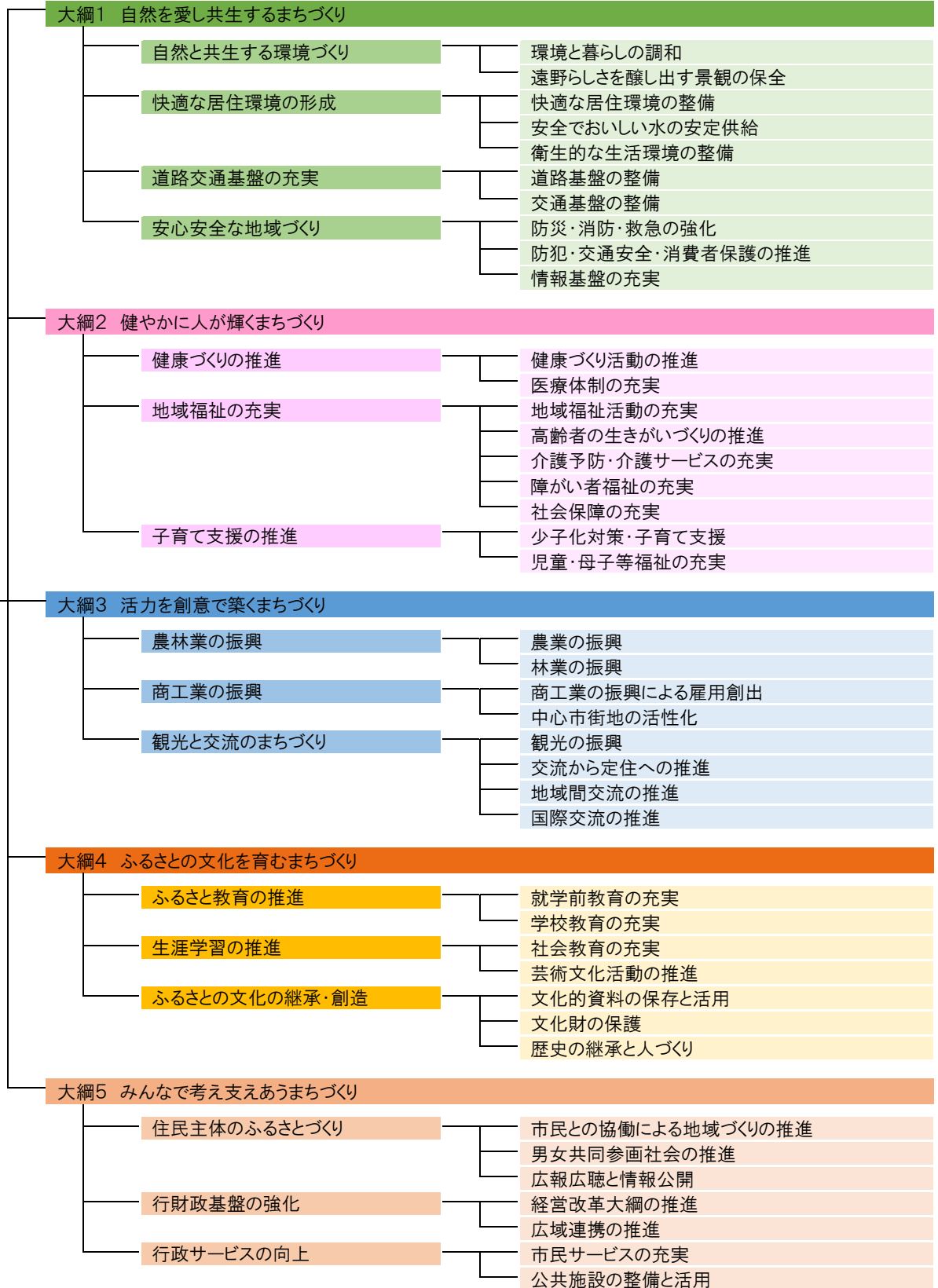
1 第2次遠野市総合計画 後期基本計画の体系（令和3年度～令和7年度）

【大綱・政策】

【施策】

将来像：**永遠**の日本のふるさと遠野

基本理念：遠野スタイルの創造・発展



II みんなで取り組むまちづくり指標 118指標

大 綱	指 標
大綱1 自然を愛し共生するまちづくり	20 指標
大綱2 健やかに人が輝くまちづくり	25 指標
大綱3 活力を創意で築くまちづくり	36 指標
大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり	26 指標
大綱5 みんなで考え支えあうまちづくり	11 指標
合計	118 指標

◇ 全指標の達成状況を毎年度公表します。

Ⅲ 大綱別計画

大綱1 自然を愛し共生するまちづくり

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

大綱3 活力を創意で築くまちづくり

大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり

大綱5 みんなで考え支えあうまちづくり

自然を愛し共生するまちづくり

大綱1



豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。

【政策】

【施策】

1 自然と共生する環境づくり

- (1) 環境と暮らしの調和
- (2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全

2 快適な居住環境の形成

- (1) 快適な居住環境の整備
- (2) 安全でおいしい水の安定供給
- (3) 衛生的な生活環境の整備

3 道路交通基盤の充実

- (1) 道路基盤の整備
- (2) 交通基盤の整備

4 安心安全な地域づくり

- (1) 防災・消防・救急の強化
- (2) 防犯・交通安全・消費者保護の推進
- (3) 情報基盤の充実

1

自然と共生する環境づくり

市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らせる、住んで良かったと実感できるまちづくりに取り組みます。

自然との共生においては、市民共通の財産である遠野の歴史・風土及び街並み、美しい山河などの自然環境や、田園及び山里の景観を守り育てるとともに、後世に引き継ぎます。

施策の体系

1 自然と共生する環境づくり

(1) 環境と暮らしの調和

- ① 資源の循環的利用の推進
- ② エネルギーの有効利用
- ③ 自然環境の保全
- ④ 環境保全活動の推進

(2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全

- ① 遠野らしさを醸成する土地利用と景観の保全
- ② 景観形成要素の保全と調和の推進

(1) 環境と暮らしの調和



現状と課題

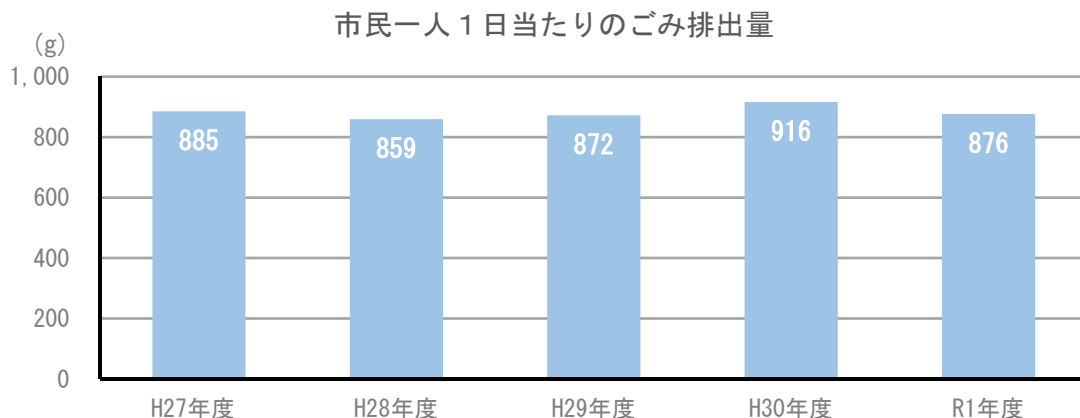
近年、ごみの減量や大気汚染、悪臭などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層破壊、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染など、地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。環境の悪化は、自然環境や生態系への影響はもとより、気象変動による自然災害の増加も危惧されるなど大きな問題となっています。

本市では、市民一人ひとりの意識変容を進め環境負荷を低減するため、ごみの減量と分別に取り組んできました。

この取組や人口減少などにより、ごみの総排出量は減少傾向となっていますが、さらに減量させるためには、ごみの総排出量の7割を占める可燃ごみの排出抑制が不可欠です。

また、平成26年11月に策定した「遠野市新エネルギービジョン」では、市内防犯灯のLED化等の省エネルギー機器の導入促進や個人の再生可能エネルギーの導入を推進してきましたが、今後更に、温室効果ガスの排出量削減や環境負荷の低減を図るため、エネルギー施策の推進が必要となっています。

これらを踏まえ、地球温暖化防止と地域の環境、生態系を守るために、「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」、「遠野市環境基本計画」、「遠野市新エネルギービジョン」に基づき、環境施策とエネルギー施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。



施策の方向

① 資源の循環的利用の推進

- 廃棄物の発生抑制、資源の循環利用など環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、「遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」「遠野市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」「遠野市分別収集計画」に基づく取組を推進します。

- 食品ロスの削減やマイバックの携行など、各家庭や企業、学校等における4R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、**リフューズ（発生回避）**）行動を促進するため、市民意識の向上を図ります。
- ごみの排出抑制を図り、費用負担の公平性を確保するため、事業系不燃ごみ等の処理手数料有料化に取り組みます。
- 人口減少・少子高齢化の進展により、課題として表面化してきた、ごみ出しが困難な高齢者世帯等への支援などに対応するため、地域の実情に応じた適切な収集体制の見直しを進めます。
- 非常災害が発生した場合の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を構築します。
- 岩手中部広域行政組合による広域不燃ごみ処理施設整備を検討するなど、持続可能なごみ処理体制の確立に向けた取組を進めます。
- 中部圏城市町の最終処分場残余容量が減少**するなか**していることから、岩手中部広域行政組合により、各市町の最終処分場を相互に利用することができる一括管理方式の導入等を検討し、運営の効率化を図ります。
- 間伐材や製材端材等地域の1次産業と密接に関わるエネルギー資源を活用した遠野型新エネルギー導入を促進し、好循環型社会の構築と地域経済循環を推進します。
- 老朽化しているし尿処理施設について、市単独処理から広域処理を目的とした北上地区広域行政組合への加入や、現状維持及び広域処理対応の施設整備を進め、経済的かつ合理的なし尿処理体制の構築に向けて取り組みます。

② エネルギーの有効活用

- 公共施設等への木質ボイラー、LED照明、省エネルギー機器の導入など、新エネルギーの積極的な活用と省エネルギーの取組により、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
- エコドライブの推進や公共交通の利用促進、冷暖房の温度管理の徹底や省エネ機器の利用、照明機器のLED化など、市民をはじめ、職場や家庭の省エネルギーを推進します。
- 遠野市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、太陽熱、木質バイオマスエネルギーなど、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用を推進するとともに、一般住宅への太陽光発電設備等の導入を促進します。
- 国策等を踏まえ、自立分散型エネルギー供給体制の構築を目指し、災害時には防災拠点等へエネルギーの供給を可能とする等、安全、安心な住民生活の確保を推進します。
- 新エネルギーの普及促進を図るとともに、重要な景観資源の保全に努め、景観資源と調和したエネルギー施策を推進します。
- 市民の省エネルギー意識を高め、自然環境に配慮して適切に生産される新エネルギーの導入により、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

③ 自然環境の保全

- 生態系のバランスのとれた豊かな自然環境の保全を図るとともに、本市に生息する希少な動植物の保護に努めます。
- 国土保全、水源の涵養、緑豊かで潤いのある自然景観の保全など、森林の持つ多面的機能の維持と確保に努めます。
- 河川の改修にあたっては、魚道の確保や他の水生生物の生息環境に配慮した健全な河川生態の維持や、多自然型の河川づくりに努めます。また、川本来の瀬や淵、水際植生を残すことで、早期自然回復を図ります。
- 生活排水の浄化対策を進め、河川や水路の水質保全を図るとともに、無秩序な山林開発やごみの不法投棄を防止するため、ごみの適正処理を推進し、自然環境の保全を図ります。
- 自然環境の維持保全の一翼を担っている農林業の役割を再認識し、環境保全型農業の推進や木材を活用した低炭素社会への取組を推進します。

④ 環境保全活動の推進

- 「環境フロンティア遠野」を構成する中心に市内の環境保全活動団体のネットワークをさらに広げ、環境保全に対する知識と理解を深めるために、研修会や講演会、イベントなどを実施します。
- 市民環境団体の育成と学校や地域のリサイクル活動や緑化活動、環境保全活動などの自主的活動を促進します。
- 環境保全を行う活動や環境保全につながる行動は日常生活の中にもあることから、市民や事業者が環境保全への理解を深め、自発的な活動につながることを目指し、子どもから大人までの環境教育と環境学習を推進します。
- 「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づくエコオフィス活動をさらに推進するとともに、市内関係団体や事業所等への普及に取り組みます。
- 市公衆衛生組合連合会、自治会等と連携した環境パトロール活動等による不法投棄防止対策を講じるとともに、市民による環境衛生活動を推進し、地域の環境保全を図ります。

ごみ減量推進ワーキンググループ	
テ　　マ	ごみの減量について
目　　標	市民一人1日当たりのごみ量を、令和元年度の実績である 876 g から毎年1%の削減を目指します。
主要施策名	環境とくらしの調和

方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切りの徹底 ・生ごみの堆肥化 ・買い物は必要なものだけを購入 ・ごみにならないような大切な使用 ・リサイクルと分別の徹底 ・マイバック利用などによる不要な包装の削減 ・料理は、食べきれぬ量を調理 ・外食時は適量注文し、食べ残しは自己責任で持ち帰り
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収の拡充 ・ごみ減量やリユースの具体的な手法と効果の広報 ・生ごみ処理機の普及推進 ・子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に環境学習会の開催 ・ごみ排出量目標と実績、ごみ処理経費の分かりやすい広報 ・エコバックの推進 ・落ち葉や枝の堆肥、木灰など土に還す仕組みづくり ・廃油、生ごみなどの循環利用の仕組みづくり

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
1	市民一人1日 当たりのごみ 排出量 WG	g/人・ 日	876	859	850	841	833	825	ごみの排出抑制に係る市民意識の向上を図り、年1%の減量を目指す。
2	市民環境団体 登録数	団体	73	73	73	73	73	73	ふるさと遠野の環境を守り育てるため、市民環境団体の育成により、現状の団体数の維持を目指す。
3	小中学校等の 環境学習及び 環境活動の実 施	回	97	97	97	97	97	97	子どもたちの環境教育を推進するため、小中学校、児童館、保育園等の環境学習及び環境活動を促進し、現状の回数維持を目指す。

※「WG」はワーキンググループでの検討指標

(2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全



現状と課題

経済性や効率性を重視し従来の自然環境や風景、町並みを損なうような景観が全国各地で見られるなか、本市の豊かな自然と地域文化により形成された町並みや農村、里山の景観は「永遠の日本のふるさと遠野」そのものであり、次代へ引継ぎ守り続けていかなければなりません。

本市では、住民の心のよりどころとなる文化や景観を「遠野遺産」として認定し、地域の絆と市民協働の活動を通じて守り継承する独自の取組を進めてきましたが、今後は、さらなる地域資源の掘り起こしとともに、人口減少・少子高齢化社会の中でいかに保全していくかが課題となっています。

また、平成23年に施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度により、市内においても、再生可能エネルギー事業の開発が急速に進んでいることから、無秩序な大規模開発により、遠野の宝である自然環境や景観資源が失われないよう適切な導入を図っていく必要があります。

施策の方向

① 遠野らしさを醸成する土地利用と景観の保全

- 遠野らしい景観形成を図るため、地域の歴史や文化などの特性に応じたきめ細かな景観を意識した土地利用の誘導を図ります。
- 「遠野市景観計画」で設定した「自然景観」「農村景観」「都市景観」の3つの区分領域、7つの地域における景観形成方針に基づき、「規制・誘導・管理」、「保護・保全」、「整備の推進」を図ります。
- 宅地の開発・造成については、遠野市景観計画や各種規制を踏まえ、乱開発の防止と秩序ある良好な土地利用の促進に努めます。
- 「遠野市新エネルギービジョン」及び「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー事業の抑制と導入のバランスを保ちながら、良好な景観資源の次代への継承を図ります。

② 景観形成要素の保全と調和の推進

- 市民の誇る美しい景観を後世に残し引き継ぐため、「遠野市景観計画」に基づき、景観形成に係る意識の啓発と向上を図ります。
- 「遠野遺産」認定制度により、市民協働のもと、名木や古木、史跡、建造物、風景など後世に伝えるべき景観保全活動を促進します。

- 一定規模以上の建築物や工作物の新築等をする場合には、「遠野市景観計画による届け出行為等に関する条例」に基づき、デザインや色彩等は景観形成指針に適合するよう求め、景観形成要素の保全や周辺景観との調和を図ります。
- 地域の文化に根差した特徴的な景観づくりを奨励し、文化による景観のまちづくりを推進します。
- 住民協定により特徴ある景観形成を図ってきた大工町通りと下一日市地区は、それぞれ、大工職人・寺町を意識した和風の佇まいと蔵や商家などの町家文化が多く残る本市を代表する重要な景観であることから、維持保全に努めます。

快適な居住環境においては、道路、水路、汚水処理などの生活に身近な環境の一体的な整備を進めるとともに、遠野駅前通り周辺の再開発による魅力ある中心市街地の形成と都市機能の充実を図ります。

施策の体系

2 快適な居住環境の形成

(1) 快適な居住環境の整備

- ① 住みやすい居住環境の整備
- ② 住宅・宅地の整備
- ③ 快適な市街地の形成
- ④ 公園の整備・充実

(2) 安全でおいしい水の安定供給

- ① 環境保全と水源涵養
- ② 安全な水の安定供給

(3) 衛生的な生活環境の整備

- ① 汚水処理施設の適切な維持管理及び更新
- ② 水洗化率の向上

(1) 快適な居住環境の整備



現状と課題

人口減少が続く中、広大な市域に整備された道路をはじめとするインフラ施設、公共施設や商業施設、住宅等の居住環境をいかに維持し、持続可能なまちづくりをしていくかが課題となっています。

本市では、これまで、生活に身近な道路・水路の整備や土地区画整理、公営住宅などの整備を進めてきましたが、中心市街地では生活の利便性が良く居住の人气が高く、八幡地区住宅の解体が進んでいる現在、老朽化した市営住宅の建替えを含め、その土地の多様な利用が想定されることなどから、高齢者や子育て世帯が安心して生活できる居住環境の整備が課題となっています。

また、社会資本整備においては、これまでのような開発・建設から、今後は、保有資源の長寿命化、さらには、必要に応じた合理化及び計画的な維持修繕が重要になっており、自然環境やバリアフリー、ユニバーサルデザインのより一層の配慮も求められています。

一方、全国的に増加し問題となっている空き家については、その発生防止、適正管理及び有効利活用を促進するとともに、管理不全状態の空き家を減らし、安全安心な居住環境を確保していく必要があります。

施策の方向

① 住みやすい居住環境の整備

- 「安心安全な道づくり事業」により、市全域の快適な居住環境を創出します。
- 「安心安全な水路づくり事業」により、集落内の生活環境の向上に努めます。
- 平成30年度に改訂した「遠野市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用を適切に誘導するとともに、住みやすい居住環境を創出します。
- 管理不全状態となっている空き家で、周辺へ悪影響を及ぼすものについては、その解消にむけて解体を促進するとともに、その他の空き家については、有効利活用及び適正管理の啓発に努めます。

② 住宅・宅地の整備

- 「公共施設等総合管理計画」や「遠野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、子育て世帯や高齢者などの住宅需要に配慮して、地元産材を活用した人にやさしい健康住宅の供給を図ります。
- ~~遠野の気候・風土に育まれた地域材を使用し、伝統技術及び木工団地との連携による合理的な生産システムで造る「遠野住宅」の普及に努めます。~~

- 木工団地との連携により、遠野の気候風土に育まれた遠野産木材を地域の住宅に使用する、循環型・地産地消型の住宅の普及に努めます。
- 耐震診断・改修のための助成、浄化槽設置補助など住宅改修の支援により、既存住宅の耐震性や快適性の向上及び長寿命化を図ります。また、省エネや環境に配慮した住宅の整備を促進します。
- 「遠野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき解体を進めている八幡住宅団地については、各分野の政策と相互に補完しながら、土地利活用の推進を図ります。

③ 快適な市街地の形成

- 遠野駅や中心市街地活性化センター（とぴあ）を核に都市機能が集約されている中心市街地においては、穀町市営住宅の整備により、都市機能の充実を図ります。
- 平成30年に変更された新たな都市計画区域内において、都市計画法に基づき、快適な市街地の形成に向けた規制・誘導を図ります。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるため、歩道の段差解消や点字ブロックの整備など、快適に歩いて暮らせる中心市街地の整備に努めます。

④ 公園の整備・充実

- 遠野運動公園、銀河の森総合運動公園及び国体記念公園市民サッカー場を市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの活動の場とし、各種健康づくりや大会の実施などの利用促進を図ります。
- 市民の憩いの場であり、観光スポットでもある鍋倉公園及びポケットパークについては、適正管理とともに整備内容の充実に努めます。

空き家対策ワーキンググループ	
テ　　マ	老朽危険空き家の解体促進
目　　標	空き家の適正管理及び有効利活用を推進するとともに、倒壊の危険等がある老朽危険家屋については、解体を促進し安全に暮らせるまちをつくります。
主要施策名	特定空家等除却促進事業
方　　策	【市民の役割】 ・老朽危険空き家の所有者等による、放置することなく解体又は適切な措置の実施 ・空き家所有者等による利活用または適正管理 ・高齢者世帯等将来の空き家化が想定される場合には、空き家化の予防や空き家化に備えた準備

【行政の役割】

- ・ 空き家所有者及び市民への事業内容の周知
- ・ 空き家所有者及び市民への空き家に関する総合的な情報提供
- ・ 空き家に関する相談体制の整備

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
4	公営住宅整備戸数	戸	—	—	15	9	11	—	遠野市公営住宅長寿命計画の取組により、宮守銀河団地及び穀町団地に、子育て世帯や高齢者向け公営住宅の整備を目指す。
5	特定空家等除却促進事業利用件数の解体件数 	件	0	3	3	3	3	3	先行他市の取組実績を踏まえ、毎年度3件の管理不全な「特定空家等」の除却解体を促進し、快適な居住環境の形成を目指す。

現状と課題

本市では、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的に、上水道1施設及び簡易水道6施設を整備してきましたが、令和2年度からすべての簡易水道施設を上水道施設に統合し、経営基盤の強化と、給水区域内における加入促進を図っています。

また、厚生労働省が示す「新水道ビジョン」（平成25年3月策定）を踏まえ、「遠野市水道ビジョン」（平成21年3月策定）を令和2年度に改訂し、将来像とする『信頼され環境に優しい遠野の水道』を目指し、水道施設の計画的な整備と健全な事業運営に努めています。

近年、水道管の老朽化による漏水のため、有収率の維持に支障を来していることから、老朽施設の改修・更新を計画的に進め、安全で良質な水道水を安定的に供給していく必要があります。

施策の方向

① 環境保全と水源涵養

- 安定した水源を維持するため、水源地周辺及び後背地の森林育成などの環境保全と管理、水源の涵養に努めます。

② 安全な水の安定供給

- 老朽施設や管路の改修・更新により、有収率の向上に努め、効率的な事業運営を図ります。
- 全ての基幹施設に必要な耐震性を確保できる計画を立案し、災害に強い強靱な水道を目指します。
- 水道未普及地域においては、水質悪化の事態に対応し、自家用水道施設の普及を図り、生活水の確保と水質の保全を推進します。

上下水道ワーキンググループ

テ	マ	水道管路の更新延長
目	標	水道管の老朽化による漏水を防ぐとともに、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽施設及び管路の改修・更新・耐震化を計画的に進め、令和3年度から令和7年度までの5年間における水道管路の更新延長の累計 33,700mを目指します。
主要	施策名	安全でおいしい水の安定供給

方 策	[市民の役割] ・遠野市水道ビジョンに対する理解と協力
	[行政の役割] ・健全かつ安定的な事業運営が可能な財政運営 ・将来の水需要を見据えた、効率的な施設の配置及び再構築 ・老朽施設や管路の改修・更新・耐震化による給水サービスと有収率の向上

みんなで取り組むまちづくり指標

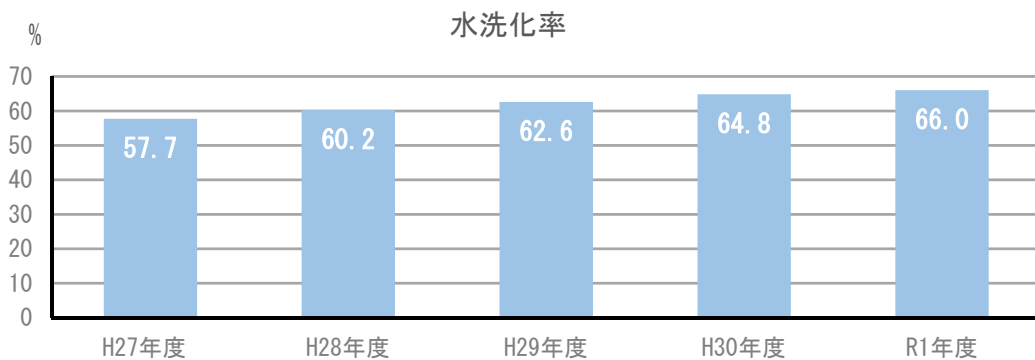
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
6	水道管路の更新延長の累計 (5年間) WG	m	25,755 (H27~R1)	6,540	12,218	19,142	26,146	33,700	遠野市水道ビジョンを踏まえ、 耐用年数が経過した老朽管の計画的な更新を目指す。

現状と課題

公共下水道等の汚水処理施設は、日常生活や事業活動により排出される汚水を浄化し、河川等の水質保全や、市民の生活環境を衛生的かつ快適に向上させる役割を担っています。

本市では、集合処理方式（下水道及び農業集落排水）と個別処理方式（浄化槽）により汚水処理施設の整備を図っていますが、水洗化率（水洗化人口割合）は、令和元年度末で66.0%であり、岩手県全域の76.0%を下回っている状況にあります。

本市の大切な財産である豊かな自然環境を未来に継承していくため、汚水処理施設の適切な維持管理と更新に努め、水洗化による生活環境の改善を積極的に推進していく必要があります。



水洗化率：汚水処理施設（下水道、農業集落排水及び浄化槽）を使用することができる区域内人口に対する、汚水処理施設を使用している人口の割合

施策の方向

① 汚水処理施設の適切な維持管理及び更新


- 下水道及び農業集落排水は、管渠整備が概ね完了していることから、適切な維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的に更新を実施し、将来的な施設の老朽化に備えます。

② 水洗化率の向上

- 下水道及び農業集落排水整備区域以外の地域においては、国・県補助金を活用した個人住宅への浄化槽の導入を推進し、さらなる水洗化率の向上を図ります。
- 個人住宅の水洗化に係る費用負担を軽減するため、排水設備工事に係る金融機関からの資金融資に対する利子補給制度を継続し、水洗化の促進を図ります。

上下水道ワーキンググループ	
テ ー マ	水洗化の促進
目 標	本市の大切な財産である豊かな自然環境を未来に継承していくため、個人住宅への浄化槽設置に係る補助制度を重点的に実施するとともに、未水洗化世帯に対する啓発活動等を推進し、令和7年度末の水洗化率 71.4%を目指します。
主要施策名	衛生的な生活環境の整備
方 策	[市民の役割] ・水洗化に対する理解と協力、補助制度の一層の周知と活用
	[行政の役割] ・健全かつ安定的な事業運営が可能な財政運営 ・個人住宅の新築、改築及びリフォームに伴う浄化槽の設置に係る補助制度の一層の推進 ・下水道・農業集落排水整備区域に係る水洗化促進策の検討・実施 ・他の支援制度との連携（申請手続の簡略化に係る検討を含む。）

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
7	水洗化率 	%	66.0	67.8	68.7	69.5	70.5	71.4	下水道及び農業集落排水整備区域の水洗化率の向上と、これらの区域外への浄化槽のより一層の普及を推進し、令和7年度末の水洗化率 71.4%を目指す。

3

道路交通基盤の充実

道路交通基盤においては、全線開通した東北横断自動車道釜石秋田線の活用を図ります。市民生活の利便性を高めるために、市道の整備、橋梁の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。また、総合交通対策として、効率的で持続可能な生活交通システムの構築を図ります。

施策の体系

3 道路交通基盤の充実

(1) 道路基盤の整備

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活関連道路等の整備

(2) 交通基盤の整備

- ① 総合交通体系の整備
- ② 交通環境の整備
- ③ 鉄道の利便性の向上

(1) 道路基盤の整備

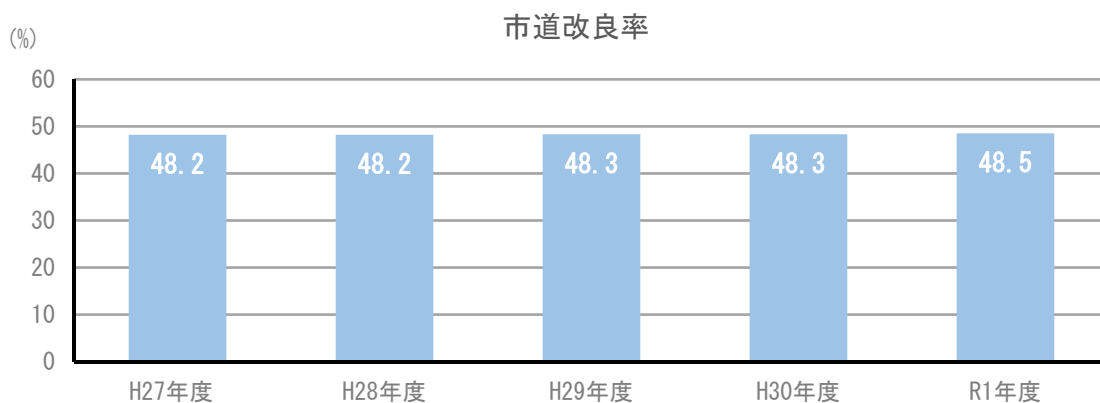


現状と課題

我が国における少子高齢化社会の急速な進展による社会経済情勢の変化は、開発や基盤整備などのハード事業による社会資本整備から福祉の充実などのソフト事業へと転換をもたらし、道路基盤整備を必要とする地方にとっては非常に厳しい環境にあります。

本市は、沿岸部と内陸部を結ぶ交通網の結節点でありながら、広域間を結ぶ道路規格の改良は立ち遅れている状況にありましたが、東日本大震災における復興支援道路に位置付けられた東北横断自動車道釜石秋田線の平成31年3月の全線開通により、高速道路ネットワークを利用した新たな交流が見え始めています。

人的・物的交流の最深部である市道等については、市民生活の利便性の向上とともに、ひと・ものの交通も念頭に、地域生活に密着した計画的な整備が求められています。



施策の方向

① 幹線道路の整備

- 市内の一般国道4路線は、地域間連携や日常生活圏の拡大など、活力あるまちづくりの動脈として大きく寄与することから、快適な交通環境のさらなる向上を目指し、狭隘部の改良等について関係機関への要望活動を推進します。
- 主要地方道・一般県道については、交通量の増加や幅員の狭小、急カーブな箇所に対応した道路改良など、機能強化と安全性の高い道路整備について関係機関に要望活動を推進します。

② 生活関連道路等の整備

- 市道等の日常生活に欠かせない生活関連道路は、計画的に整備を進め、市内各公的施設や集落間の連絡性や利便性の向上を図ります。
- 各集落内における生活道路については、「生活に身近な道づくり事業計画」に基づき、地域住民の快適性の確保に努めます。
- 老朽化した路面や橋梁、木製施設等の点検を進め、計画的に改良事業の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインに基づいたすべての人にやさしい道づくりに努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

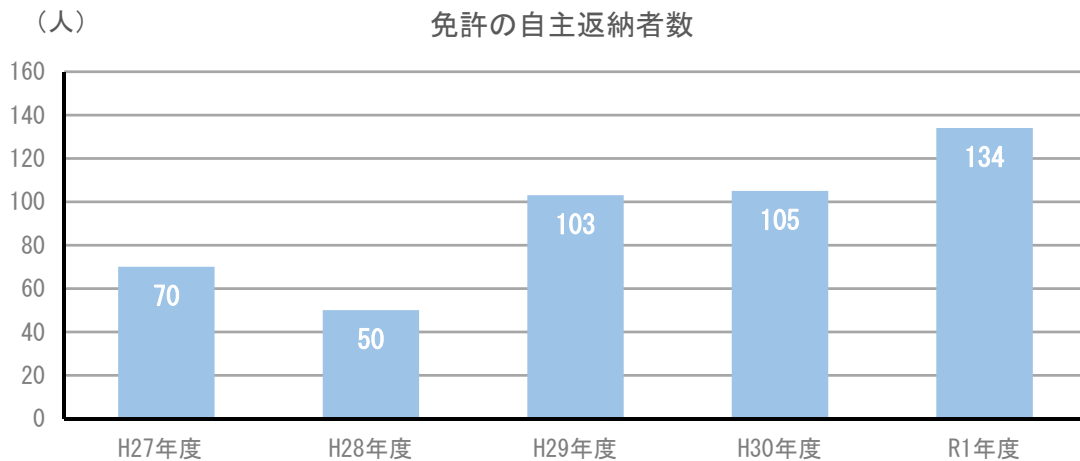
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
8	市道改良率	%	48.5	48.5	48.5	48.6	48.6	48.6	前期基本計画と同規模の改良により、令和7年度に48.6%の改良率を目指す。
9	市道舗装率	%	44.9	44.9	45.0	45.0	45.0	45.1	前期基本計画と同規模の改良により、令和7年度に45.1%の舗装率を目指す。
10	市道の改良舗装工事実施路線数	路線	4	4	4	5	4	4	第5期生活に身近な道づくり事業計画の取組により、毎年度4～5路線の改良を目指す。

現状と課題

高齢化の進行に伴い、交通弱者の生活維持に係る交通移動手段の確保と充実が求められています。

本市では、民間バス事業者の撤退に伴い廃止代替路線を維持するため、市営バスのほか、民間バス会社の路線運行及びタクシー事業者のデマンドバス運行の補助を実施し、公共交通の継続維持に努めてきました。

近年、高齢者の免許返納の増加により、広大な市域を持つ本市では、高齢者や障がい者などに配慮しながらも、より効率的で持続可能な交通体系の構築が求められています。



施策の方向

① 総合交通体系の整備

- 生活交通である廃止代替バス路線の運行を継続し、利用者ニーズに合った運行方式や効率的運行、利便性の向上及び負担軽減に努めます。
- 利用者が安心、安全に利用できるよう、計画的に廃止路線代替バスの更新に努めます。
- 民間交通事業者及び地域住民と連携し、各地区で市内基幹バス路線への接続が可能な、地域内交通の形成に向けた検討を進めます。

② 交通環境の整備

- 自動車・歩行者の交通量等を考慮した歩道設置や高齢・福祉社会に対応した歩道の段差解消など、ユニバーサルデザインに基づいたすべての人にやさしい道路づくりを推進します。

- 見通しの悪い交差点の改善、ガードレールやカーブミラー、標識の設置など、交通安全施設の改善要望箇所については、交通安全施設点検に基づき、警察署や各関係機関と連携し、計画的な改善に努めます。

③ 鉄道の利便性の向上

- 本市と市外地域とをつなぐ重要な公共交通であるJR釜石線の利便性の向上や新幹線への接続性向上に努めます。

安心安全な地域づくりにおいては、東日本大震災の発災時に内陸部に位置する本市が、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことから、広域的な災害に対応できる消防防災拠点としての機能充実・体制強化を図るとともに、地区単位での自主防災組織の育成、関係機関・団体・地域が一体となった交通安全や防犯活動を推進します。

また、ケーブルテレビネットワークの活用による全市的な情報の共有化、情報基盤の整備に取り組めます。

施策の体系

4 安心安全な地域づくり

(1) 防災・消防・救急の強化

- ① 地域防災施設・設備の整備
- ② 防災組織体制の充実
- ③ 防災コミュニティの形成
- ④ 自然災害の予防促進

(2) 防犯・交通安全・消費者保護の推進

- ① 防犯体制の整備
- ② 交通安全運動の推進
- ③ 消費者保護の推進

(3) 情報基盤の充実

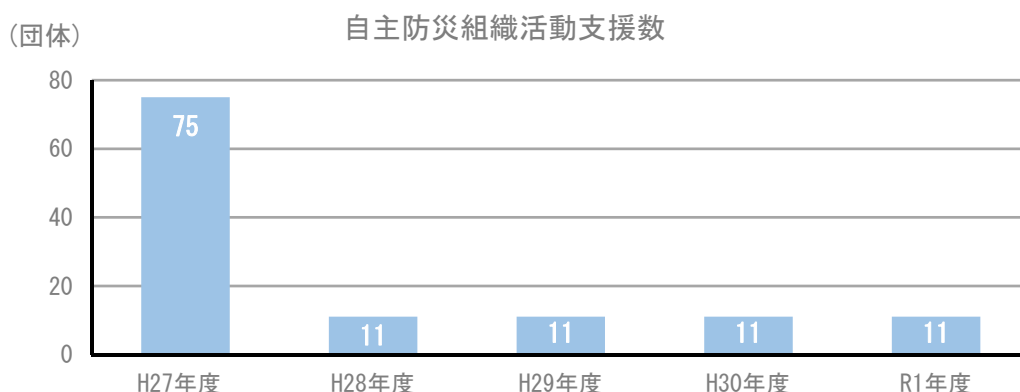
- ① 情報化の推進
- ② 総合情報サービスの提供

現状と課題

日本各地で、地球規模の環境変化に伴う異常気象やゲリラ豪雨などによる予測のつかない災害が発生しています。本市では、昭和 56 年の台風 15 号、平成 10 年の台風 5 号、そして平成 28 年の台風 10 号により甚大な被害を受けたことから、突然発生する災害に備え、さらなる防災力の向上が求められています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、市内全域そして東北地方に甚大な地震・津波被害をもたらしました。災害に備えていた本市は、立地条件を生かし、沿岸被災地の後方支援基地として物資や人的支援に重要な役割を果たしました。

今後も、こうした広域的な災害の対応や複雑多様化する火災、救急等の各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制や施設の充実・強化を図るとともに、行政と地域が協働することによる災害に強いまちづくりが求められています。



施策の方向

① 地域防災施設・設備の整備

- 地域防災力を強化するため、消火栓の整備及び防火水槽の耐震化による消防水利の確保、消防ポンプ及び消防車両の更新整備を進めます。
- 県及び県内各消防本部との連携強化を図り、災害発生時の要支援者等の緊急時対応の強化に努めます。
- 多様化、複雑化する災害活動を安全かつ効率的に遂行するため、消防職員及び消防団員の安全装備品や消防資機材の充実を図ります。
- 同報系デジタル防災行政無線の早期整備及び移動系デジタル防災無線の計画的な更新により、**災害時に、迅速かつ確実に情報発信ができる基盤の構築に努めますし**ます。

② 防災組織体制の充実

- 市民の生命と財産を守るため、消防本部、消防団、遠野市防火委員会及び自主防災組織の組織体制との連携強化に努めます。
- 遠野市総合防災センター及び各地区センターを拠点に自主防災組織と連携を取り、市民向けの防災教育や訓練を実施し、地域防災力の向上に取り組みます。
- 被災時の水・食糧・生活必需品などの確保を図るとともに、災害時に緊急輸送路となる主要な道路網の維持管理に努めます。
- 救命率の向上に向けた救急救命士の育成、応急手当普及員を養成することによる応急手当講習の啓発・普及を推進し、救急体制の充実と医療機関等との連携を強化します。
- 災害による被害の軽減を目的に、ハザードマップを活用して一人ひとりが自ら取り組む意識の醸成を図りながら「自助」の啓発に努めます。
- 東日本大震災から10年を機に内容を充実した「後方支援資料館」は、市が官民一体で行った後方支援活動の伝承に努めるとともに、市内小中学校の防災学習や各地区自主防災組織の研修等への活用により、市民の防災意識の向上を図ります。

③ 防災コミュニティの形成

- 全行政区に発足した自主防災組織と連携して、安否確認、初期救助、避難行動要支援者等の避難支援や救護活動のための地域協力体制の向上に取り組みます。
- 消防本部、消防団、婦人消防協力隊、遠野市防火委員会及び自主防災組織が連携して、地域住民一人ひとりの防火・防災意識の啓発・醸成に努めます。

④ 自然災害の予防促進

- ハザードマップによる土石流や地すべり、急傾斜地等の土砂災害区域、ため池破堤による浸水域、山地にあっては保安林の指定への認知啓発に努め、砂防・治山治水の促進を図ります。
- 近年の予測困難な気象の急変による洪水等の水害に対し、水田の持つ流出抑制機能の効果を発現させるよう、農業生産基盤の整備と合わせて、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を推進し、河川や水路の改修や適正維持に努め、自然災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 土地境界及び権利者を確定させ、容易に境界の復元や危険箇所に応じた予防施設の検討、速やかな災害復旧の実施を図るため、国土調査の推進に努めます。

防災講習会ワーキンググループ

テ	マ	市民の意識を高める
目	標	多様化する災害から生命、身体、財産を守るためには、行政だけでなく、市民一人ひとりの取組みが重要であり、市民と行政がともに進める必要があることから防災関係講習会等の参加者数を増やし災害に備えます。

主要施策名	防災・消防・救急の強化
方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や地域で、また、学校や職場で災害に備えるための話し合い、情報交換を行える環境づくり ・ 情報を積極的に取り入れ、自主防災組織を中心とした企画、運営への参画 ・ 様々な行事を活用した訓練、講習会等を取り入れた防災意識の醸成
	[行政の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して、積極的に情報を提供して活動しやすい環境の整備 ・ 市民が訓練、講習会等に参画する機会の創出と協働による活動の拡充 ・ 市民が計画する活動のサポートと、自主性、自立性を尊重した意識と知識の定着

応急手当事業ワーキンググループ	
テ ー マ	市民の救命処置向上への取組
目 標	応急手当講習受講者 1,600 人の維持、応急手当普及員の 50 人体制を目指し救命率の向上を図る。
主要施策名	防災・消防・救急の強化
方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭の応急手当講習受講者 2 名以上目標 ・ 応急手当講習会を以前に受講したから良いという考えではなく、継続的に受講していくことが大事であることの市民周知 ・ 各職場、団体等での積極的な応急手当講習会の開催による応急手当技術の習得 ・ 応急手当普及員、消防本部と連携した応急手当講習の開催及び応急手当の普及
	[行政の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に応急手当の重要性を広く周知し、幅広く講習会を開催 ・ 応急手当普及員の養成を図り、普及員と連携し応急手当講習の啓発・普及の推進 ・ 不特定多数の人が出入りする大規模店舗、旅館、ホテル、福祉施設、災害発生の危険が予想される工場等への、応急手当普及員の配置要請 ・ 消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等への応急手当普及員の配置による、応急手当の普及促進

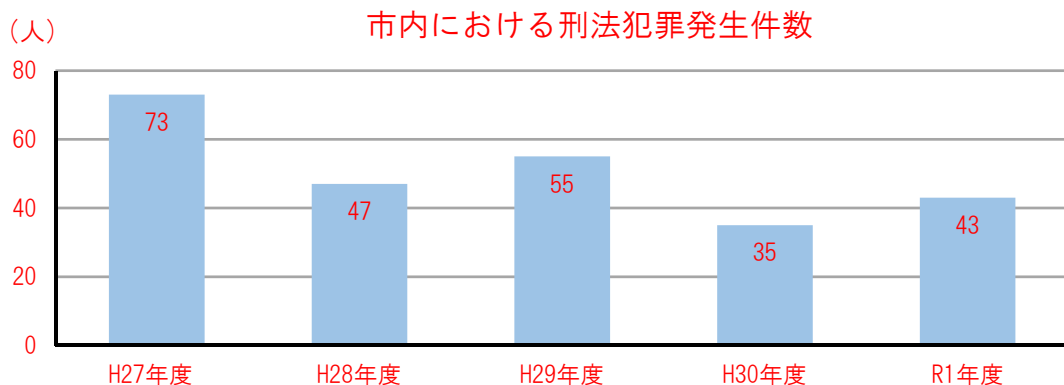
みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
11	消防水利の整備（累計）	箇所	消火栓 888	890	892	892	894	894	消防水利整備計画に基づき、消火栓及び防火水槽を隔年で2基増設し、水利不便地域の減少を目指す。
			防火水槽 155	157	157	159	159	161	
			計 1,043	1,047	1,049	1,051	1,053	1,055	
12	消防車両の更新整備	台	2	2	2	2	2	消防車両整備計画に基づき毎年度、消防本部及び消防団の車両2台を更新し、消防力の充実、強化を目指す。	
11	自主防災組織活動支援数	団体	11	23 11	23 11	23 11	23 11	23 11	市内全 11 地区での自主防災組織研修・指導の開催を2回とし、うち遠野町は3回行い、防災組織運営の充実を目指す。
12	防災関係講習会等の参加者数 WG	人	191	230 200	240 200	250 200	260 200	270 200	小中高生や市民を対象に防災関係の講習会を開催し、毎年 10 人増を目指し、自助による防災意識の向上を図る。
13	応急手当講習会参加者数 WG	人	1,629	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	応急手当の重要性・技術、知識の習得機会の提供により毎年度、1,600 人の参加者を維持し、安心安全なまちづくりを目指す。
14	応急手当普及員登録人数 WG	人	40	42 40	44 40	46 40	48 40	50 40	応急手当普及員を 50 人養成し、救命処置の普及拡大及び災害時の救護活動体制の充実を目指す。
15	消防団員数	人	857	850	850	850	850	850	現状の団員数の推移を踏まえ、850 人の団員を確保し、消防力の維持を目指す。
16	国土調査進捗率	%	87	88	88	88	89	90	第 7 次国土調査事業十箇年計画の取組により、令和 7 年度までに 90%の調査を目指す。

現状と課題

本市の刑法犯の数は、年々減少していますが、無施錠による盗難被害、高齢者を狙った振り込め詐欺や架空請求などの犯罪被害、子どもに対する不審者の声掛け事案は、依然として発生しています。さらに、若者から高齢者までの幅広い年齢層においては、インターネットに関連するトラブルや詐欺被害が増加しています。

また、交通事故件数は減少していますが、高齢者が係わる交通事故は増加しています。そのため、犯罪や交通事故に遭わないための意識啓発と知識の普及の継続的な取組や、防犯・交通安全推進団体、警察との一体的な取組が求められています。また、人権侵害問題や安心安全な消費生活を支援するため、相談体制の充実が求められています。



※刑法犯：暴行、傷害、窃盗、詐欺などの犯罪

施策の方向

① 防犯体制の整備

- 各地区の防犯協会を中心に防犯隊や防犯推進団体、警察、さらに企業等の協力のもと地域防犯活動を一体的に推進します。
- 季節毎の地域安全運動など、住民参加による地域防犯活動を通じ安全意識の高揚と活動の強化を図ります。
- 地域の防犯パトロールや少年委員との連携による街頭指導活動の強化を図るとともに、地域住民の自主的活動を促進します。
- 通学時の児童生徒の安全確保のため、学校と防犯推進団体、警察などの関係機関、見守り隊やスクールガード、子ども110番の家などの連携・協力を努めます。
- 無施錠による盗難被害、振り込め詐欺など、身近な犯罪防止のため、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等を利用し、犯罪被害の発生状況を掲載して注意喚起を行うとともに、鍵かけの励行、不審者情報の公開などの広報・啓発活動を推進します。

- 犯罪の侵入を許さない地域社会づくりに向け、地域内でのあいさつ運動や青色回転灯装備車両でのパトロールなど、身近な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めます。
- 計画的な防犯灯の整備により、地域生活や児童生徒の通学路の安心安全の確保を図ります。

② 交通安全運動の推進

- 交通安全意識と知識の定着を図るため、幼児、小・中学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。
- 全国交通安全運動や岩手県交通安全対策協議会が実施する交通安全運動と連動し、交通指導員や交通安全協会など各交通安全推進団体の協力による街頭指導や広報紙及びケーブルテレビを活用した広報・啓発活動を推進します。
- 地域と市交通安全母の会などが連携し、高齢者宅の訪問による交通安全の啓発と夜光反射材の普及活動を促進します。
- 警察署のほか、交通指導員や交通安全協会など各交通安全推進団体と連携し、飲食店等の訪問により、飲酒運転根絶の啓発活動を推進します。

③ 消費者保護の推進

- 多様化する市民の消費トラブルに対応するため、市の消費生活相談窓口を中心に、県や警察署などの関係機関との連携を図るとともに、岩手弁護士会、県消費者信用生活協同組合との連携による法律相談や多重債務相談の充実を図ります。
- 消費生活問題の意識啓発のため、学校教育や社会教育、各種団体の研修会などの機会を捉え、出前講座に取り組みます。
- インターネットを介した詐欺やトラブル、悪質商法の実態や手口、被害に遭わないための予防策、被害に遭われた後の相談先の案内など、消費者トラブルに関して、広報紙やケーブルテレビを通じた広報活動に努めます。
- 緊急度の高い犯罪被害等については、防災無線での注意喚起により、被害の拡大防止に努めます。
- 人権に関する相談は、盛岡地方法務局花巻支局及び人権擁護委員の協力を得て、無料の人権相談日を設けるとともに、人権擁護委員の日や人権週間の時期に合わせて啓発活動を展開します。

地域安全・交通安全ワーキンググループ

テ	マ	防犯・交通安全・消費者保護
目	標	犯罪やインターネットに関連するトラブル、詐欺被害犯罪や交通事故に遭わないための意識の啓発と知識の普及の継続的な取組や、防犯・交通安全推進団体、警察と一体となった取組を実施することで、犯罪数及び事故件数等の減少につなげます。

主要施策名	防犯・交通安全・消費者保護の推進
方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・鍵かけの励行や、あいさつ運動等、市民一人ひとりができる対策を講じ、地域全体での防犯活動の推進 ○交通安全 <ul style="list-style-type: none"> ・正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践 ・交通安全活動への積極的な参加 ○消費者保護 <ul style="list-style-type: none"> ・少しでも不安を感じたら相談 ・安全で安心な取引ができる消費者になるため、消費者教室等への積極的な参加
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・警察をはじめとした関係機関との連携及び地道な広報・啓発活動による、市民の防犯意識高揚の促進、犯罪に対する抵抗力の強化 ○交通安全 <ul style="list-style-type: none"> ・警察や交通安全推進団体と連携した、街頭活動や広報・啓発活動等の交通事故防止活動の推進 ・幼児から小・中学生、高齢者を対象とした交通安全教室の開催による、交通安全意識と知識の定着推進 ○消費者保護 <ul style="list-style-type: none"> ・県や警察、庁内関係部署と連携した消費者保護 ・出前講座をはじめとした、各年代に応じた消費者教育による、消費生活問題解決のための意識啓発 ・被害に遭わないための広報・啓発活動

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
17	市内における 刑法犯罪発生 件数 WG	件	43	43	42	41	40	39	地域防犯活動の推進により、令和7年度までに元年度実績値の10%減を目指す。
18	交通事故発生 件数 WG	件	23	23	23	23	22	22	交通安全活動の推進により、令和7年度までに元年度実績値の5%減を目指す。

(3) 情報基盤の充実



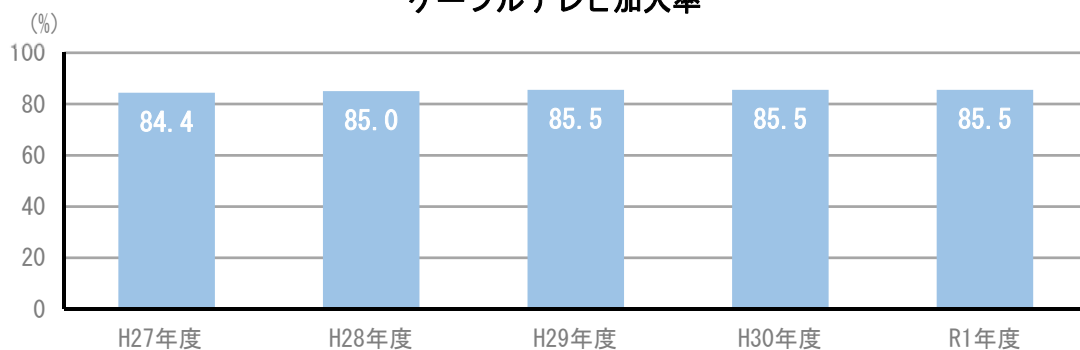
現状と課題

Society5.0いわゆる超スマート社会に向けて、情報通信技術（ICT）は急速に進展しています。IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）、オンラインによるキャッシュレス化などが身近なものになっており、行政サービスにおいても超スマート社会の到来に向けた環境整備が求められています。

地域における情報格差是正の取組としてケーブルテレビの普及を促進し、85.0%を超える加入率となっており、市民への情報公開、防災情報、災害時の安否確認など情報伝達ツールとして定着しています。

今後は、超スマート社会に対応できるケーブルテレビ情報ネットワーク網の構築、施設・設備の維持更新を計画的に進め、新たな市民サービスの提供や地域活動を促進するコミュニケーションツールとしてICTを活用していく必要があります。

ケーブルテレビ加入率



施策の方向

① 情報化の推進

- 地域課題の解決に対応した情報システムの構築とICTの利活用を図り、行政手続きに関しては申請のオンライン化など電子自治体化を推進します。
- 遠野テレビ加入者が安心して活用できるセキュリティ対策の充実を図り、ネットワークの安全性と信頼性の確保に努めます。
- 遠野テレビの加入促進を継続し、ケーブルテレビ情報ネットワーク網を活用した地域情報化の推進を図ります。
- 情報化推進の基盤となっているケーブルテレビ情報ネットワーク網の維持管理や設備更新を計画的に行い、安定したサービスの提供に努めます。
- 旧遠野エリア内の伝送路の光ファイバー化（FTTH化）整備を進め、高速通信サービスの提供を図ります。

- ICTを正しく安全に利活用するため、市民の情報リテラシー（情報を扱う基本能力）の向上やインターネットを安全に使用できる取組を推進します。
- 地理的条件が不利な地域においても情報通信が可能となるよう、携帯電話不感地域の解消を図ります。

② 総合情報サービスの提供

- ケーブルテレビ情報ネットワーク網を活用し、市民生活に役立つ総合的な情報提供の充実を図ります。
- ICTを最大限に活用し、市民の安心安全の確保につながるサービス提供に努めます。

情報ワーキンググループ		
テ	マ	遠野テレビの情報基盤、情報提供の充実 (Society5.0時代に向けて)
目	標	本市の情報発信基盤であるケーブルテレビ加入率を維持するとともに、Society5.0時代に向け、高速通信網の整備を行い、インターネット加入者の着実な増加を目指す。
主要	施策名	情報基盤の充実
方	策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビ及びインターネットサービスへの加入 ・ 市民キャスター等、市民協働による番組作成 ・ スマートフォン、タブレット等のICT機器の利用促進
		[行政の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入促進活動の実施 ・ テレビ及びインターネットにおけるコンテンツの充実 ・ 学校教育における遠野テレビネットワークの活用 ・ 市内全域のFTTH化（光ケーブル）による高速通信サービスの開始

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
19	ケーブルテレビ加入率 WG	%	85.5	85.5	85.6	85.6	85.7	85.7	魅力ある番組作りや加入推進等により、令和7年度までに加入率85.7%を目指す。
20	遠野テレビインターネット加入率 WG	%	35.1	35.6	36.6 36.1	37.8 36.6	39.0 37.1	40.0 37.6	遠野テレビ伝送路の光化等の高速通信環境の整備により、令和7年度までに加入率40.0%を目指す。

健やかに人が輝くまちづくり

大綱2



心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。

【政策】

【施策】

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

(2) 医療体制の充実

2 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の充実

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

(3) 介護予防・介護サービスの充実

(4) 障がい者福祉の充実

(5) 社会保障の充実

3 子育て支援の推進

(1) 少子化対策・子育て支援

(2) 児童・母子等福祉の充実

1

健康づくりの推進

健康づくりにおいては、**遠野健康福祉の里が中心となって**生活習慣病や介護予防対策を推進するとともに、生涯スポーツや生涯学習が一体となった市民総参加による健康づくりを推進します。また、スポーツ活動では子どもたちの体力や運動能力、競技力の向上を図ります。

地域医療においては、在宅診療をはじめ、介護予防、保健予防活動を包括した医療を推進します。

施策の体系

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

- ① 保健活動の推進
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ アスリートスポーツの振興

(2) 医療体制の充実

- ① 医師の確保と地域医療体制の充実
- ② 広域救急医療体制の確立

(1) 健康づくり活動の推進



現状と課題

岩手県は、全国と比較し脳卒中死亡率が顕著に高く、本市においても脳卒中及び心疾患の死亡率が高い傾向にあります。死亡原因のトップであるがん（悪性新生物）は、検診による早期発見・早期治療が最も効果的であり、また、脳卒中や心疾患の原因となる生活習慣病は、保健指導等による行動変容などで抑止可能な病気であることから、がんと生活習慣病については、重点的に対策を講じていく必要があります。

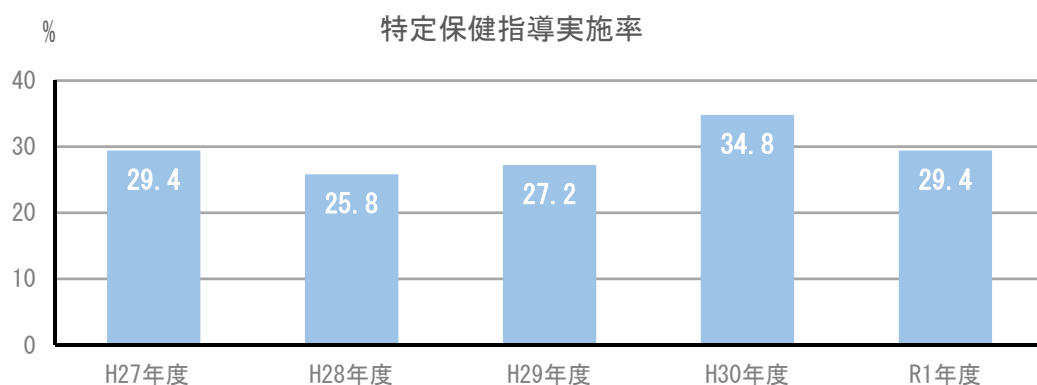
特に生活習慣病の重症化は、医療費や介護費が医療経済的にも社会的にも大きな負担となります。費用の抑制の面からも、一層の重症化対策に努める必要があります。

健康づくりでは、各種検診や保健事業、ICTを活用した健康増進事業「ICT健康塾」などにより、社会参加や仲間づくりを通じて、自身の行動変容を狙いとした健康づくり、介護予防に取り組んできました。今後さらに事業を進展させる必要があります。

スポーツでは、生涯スポーツやアスリートスポーツにおける市民ニーズの多様化が進み、これらに応えるための指導者等の育成、施設の改修等が課題となっていることから、関係機関・団体と連携しながら、これらの課題解決に努めてまいります。

母子保健では、生涯を通して健康な生活を送るための第1歩であり、すべての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点です。次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となることから、妊娠期からの取組が重要です。

少子化、核家族化、晩婚化の現状のなか、子育てを取り巻く環境は厳しく、家族のみならず地域社会と連携した切れ目のない子育て支援を進める必要があります。



① 保健活動の推進

- 第4次遠野市健康増進計画を策定し、市民が自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 第5次遠野市母子保健計画を推進することから、妊娠期から就学前の子育て期に関して、国の国民運動計画「健やか親子21（第2次）」に連動し、すべての子どもが健やかに育つことができるまち遠野を目指します。

a. 母子保健

- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」に助産師が常駐し、産科医療機関等と連携しながら健康相談やICTを活用した妊婦健診等を実施し、妊産婦とその家族の不安と負担軽減を図り、安心・安全にお産ができる環境づくりを推進します。
- 乳幼児健康診査や各種育児相談を充実させ、疾病の早期発見のほか、育児不安や育児上の困難感を抱える親を支援します。
- 専門職による乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化予防に努めます。また、さらなる支援が必要な家庭には、養育支援訪問や電話相談など、継続した支援を実施します。
- 乳幼児及び児童生徒を対象に、予防接種法に規定されている定期予防接種を公費負担により実施し、各種感染症の発病及びまん延の防止を図ります。
- 妊娠期、乳児期、学童・思春期に合わせた食育を推進します。
- 乳幼児の歯科健康診査や口腔衛生指導を通じて、むし歯の有病率の低下に向けた歯科保健事業を推進します。
- 家庭内における食生活習慣や歯の健康について、家族で一緒に知識を共有する機会の創出等により、むし歯予防の推進に努めます。

b. 成人保健

- 生涯を通じた健康の保持増進を図るため、年代別や地域、事業所を対象に健康課題に基づいた健康教育、健康相談、訪問指導の実施、また、疾病予防や早期発見を目的とした各種検診など、総合的な保健事業を実施します。
- 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の予防や、がんの早期発見・早期治療のため、市医師会など関係機関と連携し、就労世代にも受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上及び受診後の個別指導の徹底を図ります。
- これまでのICTを活用した健康づくり事業をさらに進展させるため、全国で同様の事業に取り組む自治体と連携し、ながら、広くICT健康づくり事業の周知に努めます。事業の周知徹底を図るとともに、引き続き参加者の拡大を目指し、医療費の削減と健康寿命の延伸に努めます。

- 介護予防に資する「住民主体の通いの場」の推進を図り、地域で自主的かつ持続可能な健康づくり及び介護予防ができるよう支援します。

c. 食育の推進

- 「食を通して健全なこころと体、生きる力を育む」ことを目的に、第3次遠野市食育推進計画（とおのっこプラン）に基づき、家庭・地域・学校・生産者等と連携を図り、市民の心身の健康と豊かな人間形成の実践に取り組みます。
- 総合食育センターを食育推進拠点に、子どもから高齢者まで総合的な食育の展開を図るとともに、食生活改善推進員などの健康づくりサポーター及び関係部署と連携した活動により、地域に広く食生活の改善や正しい生活習慣の定着を図ります。

② 生涯スポーツの推進

- 市民それぞれの体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しめるよう、スポーツ施設の利活用の推進、運動教室等の開催といったスポーツ環境の充実に取り組みます。
- 市民センター等を活用した大人向けの「エクササイズ教室」や、就学前の子どもを対象とした「キッズ元気アップ応援隊」の実施など、幅広い年代における生涯スポーツ活動の充実を図ります。

③ アスリートスポーツの振興

- 体育協会、スポーツ少年団等の活動を通じて市民の競技力の向上を図り、指導者の育成に取り組み、全国大会等への出場に向けた支援を図ります。
- 関係団体と連携して、トップアスリート等による技術指導を行い、児童生徒の競技力向上を図ります。
- スポーツ施設の有効活用を図るため、関係機関と連携し、市外スポーツ団体等の合宿誘致に取り組みます。
- 老朽化したスポーツ施設については、計画的な改修や修繕に努めます。

子育て支援ワーキンググループ	
テ　　マ	1 食育、朝ごはんで身につく望ましい習慣 2 妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備
目　　標	「食育」について、市民に言葉は浸透してきており、家庭や教育現場でも注目されている。しかし、家庭での取組はまだ充分とは言えない状況から、子どもの朝食欠食率は年々増加傾向にある。このことから、市民一人ひとりが食に関する知識を得て、健康な身体と豊かな心を育むことを目指す。
主要施策名	1 健康づくりの推進 2 健やかに人が輝くまちづくり 3 子育て支援の充実

方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・親世代による子どもの意識改革 ・朝食の用意 ・声かけ ・健康な身体についての知識を習得 ・食に関する伝承活動（郷土食等）
	[行政の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動 ・実践活動 ・環境づくり

健康増進（成人保健）ワーキンググループ	
テ ー マ	自発的かつ継続的な健康づくり行動の推進について
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の健康に関心を持ち、健康づくりやフレイル予防に係る活動(例：ウォーキングや運動、食事の管理など健康を保持増進する日常の行動)を実践する市民を増やすことを推進します。 ・持続的な健康づくりに取り組めるよう、仲間や地域など複数で同じ目的を共有し、楽しみながら活動を実践できるよう支援します。
主要施策名	健康づくり活動の推進
方 策	市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・正しい健康情報の収集や、健康づくり教室・イベントなどに積極的に参加し、自身に合った持続可能な健康づくりの手法の検討・実践 ・健康づくり活動を一緒に楽しめる仲間を見つける。また、実践している人は仲間を誘うなど、行動変容のきっかけづくりを支援 ・健康づくりの目的を家族や仲間、地域で共有し、互いに支え合いながらの健康づくり活動 ・健診の受診を通じた身体状況の定期的な把握による、自身の健康意識の醸成
	行政の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT健康づくり事業や住民主体の通いの場など、身近で健康づくりができる場の情報についての情報発信・普及啓発 ・仲間や地域で自主的に健康づくり活動ができるよう、準備段階から運営の安定の段階まで、参加者や集団への伴走的支援と自立支援 ・実践まで至っていない行動変容準備段階の市民に対し、健康づくりの目的や自身に合った手法が具体化できる（実感できる）ような体験の場や、きっかけづくりとなる機会の創出 ・「健康の輪」を広げるため、アンバサダー（ロコミ隊）を養成し、市民が楽しみながら活動できるような情報発信 ・多忙な就労世代が、自身の健康や体調に関心が持てるよう、受診しやすい健診体制の構築

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
----	---------	----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	----------

21	乳幼児健康診査の受診率	%	100.0	100.0 97.0	100.0 97.0	100.0 97.0	100.0 97.0	100.0 97.0	乳幼児健康診査の全員受診を維持する。未受診をなくし、すべての子どもたちの健やかな発育を図るため、受診率%を目指す。
22	3歳児むし歯有病率	%	24.5	20.0 15.0	20.0 15.0	20.0 15.0	15.0 15.0	15.0 15.0	家庭内のう歯予防指導の充実を図り、令和7年度までに、国の示す目標値 15.0%を目指す。
23	麻しん風しん混合予防接種の接種率	%	98.8	97.0 95.0	97.5 95.0	98.0 95.0	98.0 95.0	98.5 95.0	麻しん・風しんの発症を防ぐため、国の示す目標値 95.0%以上を目指す。
24	朝食をとる習慣のある子どもの割合 WG	%	92.2	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	朝食をとる習慣のある子どもの割合が低下傾向にある現状を踏まえ、過去5年間の平均値 94.6%を上回る 95.0%を目指す。
25	ICT健康づくり事業参加者数	人	1,279	1,800	1,900	2,000	2,100	2,100	現状から会員による口コミを強化し、800人以上の新規参加者を確保する。
26	特定健康診査受診率 WG	%	50.2	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	健診日程の周知方法や機会の拡充により、国の示す 60.0%の受診率を目指す。
27	特定保健指導実施率 WG	%	29.4	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	特定保健指導対象者に対する周知方法や機会の拡充により、国の示す 60.0%の実施率を目指す。
28	特定保健指導改善率 WG	%	16.9	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	特定保健指導対象者の状況に応じた保健指導等の実施により、25.0%の改善率を目指す。
29	がん検診受診率（国民健康保険被保険者で、国の推奨年齢者）	%	30.1	30.2	30.3	30.4	30.5	30.6	国民健康保険被保険者で国推奨の年齢者の受診率について、周知方法や機会の拡充により、令和7年度までに 30.6%の受診率を目指す。
30	がん検診精密検査受診率 WG	%	88.9	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	精密検査対象者に対する受診勧奨により、90.0%の受診率を目指す。
31	スポーツ施設利用者数	人	199,168	200,000	200,200	200,400	200,600	200,800	市内スポーツ施設の利活用の推進により、現状に対し、毎年度200人増の利用者数を目指す。
32	スポーツ合宿誘致件数	件	3	5 3	5 4	6 4	6 5	6 5	市外からのスポーツ合宿による、交流人口と地域経済の拡大を図るため、令和7年度までに6件の合宿誘致を目指す。
33	市内文化・体育振興団体からの受賞者数	件	52	52	54	56	58	60	（一財）遠野市教育文化振興財団顕賞受賞（体育部門）・遠野市体育協会栄賞受賞件数を、現状に対し、毎年度2件の増加を目指す。

現状と課題

全国的な医師不足及び都市部への医師の偏在により、地方の医療機関では医師の確保が課題となっています。さらに、令和2年に世界的に広がった新型コロナウイルス感染症は、特に医療資源の乏しい地方において、予防対策の強化や検査体制の構築など地域医療を守るため、医療体制の充実が必要なことを浮き彫りにしました。

本市では、地域医療の中心的な役割を果たす県立遠野病院の医師確保を優先課題とし、病院と連携して、医師の確保に取り組んできました。

しかしながら、産婦人科医師の不在をはじめ、多様化する市民の医療ニーズに対応した専門医師の不足などの課題があり、また、地域医療を感染症から守るための取組が必要になっていることから、今後も医療体制の充実に向けて継続的に取り組む必要があります。

施策の方向

① 医師の確保と地域医療体制の充実

- 地域の基幹病院であり救急医療を担う県立遠野病院の医師の確保に向け、病院との情報共有を図りながら密接な連携体制のもと、招へい活動を推進します。
- 市民一人ひとりが地域医療の担い手としての意識の醸成を図り、かかりつけ医を持つことや受診マナーなどの啓発を進め、良好な医療環境づくりに努めます。
- 国民健康保険診療施設は、県立遠野病院及び民間の診療所を補完し、医療を必要とする地域住民のニーズに対応した運営を継続します。また、外来診療のほか、在宅ねたきり高齢者等への訪問診療の実施、介護予防や疾病予防活動に取り組み、保健・予防を包括した地域医療を推進します。
- 国民健康保険診療施設は、地域包括支援センターと連携を図り、認知症患者に対する医療支援及び生活支援体制の構築に向けた取組を基盤とし、特に課題としている認知症患者の服薬支援について、居宅介護支援事業所や市内の薬局との連携により、在宅での服薬管理の支援に取り組めます。
- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- 県立遠野病院や遠野市医師会及び遠野歯科医師会と連携し、休日当番医による安心・安全な休日医療体制の充実を促進します。
- 新型コロナウイルスのまん延から地域医療を守るため、県立遠野病院や遠野市医師会と連携し、検査体制の支援や感染拡大の防止に取り組めます。
- **産婦人科・小児科医療機関妊娠・出産・子育てに至るまでの必要な医療を確保し、母子の体と心の健康を維持するための拠点となる「ウィメンズ・チャイルドクリニック**

(仮称)」及び遠野市助産院「ねっとゆりかご」を発展させた「産前産後ケアセンター」の実現に向け、関係機関との調整を図ります。構想を推進します。

- 産婦人科・小児科のかかりつけ医として市民の健康を守る「ウィメンズ・チャイルドクリニック (仮称)」に従事する必要な医師等の人材確保や産前産後ケアセンターの運営体制の構築など必要な準備を進めます。運営方法を検討します。
- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」が培ってきた妊産婦への健康相談支援のノウハウや助産師等の人材を生かし、広域の妊産婦を受け入れ、身体的な回復や心理的安定を促進するケアを行う「産前産後ケアセンター」の実現に向け、県、広域市町村及び医療機関等と設置・運営方法の調整を図ります。

② 広域救急医療体制の確立

- 高度・専門医療体制の充実に向けて、市内各診療施設と近隣市町村の各医療機関、高機能病院との連携強化を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の利用やドクターヘリの運用により、市外の医療機関と連携を図り救急搬送体制をさらに強化します。

2

地域福祉の充実

地域福祉においては、高齢者が慣れ親しんだ地域や家庭で心身ともに健康でいきいきと生活できるように、生きがいを持って活躍できる環境づくりと日常生活において支援を必要とする人を地域で支えるために、参加と協働の地域づくりを構築する「ハートフルプラン」を推進します。

また、身体、知的、精神の三障がいを総合的に一体化したサービスの円滑な実施を図り、障がい者の自立支援を促進するとともに、福祉施設から地域生活への移行を促進するため、在宅支援施策の充実を図ります。

施策の体系

2 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の充実

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② **新たな地域支え合いの構築**
- ③ 生活保護の適正実施

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

- ① 社会参加への支援
- ② 生涯学習と働く場の確保

(3) 介護予防・介護サービスの充実

- ① 介護体制の充実と介護予防事業の推進
- ② 介護保険事業の推進

(4) 障がい者福祉の充実

- ① 障がい者の自立と社会参加への支援
- ② 障がいに対する市民の意識啓発

(5) 社会保障の充実

- ① **国民健康保健制度の充実**
- ② **後期高齢者医療制度の充実**
- ③ **医療費給付制度の充実**
- ④ **介護保険制度の充実**
- ⑤ **国民年金・農業者年金制度の充実**

(1) 地域福祉活動の充実



現状と課題

本市の地域情勢は、従来から言われている人口の減少に伴う少子高齢化に加え、社会生活に対する価値観の変化や人との関わりを持たない生活者の増加、婚姻及び出産年齢の高齢化などが進んでいます。

これらは、地域づくりを進めていくための人材不足に加え、生産年齢層の引きこもり、高齢の親が壮年の子の面倒を見る 8050 問題、親亡き後の障がいを抱える子の生活の自立、高齢者や障がい者、育児など複数のケアを同時に行うダブルケア問題など、個人ごとの生活課題に対応した支援が必要になってきています。

これまで、高齢化対策においては「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者においては「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各分野・制度において支援の活性化や地域連携、ネットワークづくりを進めてきました。

今後、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう「重層的支援体制」（全世代・全対象型地域包括支援体制）を構築していく必要があります。

施策の方向

① 地域包括ケアシステムの推進

- 重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に受けられる地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、多機関協働により課題の解きほぐしや役割分担を図り、各機関の円滑な連携を基に支援していく重層的支援体制の構築を推進します。
- 地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉え、地域力でその課題を解決できる仕組みづくりを関係機関との連携のもと進めていきます。
- 多機関による協働支援体制の充実を図るため、地域ケア会議の機能を活用し、チームとして包括的・総合的に支援が可能な体制の構築を推進します。

② 新たな地域支え合いの構築

- 「遠野市地域福祉計画」に基づき、保健・医療・介護・福祉が一体となった取組を進めるとともに、遠野市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と連携を強化した活動を推進し、小さな拠点での「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」に取り組みます。

- 社会福祉協議会と連携し、多様な市民ボランティアの育成を図るとともに、遠野市ボランティア連絡協議会の支援を行います。
- 民生児童委員活動の充実と活性化を図り、自治会などの地域団体との連携を通じ、地域ごとに住民同士が共に支えあう地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 障がい者や認知症高齢者が適正な福祉サービスを受け、安心して暮らせるよう権利擁護の体制の充実を図ります。
- 地域見守り活動に関する協力協定を締結している事業者と連携した一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実、緊急通報装置を活用した救急体制の強化を進めます。
- 自主防災組織など地域と連携し、災害時要援護支援者の安否確認、避難体制の充実を図ります。
- 広報活動や遠野テレビ、学校教育や社会教育など、あらゆる学習・講習・体験機会を通じて「福祉のこころ」を育てます。
- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、自立相談支援員と関係機関が連携し、個々の課題に応じた包括的な支援を行うとともに生活困窮者の自立を促進します。

③ 生活保護の適正実施

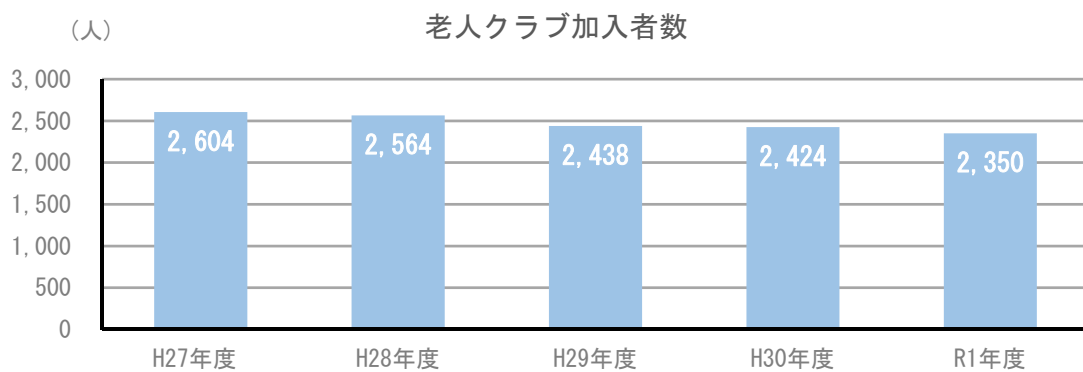
- 民生児童委員等の協力のもと、生活保護世帯の生活状況を把握するとともに、相談や適正な生活指導を図ります。
- 被保護世帯の自立に向けた、就労による収入の増加を図るため、ケースワーカーや就労支援員が連携し、積極的な就労支援に取り組みます。
- 診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産・扶養能力調査の充実強化により、認定事務の適正化に取り組みます。
- 生活保護受給者の健康課題を把握し、必要に応じて健診受診の勧奨を行い、生活習慣病の発症予防や重症化予防等につなげます。

現状と課題

本市の総人口に占める高齢者の割合は年々増加し続けている一方、高齢人口は緩やかに減少する見込みです。価値観や社会的意識の多様化など、高齢者を取り巻く環境が変化しており、老人クラブの加入者数は減少傾向にあります。

高齢者の生きがいづくりを目的に、社会貢献活動等に取り組んでいる老人クラブの活動を継続するため、魅力ある活動の支援が必要です。

また、少子高齢化を背景とした労働力不足が問題となっている一方、高齢者の就業意識は高まっています。高齢者の社会参加、健康の維持・増進を図るためにも、高齢者が希望する多様な働き方に対応した就業機会の創出を進める必要があります。



施策の方向

① 社会参加への支援

- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のための健康づくり活動や文化活動等を支援します。
- 友愛訪問やボランティア活動、世代間交流などを啓発し、社会活動への参加を促進します。
- 地域活動を通じて、高齢者の豊富な知識や経験、技能を後世に継承する場の創出と世代間交流を推進します。

② 生涯学習と働く場の確保

- 文化活動や学習活動、伝統技術や伝承芸能などの次世代への継承活動により、高齢者が指導者としての生涯学習の場や活躍の場づくりを進めます。

- シルバー人材センターを中心に、高齢者の多様化する働き方に対応した就労の場の創出と高齢者が地域の担い手として生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

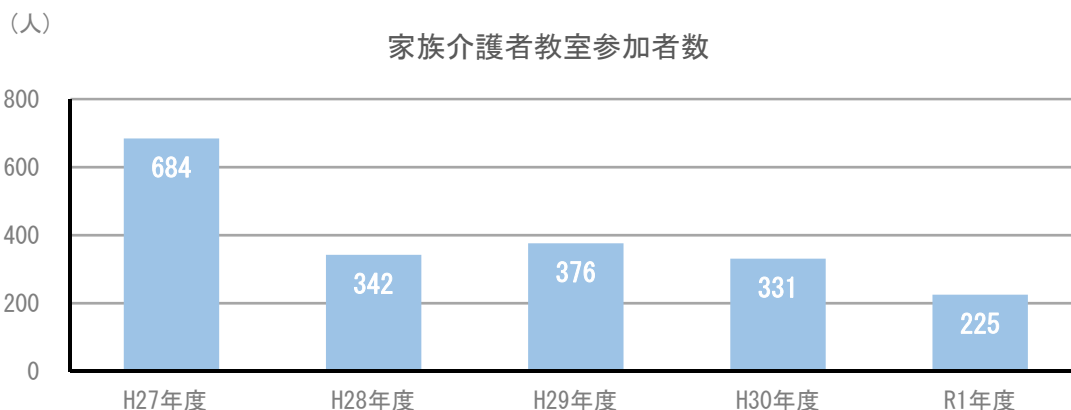
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
34	老人クラブ加入者数(累計)	人	2,350	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	魅力ある老人クラブ活動の支援により、加入者の維持を目指す。
35	シルバー人材センター会員就業率	%	100	100	100	100	100	100	就労活動による社会参加と生きがいの場の創出により、現状の100%の会員就業率の維持を目指す。

現状と課題

全国的な少子高齢化の進行により、国内では支えられる側が支える側より多くなる「肩車型社会」の到来が懸念されています。このことから、高齢者が生きがいをもって、できる限り支え手としていただけるよう「生涯現役」に向けた取組が行われています。

本市においても、高齢者がいつまでも元気で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくり及び介護予防事業の充実を図ってきました。また、疾病などにより介護が必要となった高齢者については、安心して介護が受けられるようサービスの充実や家族介護者に対する支援を行ってきました。

今後も、人口減少に伴い労働人口の減少が進むことになれば、更に介護に携わる担い手の不足が生じ、介護サービス事業所などの資源を維持していくことが困難になる可能性があります。このことから、関係する機関が連携して必要なサービスを包括的に提供できる体制づくりを進める必要があります。



施策の方向

① 介護体制の充実と介護予防事業の推進

- 遠野ハートフルプラン（遠野市高齢者福祉計画及び遠野市介護保険事業計画）に基づき、介護予防を重視した考え方の推進と適切な介護サービスを提供できるよう、安定した介護保険事業運営に努めます。
- 要介護者が孤立せず地域で安心して介護が受けられるよう、身近な地域にある地域密着型サービス事業所や地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談機関が連携し、家族介護支援の充実を図ります。

- 在宅の重度の要介護認定者や施設入所待機者の状況を的確に把握するとともに、在宅サービスの充実のため「介護保険事業計画」に基づき、必要な施設整備の推進を図ります。
- すべての高齢者がいつまでも自分らしく生きがい・役割を持って生活できるよう、「住民主体の通いの場」を中心とした「一般介護予防事業」を推進します。
- フレイル（**健常から要介護へ移行する中間の段階**）の早期発見・予防、健康寿命の延伸を目指しながら、持続可能な介護予防活動の地域展開を進めます。
- 認知症高齢者への支援として、認知症サポーターの養成講座の受講者に対しボランティア活動を促すなど、地域で見守り、支え合うことのできる体制づくりを目指します。
- 高齢者の自立した生活を助長するため、自立支援・介護予防の観点を踏まえた地域ケア個別会議を活用し、目的達成のために必要な社会資源を取り入れた介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

② 介護保険事業の推進

- 適正な法定給付サービスを実施するとともに、需要と負担の動向を検証しながら、適切な給付に努めます。
- 認定調査員の知識向上を図り、公平・公正できめ細かく、正確な訪問調査を推進します。
- 介護認定審査会での多面的な検討による的確な認定と公平性・迅速性の確保に努めます。
- 要介護者一人ひとりの状態や環境にあったサービスを設定するケアプランの質の向上を図り、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援・指導・研修などを行い、相互の連携による介護等サービスの向上に努めます。
- 介護保険サービス利用者支援事業などにより、低所得者の介護保険サービスの利用負担軽減に努めます。
- 介護保険事業者との連携や指導を行い、さらに質の高いサービスの確保に努めます。
- 福祉・介護の人材確保に向け、ハローワーク等の関係機関・団体との連携・強化に努めます。

認知症になっても住みやすいまちづくりワーキンググループ		
テ	マ	認知症になっても支え合って暮らせる住みやすいまちづくり
目	標	認知症になっても支え合って暮らせることのできるよう、認知症に対する理解を深める機会を図り、介護者を地域主体で支えることのできるまちづくりを目指す。
主	要	地域福祉活動の充実

方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の症状や治療や介護する家族の負担についての理解 ・ 誰もが住み慣れた地域で暮らしたい。そのためには、認知症の方「本人」と「家族」それぞれに支援が必要になることから、地域の協力は不可欠 ・ 地域の協力者として認知症サポーター養成講座を受講して、支える側の立場でまちづくりに参加
	[行政の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座受講者を対象とした活動する機会の創出 ・ 認知症の方「本人」と「家族」への支援方策の充実 ・ 認知症に関する相談先の周知徹底（早期受診・支援につなげる） ・ 若年性認知症の方に対する支援（暮らし、仕事、尊厳）

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
36	「住民主体の通いの場」の実施グループ数 WG	カ所	5	15	25	30	35	40	地域住民が持続的かつ主体的に介護予防を行う「住民主体の通いの場」の育成支援により、毎年度5カ所の組織増を目指す。
37	生きがい活動支援通所事業利用回数	回	5,594	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	介護予防、日常生活支援事業の充実により、毎年度5,500回の利用回数の維持を目指す。
38	認知症サポーター養成講座受講者数 WG	人	200	220	230	240	250	260	認知症介護の充実を図るため、現状に対し、毎年度10人の受講者数の増加を目指す。
39	家族介護教室参加者数	人	225	230	240	250	260	270	家族介護支援事業の充実により、現状に対し、毎年度10人の参加者数の増加を目指す。

現状と課題

障がい福祉制度は、障害者総合支援法が施行されたことで、身体・知的・精神の障がい種別に関わらず、共通の仕組みで、障がい者が必要とするサービスを自ら決定し、適切なサービスを受けられる制度になりました。国は、障がいのある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会を目指す共生社会の実現に向け、障がいのある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策を講じてきました。

本市では、障がい者が安心して就労し、生活できる、障がい福祉サービス事業所などの整備や運営に対する支援のほか、家族や地域とともに、自立した社会生活への支援に取り組んできました。

今後、障がい者及び障がい者家族等の高齢化が進み、親亡き後の生活や当事者団体等の高齢化による活動の低下に関する問題など、多様な障がい者への支援や障がい福祉サービスの需要に対する支援策の構築と、地域、事業者、行政などが互いに連携し、障がい者と共に生活する共生社会の実現に向けた新たな取組が求められています。

施策の方向

① 障がい者の自立と社会参加への支援

- 「遠野市地域福祉計画」及び「遠野市障がい者プラン 2021（第5期遠野市障がい者計画、第6期遠野市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）」に基づき、計画的なサービスの提供と相談支援体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者、ボランティア団体、障がい者団体、就労関係機関などと連携し、3障がい者が一体化したネットワークの充実を図ります。
- ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの「介護給付」と自立訓練・就労継続支援などの「訓練等給付」の充実を図ります。
- 新設する地域生活支援拠点を始め、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、日中活動サービス支援を強化し、施設入所・入院から地域での自立した生活に移行する、障がい者への支援の充実を図ります。
- 障がい者の居宅での自立支援を目的に、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、職業訓練機会の充実を図るとともに、市内・近隣の企業等の理解を得ながら、障がい者雇用、さらには一般雇用の場の確保に努めます。
- 障がいがある子どもとその保護者を支援するため、療育教室、市外特別支援学校へのスクールバス運行、障害児通所利用者負担助成などの各種取組の推進に努めます。

- 当事者団体の活動について、円滑で活発な活動が推進できるよう支援の充実に努めます。

② 障がいに対する市民の意識啓発

- 市民一人ひとりが障がい者福祉に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加の推進を促すとともに、誰もが住み慣れた地域で互いに尊重し合い、支え合う地域社会づくりを進めます。
- 障がいについての正しい理解を得るため、学校や地域での福祉教育の推進やボランティア活動の充実を図るとともに、差別や偏見のない共生社会の実現に努めます。
- 障がい者の家族や当事者等で組織する家族会等について、会員の高齢化や会員減少による活動停滞に対し、活動の活性化を図るための支援に努めます。
- 手話によってコミュニケーションを図る聴覚障がい者のため、手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築し、手話の普及に努めます。

障がい福祉ワーキンググループ		
テ	マ	地域生活への移行促進、一般就労への移行促進
目	標	障がい者福祉の充実を図るため、毎年、福祉施設から地域生活への移行者2名、福祉施設から一般就労への移行者1名を目標とし、これらを達成する取組を推進します。
主要	施策名	障がい者福祉の充実
方	策	<p>【市民の役割】</p> <p>①福祉施設から地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解促進（障がいを理解し、偏見及び差別をなくす。家庭教育など幼少期からの意識啓発など） ・障がい者と接する機会の確保（社会福祉法人のイベントや製品販売での関わりなど） ・地域包括ケアとの連携（地域コミュニティの確立、人材や地域を育てる取り組みなど） <p>②福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、事業所の理解（障がい特性の理解、特性に応じた役割など） ・障がい者雇用率の順守 ・障がい者を受け入れる体制の整備（相談及び指導体制、従業員への障がい者に対する理解及び教育など）
		<p>【行政の役割】</p> <p>①福祉施設から地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者理解に関する啓発 ・移行先となるグループホーム整備への支援 ・市営住宅等への入居等の自立支援 <p>②福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、事業所等との意見交換（定着支援、個別ケースの相談支援など） ・障がい特性の理解（研修会など） ・企業、事業所等への働きかけ（就職相談会への参加要請など）

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
40	福祉施設から 地域生活への 移行者数 WG	人	0	2	2	2	2	2	今後のグループホームの整備、 障害福祉サービスの充実等の 促進により、毎年度2人の移行 を目指す。
41	福祉施設から 一般就労への 移行者数 WG	人	0	1	1	1	1	1	過去3年間の推移を踏まえて、 毎年度1人の移行を目指す。

現状と課題

保険・医療・介護・年金等の社会保障制度は、市民の健康の維持・増進と安全な暮らしを支えるため、重要な役割を果たしています。

少子高齢化が進行しており、特に、団塊の世代の年齢到達により後期高齢者の増加が見込まれる状況の中、それぞれの制度は、将来に向けて持続可能な仕組みの再構築が求められています。

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度においては、医療技術の発展による**医療費高額化の傾向もあり**一人当たりの医療費給付が年々増加し、制度の安定的な財政運営と保険料（料）の適正賦課・徴収が課題となっています。

医療費給付制度は、市単独事業と県補助事業との調整を図りながら、公平公正な制度となるよう随時見直しをする必要があります。

介護保険制度は、年々増加する介護給付費の抑制という問題があり、介護が必要な状態とならないための介護予防への取り組み、重度者の施設介護から在宅介護への移行、地域で支え合う体制の整備が求められています。また、公平、適正な負担及び住民理解が求められます。

年金の分野では、国民年金保険料の滞納への対策強化が課題となっています。

施策の方向

① 国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険料は、県が示す標準保険料（税）率を参考に保険料（税）率を定め、適正賦課と平準化に努めるとともに、収納率の向上に努めます。
- 年々増加している一人当たりの医療費を抑制するため、特定健康診査・特定保健指導を効果的に実施するなど、疾病予防対策に保健・医療・福祉の連携を図ります。
- 医療機関の適正受診や健診等の保健事業に関することなど、幅広く周知を行い、制度全体の周知に努めます。

② 後期高齢者医療制度の充実

- 高齢者が安心して医療を受けられるよう、岩手県後期高齢者医療広域連合と相互に役割を担い、連携・調整を図りながら、制度の円滑かつ安定的な運用を図ります。
- 被保険者間の保険料負担の公平性を図る観点から、岩手県後期高齢者医療広域連合が示す収納対策実施計画に基づき、収納率の向上に努めます。
- 医療機関の適正受診や健診、高齢者の保健事業に関することなど、幅広く周知を行い、制度全体の周知に努めます。

③ 医療費給付制度の充実

- 県の補助事業である乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭への医療費給付事業と調整を図り、市の単独事業の給付内容等の見直しを行いながら、生活の安定と福祉の増進を図ります。
- 関係課と情報を共有し、受給者の的確な把握に努めるとともに、給付の適正化を図ります。

④ 介護保険制度の充実

- 介護保険制度の周知と市民の理解を得るため、広報活動を充実します。
- 徴収・支払い事務の効率化と徴収率の向上を図るとともに、予防給付や地域支援事業の充実による介護給付費の抑制に努め、介護保険財政の健全運営を図ります。

⑤ 国民年金・農業者年金制度の充実

- 国民年金制度の身近な受付窓口として、国民年金制度の意義や役割について周知に努めます。
- 市民への口座振替等納付方法や免除、納付猶予の周知など花巻年金事務所等との連携のもと、適正な制度運営に努めます。
- 農業者の老後の生活の安定が図られるよう、花巻農業協同組合及び農業委員と連携し、農業者年金制度の周知と加入促進に努めます。

3

子育て支援の推進

子育て支援においては、病児等保育の充実をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスを行うとともに、児童館や児童クラブの充実により、子どもの健全育成の強化を図るなど、総合的に「わらすっこプラン」を推進します。

また、わらすっこ条例の理念のもと児童の福祉を増進するとともに、「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに各施策に取り組み、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。

施策の体系

3 子育て支援の推進

(1) 少子化対策・子育て支援

- ① 少子化対策・子ども・子育て支援総合計画の推進
- ② 子育て支援の充実

(2) 児童・母子等福祉の充実

- ① 保育環境の充実
- ② 児童の健全育成
- ③ ひとり親家庭等への支援の充実

現状と課題

国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来の社会経済に深刻な影響を与えるものと懸念しています。

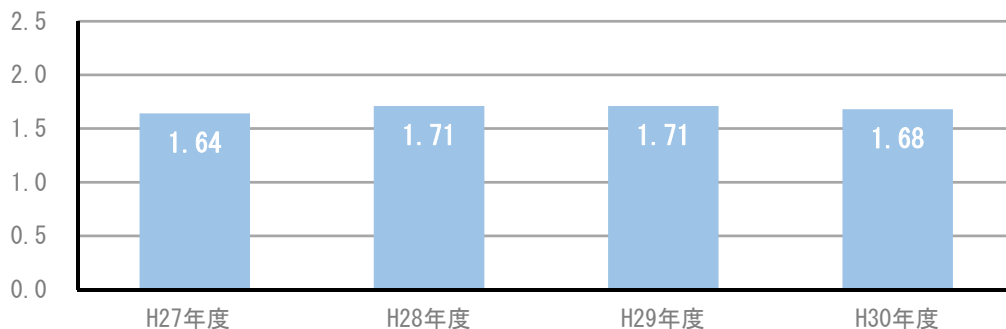
国の合計特殊出生率は、過去最低であった平成17年の1.26から、平成30年は1.42と上昇していますが、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。本市の合計特殊出生率は、平成30年で1.68となっており、国の1.42、県の1.55をやや上回っていますが、依然として少子化傾向となっています。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、年齢や健康上の理由など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

本市では、前期基本計画期間において「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）」に基づき、子育てするなら遠野と誰もが思えるようなまちづくりに取り組んできました。

今後は、令和元年度に策定した「第2次遠野わらすっこプラン」による各施策に取り組むとともに、次世代を担う子ども達が、心身共に健やかに育つための子育て支援を、着実に推進していく必要があります。

合計特殊出生率



施策の方向

① 少子化対策・子ども・子育て支援総合計画の推進

- 次代を担う子どもや子育て家庭を支援する「第2次遠野わらすっこプラン」に基づき、関係機関との横断的な取組を行うとともに、計画的な施策の推進を図ります。
- 子育て世代が子育てと仕事を両立するための取組として、事業所に対する支援体制の啓発を行うとともに、働き方改革を推進します。

- 一般及び特定不妊治療、不育症治療への費用助成、子どもを望み治療をしている夫婦へのきめ細かな相談対応を行うとともに、市外産科医療機関での妊産婦健康診査受診時の通院にかかる交通費助成を行います。
- 安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。
- 岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」を活用し、医療機関との連携体制の構築及び強化を図りながら、産前・産後サポート事業、妊産婦支援者の育成、産婦健康診査、産後ケアを実施し、切れ目ない支援で妊娠出産子育ての支援を継続します。

② 子育て支援の充実

- 子育て家庭への見守りや、地域活動の参画など、地域とつながり育まれる子育てのコミュニティづくりを推進します。
- ICTによる遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」の妊産婦支援や産婦人科・小児科オンライン相談サービスの提供を行い、安心して産み育てる支援環境の充実を図ります。
- 定期予防接種の接種勧奨、任意の予防接種について、市独自にワクチン接種費用の助成を行い、発病、重症化の予防に努めます。
- 地域子育て支援センターを中心に、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブ、地区センター、小中学校、民生児童委員及び主任児童委員等によるネットワークを充実し、子育て家庭に対するの情報提供などの支援サービスの充実を図ります。
- 保護者の子育てと就労、社会活動などの多様な活動を支援するため、地域子ども・子育て支援事業に基づく各種支援を実施するとともに、地域の実情を踏まえた新たな施策を検討し、子どもの健全な育成と子育て世代への支援環境の充実を図ります。
- 保育料の軽減や幼児教育・保育無償化に伴う副食費の助成、奨学金貸付制度の充実、医療費給付事業など、子育てに係る経済的負担軽減の充実を図ります。
- 子育て支援に関する情報を発信し、地域子ども・子育て支援事業にかかる支援員の発掘や育成を図るとともに、就労者が育児休業を取得しやすい職場環境の推進等、子育て・仕事・生活の調和を目指した取組を推進します。
- 子育て世帯が地域に定着し、安心してゆとりある生活ができるよう、関係団体等と連携し、多様な生活形態への支援に努めます。
- 独身男女の出会いの場の創出と結婚への気運の醸成を図るとともに、他の地域との交流を促進し、定住人口の増加に向けた取組を推進します。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
42	合計特殊出生率	—	1.68 (H30実績)	1.74	1.76	1.78	1.80	1.80	令和6年度までに、国の「少子化社会対策大綱」の基本的な目標である1.80を目指す。

43	妊娠・出産について満足している者の割合	%	91.1	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	育児不安が高まりやすい産後1カ月程度の期間において、助産師や保健師から十分なケアを受けることができたかの満足度について、国が示す目標値を目指す。
44	わらすっこ条例応援認定事業者数	事業者	39	41	42	43	44	45	子育て期の従業員が仕事と子育てを両立することができる職場づくり、子どもの育成に関する活動への協力等に努めている事業者数について、現状を踏まえて、令和7年度に45事業所を目指す。

(2) 児童・母子等福祉の充実



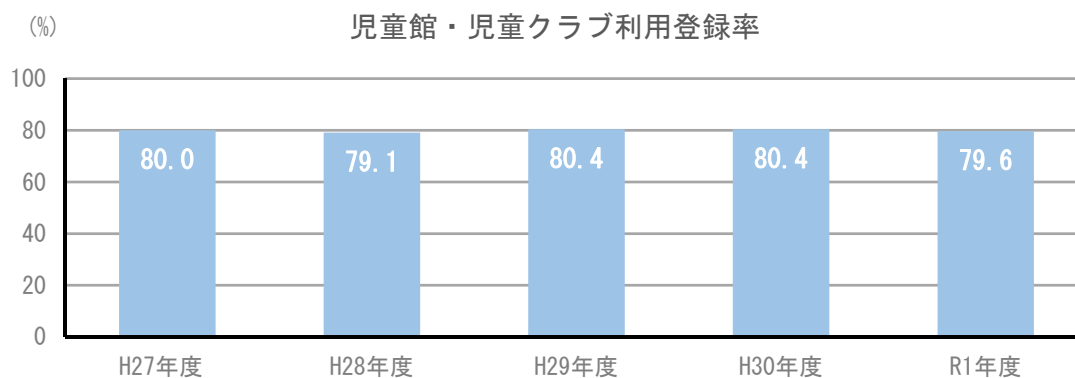
現状と課題

子育て世代を取り巻く状況は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度発足以降も刻々と変化し続けています。

保護者の子育てと仕事や生活の両立に向けた支援として、保育所、放課後児童クラブ、病児保育等の定着した保育サービスは着実に継続することが必要です。

増加傾向にある児童虐待に対応するため、令和元年度に設置した、子ども家庭総合支援拠点の円滑な運営とともに、関係機関との連携を緊密にし、子育て家庭へのサポートの充実が求められます。

ひとり親家庭は経済状況の影響を受けやすいことや、公的支援が行き届きにくい傾向があることから、就労、教育、相談等の支援の充実を図る必要があります。



施策の方向

① 保育環境の充実

- 保護者の就労形態の多様化などに対応するため、乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児等保育など、保育内容の充実を図ります。
- 安心安全で質の高い保育が受けられる施設の実現に向け、防犯・防災対策や施設・設備の改善、老朽化施設、少子化に伴う保育所や認定こども園などの再編等、計画的に改築整備を進め、保育環境の充実に努めます。

② 児童の健全育成

- 放課後児童対策として、市内全地区に整備している児童館や児童クラブの活動において、地域の学びや多世代交流等の推進により児童の健全育成を図ります。

- 児童館・児童クラブ施設の老朽化対策やに係る整備のほか児童公園、児童遊戯施設（わらすっこの城構想）等の整備については、地域の子育て環境とニーズを踏まえて、を計画的に推進します。
- 将来を担う子どもたちのため、地域学習や体験を通して地域理解を深める活動や高齢者や学年を超えたふれあい活動などの学びの環境づくりの充実を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会を組織する福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携のもと、児童虐待防止対策を推進します。
- 地域自立支援協議会子ども支援部会の中で、関係機関との連携のもと、特別な支援を要する子どもと、その保護者を対象とした各種取組を推進します。

③ ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等の現況やニーズの把握に努め、保護者の精神的・経済的不安を解消するため、相談員や民生児童委員、その他関係機関との連携強化を図りながら、安定した生活と自立に向けた総合的な支援に努めます。
- 児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金等の各種給付や福祉貸付制度の積極的な周知と利用促進を図り、ひとり親家庭等の経済的な安定を支援します。
- ハローワークなどの関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労に必要な知識や技能の習得機会を提供します。
- 保護者が安心して働けるよう、保育の充実や放課後児童対策など児童の健全な育成環境を整備します。

子育て支援ワーキンググループ	
テーマ	これからの子育て施設の在り方について
目標	保護者や地域と連携し、安心・安全な保育所・児童館の整備を推進する。
主要施策名	児童・母子等福祉の充実
方策	【市民の役割】 ・保育所・児童館整備に係る協議に参加し、子育て世代のニーズについて市への情報提供
	【行政の役割】 ・子育て世代のニーズの把握による、保育所・児童館整備計画の策定 ・保護者や地域と連携した、保育所・児童館整備の推進

みんなで取り組むまちづくり指標

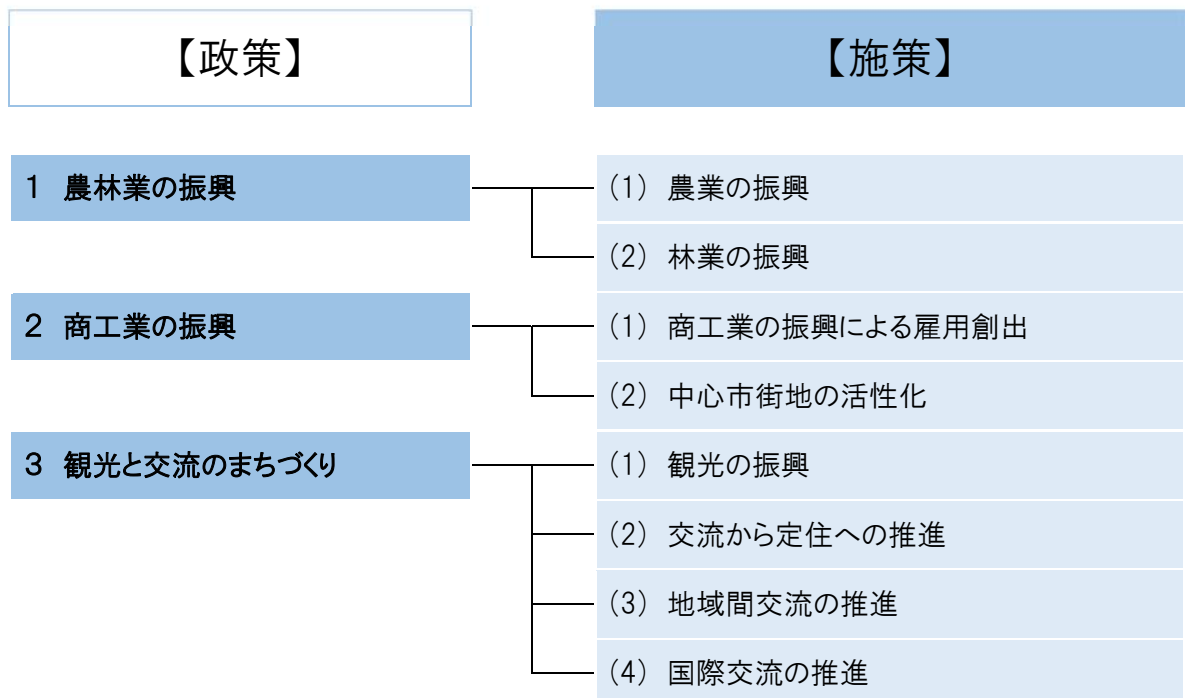
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
45	児童館・児童クラブ利用登録率(小学生)	%	79.6	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	児童健全育成のため児童館・児童クラブの充実と安定した運営支援により、毎年度 80.0%の登録率を目指す。

活力を創意で築くまちづくり

大綱3



創意をあつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。



農業においては、「農林水産振興ビジョン」に基づき、足腰の強い農林水産業の振興を図り、併せて、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成、生産基盤の整備、農地の多面的機能維持活動などを支援します。また、耕畜連携を進め、畜産では、遠野牛の増産に取り組むとともに、遠野ならではの馬事振興を図ります。林業では、森林整備を進め、遠野地域木材総合供給モデル基地の機能を生かした木材産業の振興と遠野産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスの利活用を促進します。

施策の体系

1 農林業の振興

(1) 農業の振興

- ① 農地の有効活用
- ② 多様な労働力の発揮
- ③ 高収益農家の拡大
- ④ 生産振興とブランド化の推進
- ⑤ 地産地消と六次産業化の推進
- ⑥ 農村環境の保全

(2) 林業の振興

- ① 里山美林の推進
- ② 林業・木材・住宅産業の振興
- ③ 山村振興と特用林産の振興

現状と課題

本市の農業は、水稻を中心に畜産や園芸・花き・工芸作物との複合経営が主で、小規模かつ兼業農家が多く、特定の品目を生産する専業農家が少ないのが特徴です。

平成30年産からの国の新たな米政策により、生産者は生産調整によらない自由な米づくりが可能となった一方で、人口減少や食文化の変化などに伴い米の消費量は減少し、水稻を中心とした本市の農業にとって安定した所得の確保が課題となっています。そのため、播種前契約や複数年契約の推進による安定出荷、インターネットを活用した農産物の宣伝・販売など、新たな販路の開拓が求められています。

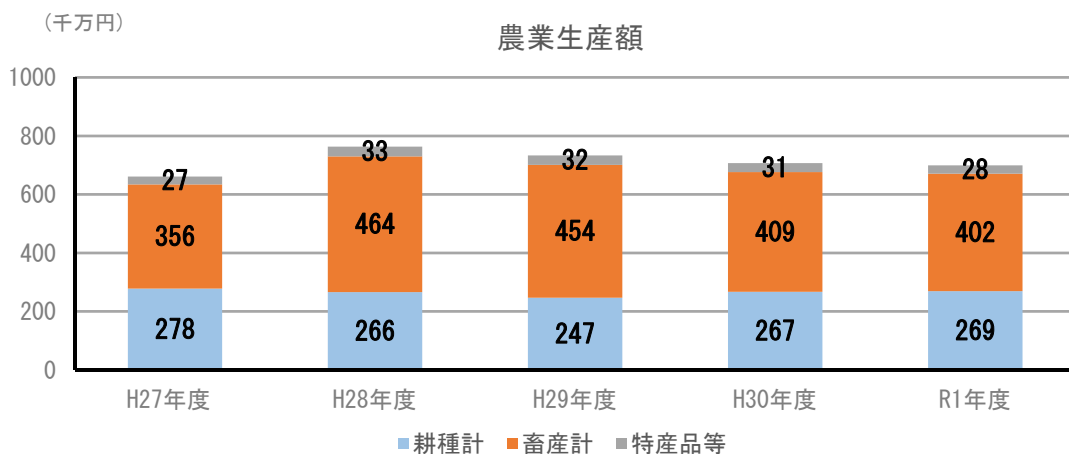
また、近年は高齢化及び後継者不在により離農する農家も増加しており、農地の受け手となる地域の担い手の育成・確保が急務となっています。

国では、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための「地域政策」を引き続き推進するとしており、本市においても、国の政策に対する確に対応した取組を進める必要があります。

一方、ニホンジカによる農作物被害は年々深刻化し、生息域も拡大していることから、市単独の対策に加え岩手県全体での広域的な対策の強化が求められています。最近では、イノシシの目撃情報も市内各地で寄せられるなど、有害鳥獣による被害の拡大防止に向けた対策が急務となっています。

このような中、将来にわたって安定的に農業生産を行い、意欲ある農業者が高い農業所得を確保していくためには、ほ場整備事業の計画的な実施による生産性向上と、「スマート農業」の導入による省力化・精密化、高品質生産を実現するほか、地域の潜在力を生かした六次産業化への展開など、新しい農業のカタチが望まれます。

さらには、農業・農村の多面的機能が維持・発揮される取組を進め、生きがいを感じて農業に従事できる環境を構築する必要があります。



① 農地の有効活用

- 需要に応じた生産と適地適作の誘導により、農地の生産性向上を図ります。
- 経営規模を拡大しようとする意欲ある農業者や集落営農を中心に農地の利用集積を進め、農地の効率的な活用を推進します。
- 関係機関や団体と連携し、耕作放棄地や不作付地の実態把握を行い、解消に向けた適切な取組を推進します。
- 作物の生産性の向上、コスト削減につながるほ場整備事業を、地域の意向に基づき計画的に推進します。
- 公共牧場の機能向上を進めるほか、地域内の自給粗飼料の拡大、生産効率性の向上に取り組みます。

② 多様な労働力の発揮

- 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化の推進を支援します。
- 関係機関や団体との連携により、就農希望者に対する支援体制を充実し、就農しやすい環境づくりを進め、新規就農者の確保・育成に取り組みます。
- あらゆる年代層の男女が、それぞれの知識や技術・経験を生かし、各種グループ・団体、集落営農組織等において役割分担し、農業生産活動ができる多様な就農機会の創出に努めます。
- 自給的農家が生きがいを感じて就農できる環境づくりに努めます。
- 地域の話合いにより実質化された「人・農地プラン」に基づき、将来、地域の中心的な役割を果たすと見込まれる農業者を支援します。

③ 高収益農家の拡大

- 栽培指導や流通対策など、農業経営の多様化・多角化、高付加価値化・規模拡大を支援し、高収益農家の拡大を図ります。
- 低コスト生産につながる最新の栽培技術や施肥管理の普及、AIやICTを活用した省力化技術情報の積極的な発信に努め、農業の高収益化を支援します。

④ 生産振興とブランド化の推進

- 地域特性を生かし、品目ごとの支援策を講じるにより品質を高め、生産量を増やせず生産を振興します。
- 耕種農家と畜産農家による「耕畜連携」を柱に、循環型農業の取組を推進します。
- ホップ・わさび・やまめなどの特産品のほか、遠野緑峰高校との連携により復活した伝統野菜など、本市の知名度や地域資源を生かした特産品の開発・ブランド化を支援します。

- 関係機関と連携しながら、重点品目を絞り込み、市場ニーズに応じた売れる農産物の振興を図ります。
- 畜産農家への生産規模拡大の支援を行うと同時に、黒毛和牛雌牛の増頭と子牛の効率的な生産環境を支援し、「いわて遠野牛」の振興を図ります。
- 遠野市畜産振興公社の機能を強化し、豊富な草資源とキャトルセンターの有効利用を進め、本市の地域特性を生かした牛の生産体系の確立を図ります。
- 遠野馬の里を拠点に、馬の育成、文化の伝承に努め、遠野産馬の活用による馬事振興を推進します。

⑤ 地産地消と六次産業化の推進

- 地産地消のハブ拠点として、道の駅「遠野風の丘」の機能の充実化を図り、生産者や加工業者、農産物直売組織との連携による農作物等の付加価値向上に向けた取組やインターネット販売などの販路開拓に向けた取組を促進します。
- 農産物直売所等と連携し、学校給食をはじめとする農産物の地産地消の推進を図ります。
- 『産・学・官・金』の連携により、農産物や特産品、生産技術、地域の自然、文化、観光資源を含めた地域資源を活用した新商品・新サービスの開発を促進します。

⑥ 農村環境の保全

- 農道・水路等の環境整備や維持補修など、地域住民が一体となった地域活動や営農活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努め、農村環境の保全を図ります。
- 市民協働による農村文化の継承や景観保全の取組など、良好な農村環境の保全を推進します。
- 地域ぐるみの農地の適正管理や防除対策を推進し、有害鳥獣による農業被害及び人的被害防止に努めます。
- 有害鳥獣の捕獲強化を推進し、関係機関と連携し広域的な捕獲に努めます。
- 県と連携し放射性物質濃度検査を継続し、安心・安全な農産物を生産できる環境整備に努めます。

農業担い手ワーキンググループ	
テ　　マ	担い手への農地の利用集積の促進について
目　　標	認定農業者や集落営農への農地の集積を図る。
主要施策名	農業の振興

方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作面積の規模縮小又は離農する農家による、農地中間管理事業等を活用した、担い手（認定農業者、マスタープラン中心経営体）への農地貸付 ・担い手は経営計画を作成し各補助事業等を活用した経営の安定化 ・農作業の高効率化を図るための農地の集約・集積 ・農地の狭小、湿田等を解消するため、ほ場整備事業等基盤整備事業への取り組み ・各地域に応じた作物の導入推進
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業等、農地集積に関わる積極的な情報発信 ・農事組合法人や集落営農組合の法人設立・組織化へのサポート ・新規就農者への相談・営農サポート

六次産業化等推進ワーキンググループ

テ ー マ	六次産業化・農商工連携・地産地消等の推進
目 標	遠野市六次産業化・地産地消推進戦略に基づき、遠野の地域資源を活用した六次産業化・地産地消、農商工連携等の推進を図る。
主要施策名	地産地消と六次産業化の推進
方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇農業者 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産、供給 ・農産物直売所の運営 ◇商工業者 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した商品の加工・販売 ◇遠野ふるさと商社 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した商品の加工・販売、販路開拓 ◇金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援、商談会の斡旋 ◇農業団体、商工団体 <ul style="list-style-type: none"> ・事業支援の展開、人材育成 ◇観光協会 <ul style="list-style-type: none"> ・遠野のPR
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市 <ul style="list-style-type: none"> ・地域目標の設定（めざすべき方向性の明確化） ・地産地消・六次産業化ネットワークの構築 ・情報収集、情報発信

馬事振興ワーキンググループ

テ ー マ	今後の馬事振興施策の方向性
-------	---------------

目 標	地域資源である馬が市内外で活用した六次産業化・地産地消、農商工連携等の推進を図る。
主要施策名	生産振興とブランド化の推進
方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇生産者 <ul style="list-style-type: none"> ・乗用馬、農用馬の生産、改良 ◇遠野馬の里 <ul style="list-style-type: none"> ・馬の価値を高めるための技術、情報提供 ・預託事業による生産者の負担軽減 ◇農協 <ul style="list-style-type: none"> ・農用馬品質向上のための支援 ◇福祉事業体 <ul style="list-style-type: none"> ・ホースセラピーの研鑽 ◇教育機関 <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期からの馬とのふれあい体験の場を構築 ・馬事研究会活動のサポート ◇馬事文化継承団体 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント継続に向けた後継者の育成
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市 <ul style="list-style-type: none"> ・馬事イベント運営支援 ・馬生産者の支援 ・繁殖、育成、ふれあい事業支援 ・馬関係者間の連絡調整

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
46	水田の作付割合	%	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	他作物への転換支援により、現状の水田の作付割合の 85.0%の維持を目指す。
47	担い手への水田の集積率 WG	%	55	56	56	56	57	57	認定農業者、地域農業マスタープランの中心経営体及び集落営農への水田集積率を高め、令和7年度に57%の集積率を目指す。
48	集落営農数	組織	21	21	22	22	23	23	ほ場整備事業の実施に併せた集落営農の組織化支援等により、令和7年度に23組織を目指す。
49	認定農業者数	経営体	315	300	295	290	285	280	新規の農業者の認定により、減少数を最小限に留め、令和7年度に280経営体を目指す。
50	次世代人材投資資金受給者数	経営体	14	14	14	14	14	14	関係機関と連携した新規就農支援や就農後のフォローアップ

									ブにより、毎年度 14 経営体への支給を目指す。
51	家族経営協定数（累計）	組	273	276	279	282	285	288	認定農業者等の農家の安定経営の一助として家族経営協定を締結し、令和7年度に288組の締結を目指す。
52	野生鳥獣による農作物被害額	億円	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	野生鳥獣による農作物被害が増加している中、被害対策の強化により、現状の被害額の維持を目指す。
53	多面的機能支払事業取組農地の割合	%	57.5	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	地域の共同活動を支援し、組織活動の継続と取組農地の維持を目指す。
54	中山間地域等直接支払事業取組農地の割合	%	21.3	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	農地条件の不利補正や集落の共同活動等の生産活動の支援により、取組農地の割合の維持を目指す。
55	繁殖素牛頭数	頭	2,025	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	クラスター計画の取組により、毎年度100頭の繁殖素牛の導入を支援し、令和7年度に2,600頭を目指す。
56	和牛子牛市場出荷頭数	頭	1,635	1,760	1,840	1,920	2,000	2,080	クラスター計画の取組により、繁殖素牛の年間80頭の出産により、令和7年度に2,080頭の市場出荷頭数を目指す。
57	いわて遠野牛出荷頭数	頭	1,054	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	三者連携に基づく取組により、肥育農場の経営規模に併せて肥育牛の出荷頭数1,200頭の維持を目指す。
58	馬生産頭数 WG	頭	18	18	18	18	18	18	馬産の生産支援及び畜産振興公社との連携により、乗用馬、農用馬の生産頭数を維持する。
59	ホースパーク利用者数 WG	人	1,978	2,000	2,000	2,100	2,100	2,200	ホースパークメニューの見直しを図り、令和2年度までに利用者数2,200人を目指す。
60	農業生産額（耕種）	千万円	269	271	272	273	274	275	農産物の新規作付けや面積拡大等の支援により、現状に対し、毎年度1千万円の農業生産額の増加を目指す。
61	農業生産額（畜産）	千万円	402	400	405	410	415	420	和牛子牛の出荷頭数、肥育豚の出荷頭数の増加対策により、毎年度5千万円の生産額の増加を目指す。
62	農業生産額（特用林産）	千万円	28	28	29	29	30	30	特用林産物（わさび、山菜等）の生産振興により、令和7年度に30千万円の生産額を目指す。
63	六次産業化関連効果額 WG	億円	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.8	高付加価値の新商品開発への支援等により、令和7年度に18.8億円の効果額を目指す。

(2) 林業の振興



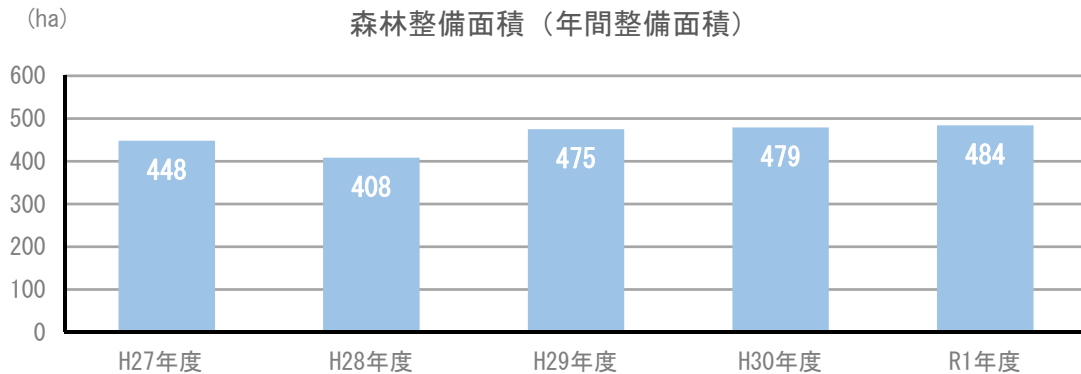
現状と課題

戦後植林された人工林が成熟期を迎えている中、木材価格の低迷により採算が悪化し、森林所有者の山に対する関心が薄れ、境界不明や手入れが行き届かない森林が多くなり、木材としての質の低下と森林の公益的機能の低下を招いています。

国では、「木材利用促進法」、「森林経営管理法」、「クリーンウッド法」など、国産材の利用促進等のための各種法律を定め、自治体や事業者への普及啓発に努めているところです。

今後、市の面積の約8割を占める森林の多様な機能を持続的に発揮できるように、森林経営管理制度や森林環境譲与税などの制度を活用しながら、適切な除間伐や再造林などの森林整備を行っていく他、環境負荷の少ない循環型資源である木質バイオマス利用の普及にも取り組んでいく必要があります。

また、地域材を活用し付加価値を高めた木材加工製品を供給するために整備した「遠野地域木材総合供給モデル基地（遠野木工団地）」を核とし、木材産業の振興を図る必要があります。



施策の方向

① 里山美林の推進

- 森林整備のための普及・啓発活動、市民協働による里山保全活動に支援します。
- 森林資源量を調査し、手入れが行き届いていない森林の間伐を促進します。
- 森林整備や木材の搬出を効率的に実施するため、路網の整備を進めます。
- 森林組合が行っている森林経営計画の作成を支援し、民有林の除間伐を推進します。
- 松くい虫被害等の防止のため、被害にあった樹木の処理及び健全木の予防措置など、被害拡大の防止に努めます。

- 未利用材を有効活用するため、運搬費助成や皆伐後の再造林に対して支援します。

② 林業・木材・住宅産業の振興

- 市内の森林環境の保全を進めるとともに、地産地消の考えを取り入れた遠野産材の利用促進、森林資源の有効活用を推進する新たな制度・仕組みづくりを行います。
- 遠野地域木材総合供給モデル基地（遠野木工団地）を中心に、地域内の川上から川下までの木材関連産業を連携させ、原木や製材品に付加価値を付けて出荷する体制を強化し、地域林業の活性化を推進します。
- 協同組合森林のくに遠野・協同機構を中心に木材産業の連携強化を図ります。
- ~~市内で生産される木材が市内で使われる仕組みづくりに取り組みます。~~
- 木材は、環境負荷が少なく再生可能な資源であることから、木材及び木質バイオマスとしての利用を拡大し、低炭素社会への取組を推進します。
- 公共施設木造化の取組を推進するとともに、戸建住宅への地場産材を活用する取組を普及・啓発します。
- 森林環境譲与税を活用し、国内外の先進技術を取入れる研修を実施し、林業事業体の技術力向上を図り、生産性を高めます。

③ 山村振興と特用林産の振興

- 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化を推進します。
- ナラの原木が豊富に確保できる条件を生かした、原木しいたけの生産振興を図ります。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に由来する、露地栽培原木しいたけの出荷制限の早期解除に向け、生産復興等の取組を進めます。
- 清流を活用した根わさびの生産、及び広大な林間を活用した畑わさびの生産拡大を図ります。

林業振興ワーキンググループ	
テ	遠野木工団地事業体若手職員による地域貢献等 (木工製品の企画及び製作、木育関連事業の企画について)
マ	
目	・木工製品の企画及び製作を行い、改善を考慮しながら商品化を目指す。 ・とびあ内空きテナントスペース等を活用し、木工製品の展示や木育等のイベントを行う。
標	
主要施策名	遠野木工団地の活性化
方	[市民の役割] ・職務上で習得した知識や技術の市民協働の場での発揮
	[行政の役割] ・指標の数値や目標達成だけに固執するのではなく、反省を踏まえながら活動の機会を先導的な役割で設定し、市民主導において活動したことにより、市民が達成感を得ることができる支援
策	

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
64	森林整備面積 (年間整備面積)	ha	484	490	490	495 490	495 490	500 490	森林整備に対する計画的な支援により、令和7年度までに500haを目指す。(県有林、市有林、私有林の間伐等森林整備面積の計)
65	民有林再造林面積	ha	62	65	65	65	65	65	計画的な再造林の推進により、毎年度、65haの再造林面積を目指す。
66	木工団地事業 体の売上高 WG	億円	16	18	18	18	18	18	木工団地内企業が連携できる体制支援により、消費者ニーズを捉えた質の高い製品販売につなげ、毎年度、年間売上高18億円を目指す。
67	松くい虫被害 木駆除材積量	m ³	553	430	430	430	430	430	過去10年間の実績を踏まえて、毎年度430m ³ の駆除を目指す。
68	特用林産物生 産量(原木し いたけ)	t	3.2	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	特用林産物の生産振興により、生産者や販売価格の現状を踏まえて、毎年度3.5tの生産量を目指す。

商工業においては、特色ある地域資源を生かす取組を支援し、遠野ブランドの確立や地元特産品の高付加価値化を目指します。また、広域的な経済圏域で、人と資金が好循環し若者が定着する魅力ある雇用の場の確保を図るため、企業誘致の促進と地場企業の設備投資、人材育成の支援強化を図るとともに住環境整備に努めます。さらに、中心市街地の街並みの再開発を進め、まちなかの賑わい創出を図ります。

施策の体系

2 商工業の振興

(1) 商工業の振興による雇用創出

- ① 雇用の維持・確保の推進
- ② ものづくり産業の振興
- ③ 生活を支える商業振興
- ④ 地域資源を活用した物産振興

(2) 中心市街地の活性化

- ① 中心市街地活性化の推進
- ② 遠野まちなかの賑わい創出
- ③ 宮守まちなかの賑わい創出

(1) 商工業の振興による雇用創出



現状と課題

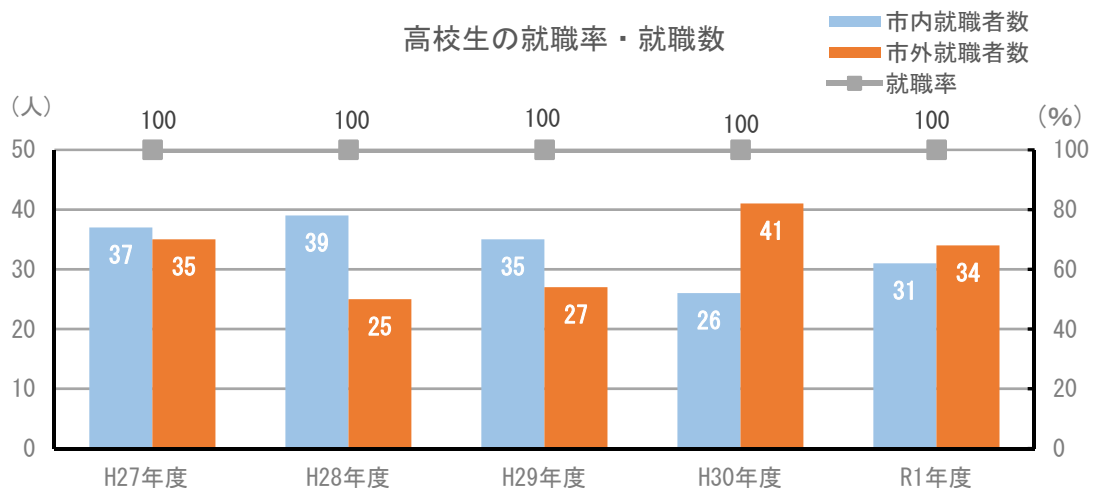
新規学卒者を中心とする若年層の人口流出を抑制するため、雇用の場の確保は喫緊の課題であり、地域経済の活性化においては、製造業をはじめとする民間企業の設備投資を促進し、さらなる雇用の場の確保を図る必要があります。このため、金融支援、税制支援及び財政支援を総合的に講じ、設備投資の促進を図るほか、企業の生産性向上に向けた取組や企業間連携を支援し、地域産業の集積を進めていく必要があります。

また、中小企業の事業環境の整備及び経営基盤の強化を図るため、新商品開発や既存商品改良、産学連携による共同研究等への伴走型の支援として、商工会等の支援機関や金融機関との連携体制の構築が必要です。

このほか、地域資源を活用した起業や企業の経営革新など、新しい事業化に結び付けるため、創業支援や事業承継に対する支援を推進していく必要があります。

また、遠野ふるさと商社の地域商社機能を十分に発揮し、「日本のふるさと再生特区」として認定されたどぶろく製造や、遠野産ホップを活用したTKプロジェクトなど「ビールの里構想」の推進を図り、地域の特性と資源を生かした多種多様な試みを更に加速させるために、六次産業化、農商工連携、地産地消を推進する必要があります。

今後も、遠野ならではの特色ある事業展開を促進し、地域経済の活性化を図っていくことが重要となります。



施策の方向

① 雇用の維持・確保の推進

- 働くことを希望する人が就業できるよう、雇用の維持・確保や新たな雇用の創出を推進します。
- 市内の高校生の事業所見学や就業体験などにより、市内の企業に対する認知度の向上及び若者の地元定着支援の充実を図ります。
- 事業活動の生産性向上につながる技能研修や職業訓練の充実を図り、仕事で活躍できる人材育成を促進します。

② ものづくり産業の振興

- 法令等に基づく税の減免や補助制度などの支援措置の周知を図るほか、生産性向上に向けた取組や新たな雇用を伴う企業の設備投資の促進に努めます。
- 企業間連携を促進し、先端技術導入や新発想の誘発を図るとともに、市内ものづくり関連企業の定着を促進します。

③ 生活を支える商業振興

- 伝統文化などの豊かな地域資源を活用し、まちの魅力を高める商業の振興を促進します。
- 小売・流通事業者と異業種の連携などにより、日常生活を支える買い物機能の維持を図るとともに、店舗への集客型販売や消費者への接客型販売の導入などの利便性向上を促進します。

④ 地域資源を活用した物産振興

- 農商工連携、**地域おこし協力隊の活用**など、多様な主体の連携による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や既存商品の改良による付加価値向上を促進します。
- **地域おこし協力隊**による情報発信力や商品企画力を生かし、一次産品等の地域資源の魅力化を図るとともに、**地域との関わりを深めながら地域の活力を発信**します。
- 「**ホップの里からビールの里へ**」を具現化するため、魅力あるイベントや企画商品の開発等を通じて、**持続可能なホップ生産体制を確立**していきます。
- 大学等研究機関の優れた技術と知的資産を活用しながら、地域資源の付加価値向上に資する調査・研究を推進します。
- 地域資源を活用した商品の販路を開拓するため、商談会、展示会などへの積極的な出展を促進します。
- ふるさと納税の返礼品として、地域資源を活用した特産品の認知度向上及び取扱額の増加を図ります。

ものづくり産業振興ワーキンググループ

テ	ー	マ	法人資産総額の増加に向けて
---	---	---	---------------

目 標	若年層を中心とした雇用の維持確保を図るため、地元企業の設備投資、人材育成等の取組を支援することが重要であり、そのための財源確保も必要です。 引き続き法人資産総額を増加させる取組を促進し、税金の増加を図り、税金を各種支援策の財源に活用するという好循環となるよう、企業及び市を始めとする主体が、それぞれの役割を果たし、法人資産総額を令和7年度には394億円まで増加させることを目標とします。
主要施策名	商工業の振興による雇用創出
方 策	[市民の役割] ・企業 事業の維持継続、若者雇用の確保 ・金融機関 金融支援、企業PR ・商工会 中小企業支援策の展開 ・東北電力 エネルギーの安定供給
	[行政の役割] ・市 市内企業の情報収集及び情報提供、企業の設備投資への支援、人材育成等研修機会の提供 ・国・県 広域的な産業振興策の展開、広域的な産業基盤整備、人材育成等研修機会の提供 ・教育機関 市内企業の情報提供、工場見学、インターンシップの実施

みんなで取り組むまちづくり指標

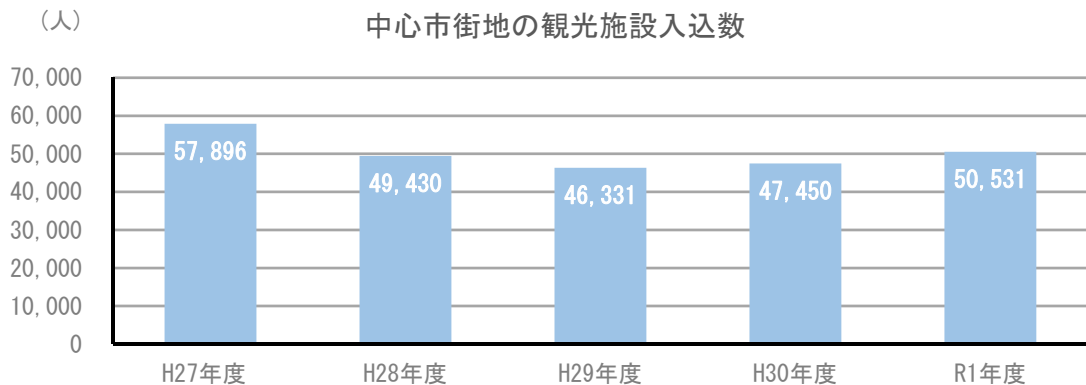
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
69	市内給与所得者数 WG	人	8,776	8,700 9,815	8,650 9,698	8,600 9,581	8,550 9,466	8,500 9,353	現状を踏まえて、令和7年度に8,500人を目指す。
70	製造品出荷額 WG	億円	731 (H30 実績)	407 430 (R1)	408 500 (R2)	430 530 (R3)	500 560 (R4)	530 590 (R5)	現状を踏まえて、令和7年度に530億円を目指す。なお、実績値は、評価年時点の工業統計調査の公表値をもって評価とする。
71	法人資産総額 WG	億円	387	388	390	391	393	394	現状を踏まえて、令和7年度に事業用資産（法人資産）394億円を目指す。
72	市内法人数	社	663	650	651	652	653	654	現状を踏まえて、令和7年度に市内法人数654社を目指す。

現状と課題

「まちの顔」とも言うべき中心市街地の衰退の課題に対応するため、平成21年3月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき遠野ならではの文化を生かしながら各種事業に取り組んだものの、目標達成には至りませんでした。

また、第2期中心市街地活性化基本計画では、市役所本庁舎の整備など、各種事業の実施により中心市街地の環境整備を進めることができました。

ウィズコロナ、アフターコロナ期における新しい生活様式の中で、中心市街地の新たな機能と役割を見出すためには、現状把握と新たな発想による拠点機能の充実を図ることが必要です。



施策の方向

① 中心市街地活性化の推進

- 既存ストックを生かして、子どもや子育て世代、若者や高齢者等の多世代が暮らし・働き、交流する場の機能充実を図るとともに、市外から訪れる観光客が安心して楽しく回遊できる「まちの顔」としての賑わい創出を推進します。
- 日常の買物など市民生活を支える中心市街地**活性化センター**などの各拠点施設の**リノベーション性能向上のための改修を計画的**に行い、居心地良い都市機能の充実化を図ります。
- 中心市街地活性化協議会をはじめ商工団体や商店街等との官民連携により、住居や商業施設等の立地の適正化と公共交通等による郊外からアクセスしやすい環境整備を進めるなど「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進します。

② 遠野まちなかの賑わい創出

- 空き店舗の実態調査を実施し、新たな「まち活」の目標を確立するとともに、まちなか観光の充実による交流人口の増加に努めます。
- 中心市街地活性化センター（とぴあ）の生活基盤機能の継続を図るため、施設の老朽化対策、空き店舗対策に努めます。
- まちなかの賑わい創出を図るため、事業者の自発的なコンセンサス形成の支援や消費者を巻き込んだ事業の推進を支援します。
- 「全ての世代が安心して楽しく回遊できるまちづくり」の観点から、施設のユニバーサルデザイン化を進め、子育て世代や高齢者の生活空間の創出と、新たな市民コミュニティの形成に努めます。
- 遠野テレビ等の情報発信媒体を活用し、まちなかの賑わい創出を図ります。
- ~~ＪＲ東日本から発表された「老朽化による遠野駅舎の縮小建て替え」~~遠野駅舎の活用については、~~これまでの~~「遠野駅舎の未来を考える会」や及び「遠野市中心市街地活性化協議会」における検討結果に基づく活用案の実現に向けて、~~同社と具体的な検討を進めます。~~ＪＲ東日本との協議を継続します。
- ~~ＪＲ東日本、麒麟社及び市の３者で締結した「遠野エリアの活性化に関する連携協定」~~に基づき、交流人口の拡大による中心市街地の賑わいの創出を図ります。

③ 宮守まちなかの賑わい創出

- 宮守地域活性化センターを地域コミュニティ拠点として、地域資源を生かした快適な居住環境の形成と魅力あふれるまちづくりを推進します。
- 地域の買い物拠点として、道の駅みやもりを含むmm1の機能維持と集客力向上に努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
73	中心市街地の観光施設等入込数	人	50,531	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	中心市街地活性化基本計画の取組により、中心市街地の観光施設等の入込数 10 万人の維持を目指す。
74	中心市街地通行者数	人	2,635	2,700	2,700	2,750 2,700	2,750 2,700	2,800 2,700	現状を踏まえて、令和7年度に中心市街地通行者数 2,800 人を目指す。

観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取り組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組みます。

交流においては、遠野ツーリズムの推進や全国の自治体、企業、大学及び民間を含めたネットワークづくりを行い、交流人口の拡大を図ります。また、「で・くらす遠野」の活動により、全国の遠野ファンの拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口や空き家バンクを充実させ、定住人口の拡大を目指します。

施策の体系

3 観光と交流のまちづくり

(1) 観光の振興

- ① 官民一体となった観光計画の立案
- ② 国際的な集客推進
- ③ 観光情報の充実
- ④ 観光メニューの充実
- ⑤ 受入機能の強化

(2) 交流から定住への推進

- ① 遠野ツーリズムの充実
- ② 遠野ファンの全国展開
- ③ 定住促進

(3) 地域間交流の推進

- ① 地域間の交流の推進

(4) 国際交流の推進

- ① 国際化に向けたまちづくりの推進
- ② 国際性豊かな人づくり
- ③ 姉妹都市等との交流促進

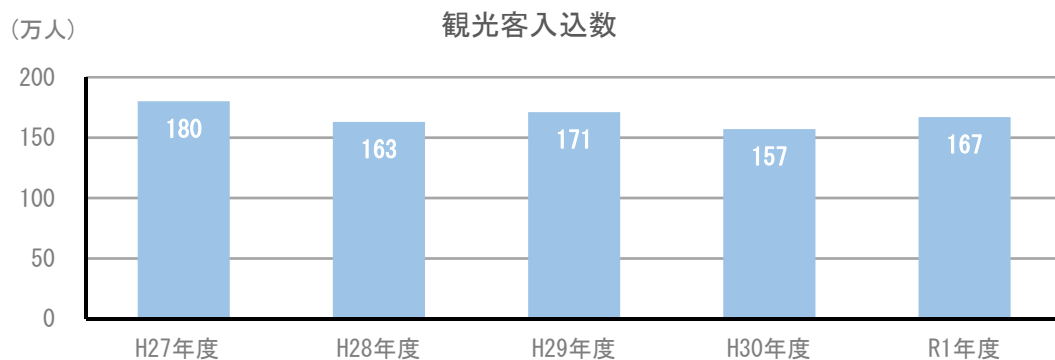
現状と課題

近年の観光旅行の形態は、人々の価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、「新しい生活様式」の啓発が伴って、「団体旅行」から「個人・小グループ」への移行が加速しているほか、「見る」観光から「体験・交流型」観光へ、さらに歴史・文化や自然とのふれあい、心のやすらぎ、癒しを求める観光に変化してきています。

令和元年度から令和2年度にかけて、観光客入込客数や宿泊客数は大きく減少しており、「新しい生活様式」を踏まえた受入体制の整備が急務であるほか、個人や少人数を対象とし、密にならない体験型の観光や、通過型観光・滞在型観光の両面における魅力の創出が課題となっています。

これからは、業種ごとに策定する感染拡大予防ガイドラインの徹底を図りながら、『遠野物語』に代表される固有の地域資源を最大限生かし、国内外へのPRを強化し、観光客のニーズに対応した、遠野ならではの「着地型観光」を推進することが重要な視点となります。

また、平成30年度に全線開通した東北横断自動車道釜石秋田線をはじめ、令和3年度に全線開通が予定されている三陸沿岸道路など、高速道路交通網が整備されていくことから、新たな観光コンテンツの創出及び既存コンテンツの磨き上げを行い、周辺市町村との広域的な連携を強化させるなど、受け入れ体制の充実が必要となります。



施策の方向

① 官民一体となった観光計画の立案

- 観光施策は自治体の総合力という観点から、観光関係団体で組織する「遠野市観光推進協議会」と一体となり、それぞれの役割を踏まえ、観光客ニーズに対応した観光計画の立案と投資を検討します。

- 実際の観光客の動向等の定期的な把握と費用対効果を意識し、適宜施策の効果検証を行います。

② 国際的な集客推進

- いわて花巻空港や近隣空港から来県する訪日外国人観光客に対して、日本の原風景、独自の文化等の資源を生かして、積極的な誘致を図ります。
- 四季折々の風景や『遠野物語』、遠野まつりをはじめとした、まつり・イベントをホームページやSNSでPRするなど、来遠意欲を高める取組を進めます。

③ 観光情報の充実

- 令和2年度にリニューアルした道の駅「遠野風の丘」をはじめ、遠野市観光交流センター「旅の蔵遠野」を中心とした観光案内機能の充実と、交流拠点施設「遠野ふれあい交流センター（あえりあ遠野）」や市内宿泊業、観光関連業の情報提供機能の充実を図ります。また、情報通信技術（ICT）を活用した情報環境整備にも取り組みます。

④ 観光メニューの充実

- 「御朱印ツアー」をはじめとした、自然・歴史・文化的観光コースなどの環境整備を進めるほか、茅葺家屋の保存や地域に伝わる郷土芸能とまつりの取組を大切にし、通年観光に対応できる観光メニューの充実を図ります。
- 「遠野遺産」や農山村の原風景、馬事文化という特有の地域資源、遠野の宝をさらに発掘し、磨きをかけ、観光資源の体系化を図るとともに、観光メニューとしての活用を図ります。
- 遠野市立博物館やおの物語の館を中心とした、まちなか観光を推進します。
- 郷土料理、地ビール、どぶろくや、市内で日常的に食されているジンギスカンなどの「グルメ」のほか、ビアツーリズムなどの新たな観光メニューの造成及び磨き上げを積極的に展開します。
- JR釜石線沿線自治体と連携し「SL 銀河」を核とした誘客を図ります。
- 単独での取組には限界があることから、広域的な取組を視野に入れ、特に県南広域振興局管内自治体、JR釜石線沿線及び沿岸自治体等とより一層の連携を図り、回遊メニューを創出し、来訪者の増加に向けてに取り組みます。

⑤ 受入機能の強化

- 全線開通した東北横断自動車道釜石秋田線の道路ネットワーク機能の効果的な活用を図るため、県内の道の駅との連携を強化し、道の駅「遠野風の丘」及び道の駅みやもりが、更に個性豊かなにぎわいの場となるよう、道の駅の機能充実と魅力向上に努めます。
- 観光・交流施設整備保全事業、かやぶき屋根再生事業を継続し、観光施設の整備・充

実を図ります。

- 茅葺屋根の古民家や生活に密接な四季折々の風景、両テーマに合致する遠野らしさのふるさと感を生かせる滞在につながる機能の体制整備を進めます。
- テレワークを導入した「ワーケーション」など、働き方や観光スタイルに新しい形態が生まれていることから、主要観光施設等に対し、Wi-Fi等の整備促進に対する支援を図るなど、受入環境の向上に努めます。
- 訪日外国人観光客の来訪に際して、外国語に堪能なガイドの育成、観光パンフレット等の多言語化などを更に進め、受入体制の強化に努めます。
- 遠野「語り部」1,000人プロジェクト認定語り部や、若年語り部の育成・活用を図るとともに、遠野ふるさと観光ガイドとの連携を深め、現地ツアー等への参画を検討します。

観光ワーキンググループ	
テ　　マ	観光客入込増加に向けた取組み
目　　標	新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少したが、段階的な回復に向け、受入体制の強化、観光メニューの充実を図るなど、令和7年度に189万人（道の駅の入込含む）の入込を目指します。
主要施策名	観光の振興
方　　策	【市民の役割】 ・来訪者への挨拶、おもてなしの心遣いなどの受入体制の強化 ・観光関係団体等事業者は、観光推進協議会と一体となって、共同によるプロモーション、受入体制の維持・強化、市内回遊の促進
	【行政の役割】 ・市内観光施設の整備・保全、観光振興施策の促進と、観光推進協議会（観光関係団体）への支援 ・岩手県及び広域自治体との連携による観光振興施策の促進

みんなで取り組むまちづくり指標

N0	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
75	道の駅利用者を含む観光客入込数 MG	万人	167	169	178	186	188	189	市観光推進アクションプランの取組により、令和7年度までに観光客入込数189万人を目指す。
76	宿泊客数	千人	69	62	69	74	79	80	市観光推進アクションプランの取組により、令和7年度までに宿泊客数8万人を目指す。

現状と課題

これまで、本市における遠野ツーリズムの推進は、『遠野物語』に代表される歴史や文化、豊かな自然に育まれた農業・農村体験など、遠野の多面的なツーリズム資源と地域住民の「ぬくもり」と「もてなし」の心で交流の場を提供し、滞在型ツーリストと交流人口の拡大に努めてきました。

その結果、受入れ環境の整備も進み、地域の特性を生かした市民が企画運営するツーリズム活動や様々な起業化につながり、NPO法人等との連携による、合宿型自動車免許取得とグリーン・ツーリズムのコラボレーションや東北ツーリズム大学の開催等、多様な活動を展開しています。

遠野ファンの創出を目的とした「で・くらす遠野市民制度」は、発足から10年以上経過し、継続会員の減少が課題となっていることから、全国の遠野ファン獲得のため、市民制度の見直しが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、移住・定住に対する意識の変化も見受けられることから、多様化するニーズに対応した受入れ環境の整備により、地域との融合や定住後のフォローも含め、地域一体となった取組を進める必要があります。

施策の方向

① 遠野ツーリズムの充実

- 遠野の自然や人間性の豊かさを求めてやってくる都市住民に対し、その舞台となる環境の充実を図り、「人・物・心」の交流促進が図られる遠野ツーリズムを推進します。
- 地域資源や特色を生かしたツーリズム活動と新たなツーリズムの魅力創出のため、地域住民や移住者の地域に根付いた視点を取り入れ、「ぬくもり」と「もてなし」の交流を促進していきます。
- 遠野早池峰ふるさと学校（旧大出小中学校）を、都市と農村の交流拠点の一つとなりうる施設として、地域住民と連携を深め特徴的資源を生かしながら、引き続き有効活用を推進します。
- 「NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク」と連携し、遠野ならではの食や暮らし、生業などの地域資源を生かし、都市住民との交流の深化と定住の促進を図ります。

② 遠野ファンの全国展開

- ホームページのリニューアルを図るとともに、会報誌の発行やSNSにより遠野の情報を積極的に発信し、遠野ファンの創出を目的とした「で・くらす遠野市民制度」の充実により、交流人口の拡大を図ります。
- 遠野ファンに対する特典の開発や見直しを行いながら、遠野への関心を高めていくとともに、継続会員の拡大に努めていきます。

③ 定住促進

- 移住希望者のニーズが多様化していることから、ターゲットを明確化し、本市の魅力や支援情報等をホームページやSNSなどを通じて効果的に発信するとともに、教育・医療・福祉サービスの充実など、安心安全な住環境の整備を行いながら、定住促進を図ります。
- 本市への移住に関する相談・サポート・情報発信などの窓口を一元化した「で・くらす遠野」を中心に、市民や市内外の関係機関と更に連携を深め、オンラインによる移住相談等にも随時対応するなど、きめ細かいサービスと情報提供の充実を努めます。
- ふるさと回帰支援センターや県が主催するオンラインによるU・Iターン相談会やセミナー等に積極的に参画し、近隣自治体と広域的に連携して取り組むことで、広く岩手を知ってもらいながら、遠野の観光情報、移住定住情報などのPR活動を推進します。
- 区長会、地域運営組織又は地区センターや農業委員会などを通じて、地域住民への定住に対する理解を深めていくとともに、空き家・農地等の情報や移住後のフォローなど、地域と一体となった環境づくりを進めます。
- 空き家等の存在と希望者とのニーズをマッチングさせる仕組みとして、空き家バンク等の機能を充実します。

交流・定住ワーキンググループ	
テ ー マ	遠野ツーリズムの充実、遠野ファンの全国展開、定住促進
目 標	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの普及をはじめ、移住希望者のニーズが多様化する中、「空き家バンク」と相談体制の充実を図り、毎年度10世帯の移住を目標とします。
主要施策名	交流から定住への推進
方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な交流の機会への参画・参加 ・ 空き家の物件や情報の提供協力 ・ 移住・定住が実現した際の良好なコミュニティの形成 ・ 人口減少が進み、小さな拠点による地域づくりが進む中、地域としてもできる範囲での関係人口拡大や定住対策への参画

【行政の役割】

- ・友好都市、交流市町村を中心に往来し、交流する機会^の提供
- ・ホームページやSNS、広報誌の発行により、遠野の情報を積極的に発信し、遠野ファンである、で・くらす遠野市民会員を増員
- ・「空き家バンク」と相談体制の充実
- ・移住・定住を希望する市外の方のニーズと、条件にマッチする市内の物件やコミュニティの環境などを対照して希望者に提案し、必要に応じた補助や支援

みんなで取り組むまちづくり指標

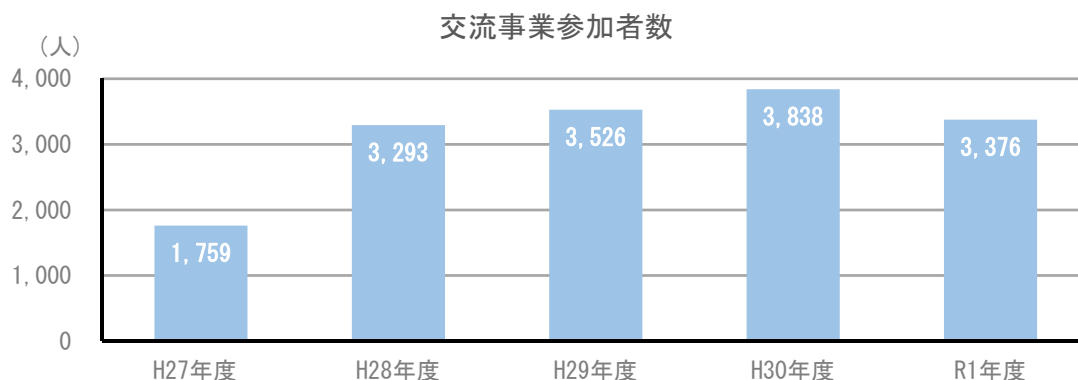
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
77	移住者世帯数 WG	世帯	11	10	10	10	10	10	「空き家バンク」と相談体制の充実を図り、毎年度10世帯の移住を目指す。
78	で・くらす遠野ホームページ訪問者数 WG	人	36,584	37,000	38,850	40,700	42,550	44,400	遠野の情報の積極的な発信により、毎年度HP訪問者数の5%増を目指す。
79	で・くらす遠野市民制度年間会員数 WG	人	206	220	230	240	250	260	遠野ファンである、で・くらす遠野市民制度年間会員数の、毎年度10人の増を目指す。

現状と課題

本市は、友好都市である東京都武蔵野市をはじめ、東京都三鷹市、熊本県菊池市、宮崎県西米良村、愛知県大府市、兵庫県福崎町との交流や、南部藩にゆかりのある10市町で構成する「令和・南部藩」交流を行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまでのような人の移動による直接の交流はリスクが高いため、今後は「新しい生活様式」を踏まえた交流スタイルが求められます。

今後も、それぞれの地域資源を生かした魅力ある交流を推進していくため、広く市民の意見を取り入れ、常に交流の在り方を検証しながら、地域間交流の充実を図っていく必要があります。



施策の方向

① 地域間の交流の推進

- 友好都市等との市民交流や児童交流、物産交流を基本としつつ、オンライン等を取り入れた新しい交流の仕組みづくりを進め、異文化体験による人づくり、まちづくりを進めるための各種事業の充実をめめます。
- 地域間交流を行っている都市とのWEB会議や職員研修等による行政間の交流を推進します。
- 広く市民の意見を取り入れながら、市民主体の交流が様々な分野で行われるよう支援を行っていきます。
- 交流の歴史や交流事業等について、市ホームページや遠野テレビ等で情報発信し、地域間の交流人口の拡大を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

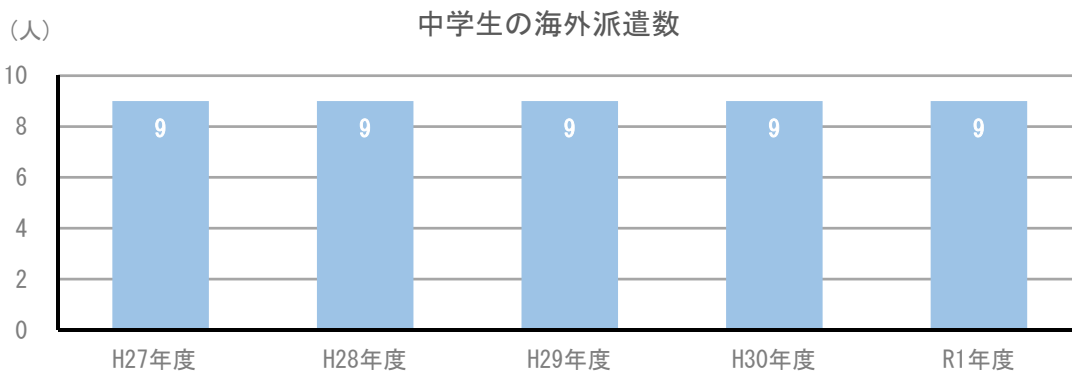
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
80	交流事業参加者数	人	3,376	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	交流人口の拡大のため、毎年度3,000人の交流事業参加者数を目指す。

現状と課題

本市では、2つの国際姉妹都市（イタリア・サレルノ市とアメリカ・チャタヌーガ市）との国際交流を推進するため、関係機関・団体と遠野市姉妹都市等実行委員会を組織し、中高生の海外派遣交流事業や、市民向け紹介イベントなどを開催しています。

また、市内に在住する外国人に対して日本語教育等を実施する団体へ補助金を交付する等、地域の国際化を図ってきたところです。

今後も、より多くの市民が参加できるような事業を企画し、市民の国際理解を深めていく必要があります。



施策の方向

① 国際化に向けたまちづくりの推進

- 観光パンフレットや看板などの多言語化を更に進め、訪日外国人観光客の受入体制の強化に努めます。
- 市内に在住する外国人を対象に、教育、文化、生活等に係る事業を実施する団体を支援し、誰もが住みやすい地域づくりに努め、多文化共生の推進を図ります。

② 国際性豊かな人づくり

- 国際的な視野を持ち活躍できる人材の育成を図るため、小中学校においては、外国語指導助手などによる国際理解教育を推進していくとともに、姉妹都市アメリカ・チャタヌーガ市への中学生海外派遣事業を推進します。
- 国際理解を進める講座など、国際交流について市民の理解を深める啓発活動を推進します。

③ 姉妹都市等との交流促進

- 実行委員会が行う交流事業が、市民一人ひとりにとってより身近なものとなるように、さらなる情報収集や発信に努めるとともに、交流の促進が図られるよう連携して取り組みます。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
81	中学生の海外派遣数	人	9	9	9	9	9	9	中学生を対象とした海外派遣事業により、毎年度9人の派遣を目指す。

ふるさとの文化を育むまちづくり

大綱4



恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。

【政策】

【施策】

1 ふるさと教育の推進

(1) 就学前教育の充実

(2) 学校教育の充実

2 生涯学習の推進

(1) 社会教育の充実

(2) 芸術文化活動の推進

3 ふるさとの文化の継承・創造

(1) 文化的資料の保存と活用

(2) 文化財の保護

(3) 歴史の継承と人づくり

1

ふるさと教育の推進

就学前教育においては、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園・保育所などとの連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携・交流の場を確保します。

学校教育においては、小・中学校が連携し義務教育9カ年にわたる学習を充実させ、学力の向上に努めるとともに、児童生徒の知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動により、「生きる力」の育成を図ります。また、「温かみと潤いのある学習環境」と「地域にとって開放的で親しみのある学校」を基本とした教育環境の整備を図ります。さらに、学校給食では、地域の食文化への理解を深める「食育」の推進を図りながら、地産地消拠点としての総合食育センターによる安心安全な給食の提供を推進します。

施策の体系

1 ふるさと教育の推進

(1) 就学前教育の充実

- ① 家庭や地域での教育
- ② 教育・保育の充実

(2) 学校教育の充実

- ① 教育内容の充実
- ② 教育環境の充実
- ③ 学校給食の充実
- ④ 学校と家庭、地域社会との連携
- ⑤ 高等学校への支援

現状と課題

近年の子どもの育ちや子育てに関する社会の状況は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加等を背景に、様々な課題が生じています。本市においても、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度が施行され、子育て支援の拡充が推進されるとともに、就学前教育の重要性を踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園における幼児教育の整合性が図られています。

次代を担う全ての子どもたちが、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、良質な幼児教育の環境づくりを進めていくことが求められています。

施策の方向

① 家庭や地域での教育

- 「遠野市わらすっこ条例」の普及・啓発活動を通じ、子育ての楽しさ、家庭における就学前教育のあり方、幼児向けのイベント情報や子育てに関する情報の提供の充実を図ります。
- 幼児の地域住民との交流や世代間交流を図り、大人が子育てに関わる環境づくりを進めます。

② 教育・保育の充実

- 子どもの発達にあわせ、幼児の生活の場である家庭や地域、認定こども園、幼稚園、保育所等の就学前施設と連携し、計画的で独自性をもつ教育課程としての保育を推進します。
- 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校、家庭、地域との連携を図りながら、幼児の健やかな育成と自主的・自発的な活動を促す環境づくりを目指します。
- 地域の実情や、子育て世代における生活・就労形態の多様化に応じた子育て支援の充実を図ります。
- 子どもの発達に関わるきめ細かな情報の発信に努めるとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所の定期的な巡回を通じ、特別な支援を必要とする児童の早期発見と療育教室による療育支援に努めます。
- 療育支援を必要とする幼児の小学校及び特別支援学校小学部への就学については、円滑に接続できるよう関係機関等との連携を強化します。

(2) 学校教育の充実



現状と課題

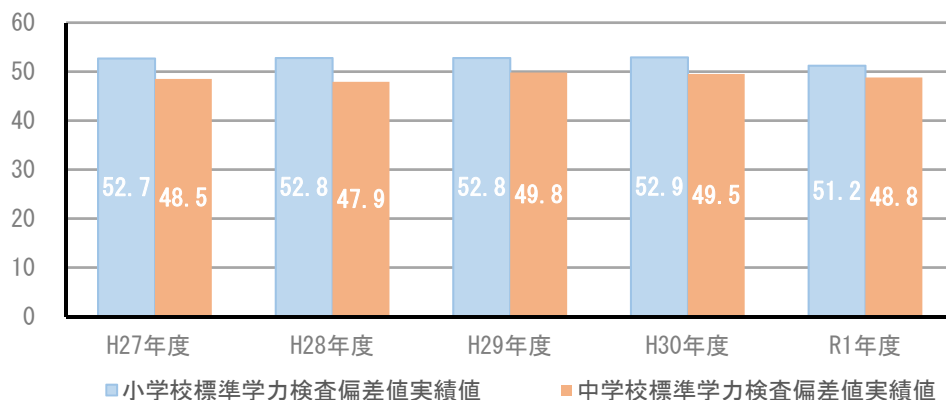
Society5.0時代の到来、人口減少社会や少子高齢化の進行、グローバル化の進展など、社会の様々な領域で子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中で、明日の遠野を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を身につけることが、益々重要になってきています。

学校教育においては、小中学校学力検査等の結果を活用し、個の能力に応じた指導の充実や教職員の指導力向上による学力の向上を図る必要があります。

また、安全・安心な学校生活を送るための学校施設・設備の整備や、質の高い教育を支えるための教材等の充実を、更に図っていくことが重要となっています。

学校給食においては、安全・安心な学校給食の提供を継続するとともに、給食を通じて豊かな「食育」に心がける必要があります。

小学校・中学校標準学力検査偏差値



施策の方向

① 教育内容の充実

- 各学校が定めている、めざす子どもたちの姿の実現に向けて、学校・保護者・地域が協力して重点的に取り組む具体的内容を示した「まなびフェスト」を協働して実践するとともに、評価・公表・改善のサイクルによる学校経営の充実を図ります。
- 各学校のより良い運営に資するため、まなびフェストの承認や学校評価等を話し合う学校運営協議会の設置を推進し、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。

- 研修機会を積極的に活用し、授業力や学級経営力などの実践的指導力を高める人材育成を推進するとともに、保護者や地域の人材及び地域資源を積極的に活用することにより、学校経営の質的向上を図ります。
- 中学校区単位での研究・研修の充実を図るとともに、指導主事や学校教育専門員等の学校訪問による教職員の指導力及び授業力の向上に努め、**全国標準学力検査において、将来的に小中学校ともに学力偏差値 50 を超えることを目指し**、児童生徒の確かな学力の育成を図ります。
- 全国標準学力検査等の結果により課題となっている中学校の数学科及び英語科について、数学科における特定教科支援員の配置や、英語検定等を活用した英語力向上事業の推進等、目標・目的意識を持って学習に取り組む環境を提供し、数学及び英語教育の強化を図ります。
- 外国語指導助手を中学校区ごとに配置することにより、小中学校を通じた外国語教育の充実及び国際化社会に対応した教育施策の拡充を図り、児童生徒の英語力の育成に努めます。
- 「魅力ある学校づくり事業」を通じ、地域とより連携した学習活動の充実を図るとともに、郷土理解と郷土愛を育てるふるさと教育を柱にした小中高をつなぐ遠野市キャリア・パスポートを活用し「キャリア教育」の充実を図り、未来を創造していく人材の育成に努めます。
- 読書活動の推進や体験活動及びボランティア活動の充実を図るとともに、こころのプロジェクト「夢の教室」等の活用により、豊かな心の育成に努めます。
- 生徒指導主事会議等の充実により、各学校における教育相談体制や指導体制の強化を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用しながら、相談、指導の充実等を図り、いじめ、問題行動、不登校等への迅速かつ組織的な対応に努めます。
- 体力・運動能力を向上させる学校体育及び望ましい生活習慣を目指した学校保健活動や遠野市における部活動の基本方針に則り、心身の健全な発達に資する活動を支援し、健やかな体の育成に努めます。
- 特別支援教育支援員の配置や特別支援教育に関わる環境整備等により、児童生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実を図ります。
- GIGAスクール構想に基づく、児童生徒1人1台の端末配備及び高速大容量ネットワーク環境の整備により、子どもたちの個々の状況に応じた最適な学習の推進と、確かな学力の育成に努めます。
- **家庭や地域と連携し、家庭学習や読書活動の充実を図ります。**
- **学校における教職員の働き方改革として、多忙、負担軽減に向けた取組を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。**

② 教育環境の充実

- 小学校は、日常生活に必要な内容を確実に習得させるため、日常生活圏の中で、地域と関わりをもって教育課程を進めることを重視し、現在の11校を維持しますが、少子化の進行は、小学校の維持にも大きく影響することから、その状況を注視します。
- 児童生徒が安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の計画的な長寿命化を進め教育環境の充実を図るとともに、学校施設と子育て施設の区域的な整備を進めることにより、子どもたちが安全に利用しやすい環境づくりに努めます。
- 児童生徒がより良い環境で学習に取り組むことができるよう、デジタル教科書等の教材備品や学校図書整備、就学援助や通学対策等の支援を行います。
- 多様化する教育上特別な支援を要する児童生徒のニーズに対応するため、児童生徒個々の状況に応じた特別支援教育の環境の充実に取り組みます。
- **閉校した**学校の記録等が残された貴重な資料が散逸しないよう、適切な保存を行います。

③ 学校給食の充実

- 安全・安心な学校給食の提供を継続するとともに、生産者の思いが伝わる地元食材を積極的に活用し、郷土料理を生かしたメニューの提供や適切な栄養摂取による健康の増進に努めます。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣など「食育」の推進を図ります。
- 食材費の一部を市が負担し、保護者の負担を軽減すると共に給食内容の充実を図ります。

④ 学校と家庭、地域社会との連携

- 市内小学校単位に組織されている地域教育協議会と連携しながら、学校、家庭、地域の密接な協力体制のもと、児童生徒の健全な育成に努めます。
- 地区子ども会やスポーツ少年団など、地域住民が参画する体験活動やボランティア活動での世代間交流を通じ、社会や地域との関係性や学びの場の構築に取り組みます。

⑤ 高等学校への支援

- 経済的な事由により修学が困難である優秀な生徒に対して奨学金の無利子貸与を行い、学習意欲の向上を支援することで有能な人材育成を図ります。
- 地域資源を活用した探究活動や地方創生に資する研究活動及び、農林業や馬事文化・ICTを活用した学習活動等を通じた主体的な学びによる進路達成が図られるよう、高校魅力化に対する支援を行います。
- 市内及び近隣市町村の中学生や保護者に対する市内高等学校の魅力伝える支援を行うとともに、県外からの入学希望を募り、交流人口、関係人口の拡大を図り、ひいては定住人口につなげ、地域の人材確保となる支援を行います。
- 公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対する通学費の補助を行い、経済的負担の軽減を図り、入学者の確保を図ります。

- 総合給食センターを活用した市内高等学校への給食提供を検討します。
- 充実した学習活動による豊かな成長を支えるため、市民、企業、関係団体、行政が一体となって学校運営の支援に取り組みます。
- 市内高等学校は、地域を担う人材の育成に重要な役割を担っており、2校体制を維持するために、小規模校の存続や少人数学級の実現など、岩手モデルの構築に向け、国・県等への積極的な働きかけに取り組みます。

教育ワーキンググループ	
テ　　マ	学力向上対策について
目　　標	全国標準学力検査（NRT）の結果をもとに、課題を分析しつつ学力の向上を図る。
主要施策名	学校教育の充実
方　　策	【学校の役割】 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人材育成を推進 ・GIGAスクール構想に基づく、児童生徒個々の状況に応じた学習の推進 ・地域の人材や資源を活用した学習活動の充実 ・家庭学習や読書活動の充実
	【行政の役割】 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区単位での研究及び研修の充実 ・指導主事等による、教職員の指導力及び授業力の向上 ・課題となっている中学校の数学科及び英語科の強化

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
82	小学校標準学力検査偏差値 WG	偏差値	51.2	52.1	52.1	52.2 52.1	52.2 52.1	52.3 52.1	全国標準学力検査（NRT）の結果において、前期の結果を踏まえ、指標を段階的に達成することにより、一層の学力向上を目指す。
83	中学校標準学力検査偏差値 WG	偏差値	48.8	48.8	48.8	48.9 48.8	48.9 48.8	49.0 48.8	全国標準学力検査（NRT）の結果において、前期の結果を踏まえ、指標を段階的に達成することにより、将来的に偏差値50.0を超えることを目指す。
84	学校給食に使用する遠野産食材の割合	%	64.9	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	遠野産食材を積極的に使用した地産地消及び食育の推進により現状の高水準を維持し、66.0%の遠野産食材の割合を目指す。

2

生涯学習の推進

生涯学習においては、市民センターや地区センターを拠点として、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の自己実現と社会貢献を支援します。

芸術振興においては、優れた芸術に触れる機会の充実や、遠野物語ファンタジーに代表される市民の芸術活動を振興し、潤いのある市民生活と豊かな感性を備えた人材の育成を図ります。

施策の体系

2 生涯学習の推進

(1) 社会教育の充実

- ① 総合推進体制の整備
- ② 家庭や地域教育の充実
- ③ 成人教育の充実
- ④ 高齢者教育の充実
- ⑤ 青少年の健全育成と活躍推進

(2) 芸術文化活動の推進

- ① 芸術文化団体の育成と支援
- ② 芸術文化活動の振興

(1) 社会教育の充実

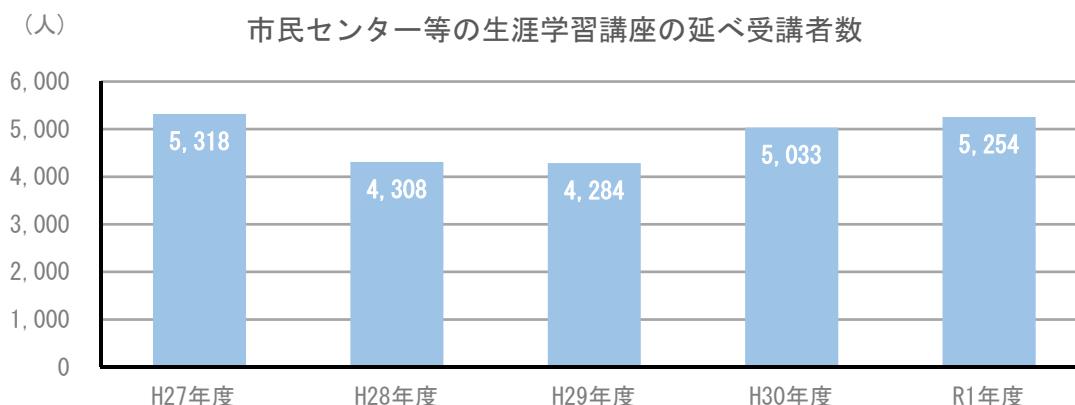


現状と課題

昭和46年12月にオープンした市民センターを中心に、各町の地区センターが連携・協働し、社会教育の推進を図ってきました。

人口減少や高齢化、家庭や地域の教育力の低下などの課題や、人生100年時代といわれる高齢化社会や新しい社会の形としてのSociety5.0の実現の提唱など、更に大きな社会の変化が訪れようとしています。

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応、そして地域における社会教育の意義と果たすべき役割を市民と改めて確認し、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に向けた取組が求められています。



施策の方向

① 総合推進体制の整備

- 市民が気軽に集い学び合うことができる環境づくりを総合的に進めます。
- 社会教育関係団体をはじめ、地域づくり団体、民間事業者等の多様な主体との連携・協働により、幅広い世代が市民の学びにつながるきっかけをつくり、学習の成果を地域の活動に生かす取組に努めます。
- 学びの出前講座や市民講師の派遣、生涯学習講座情報の周知を図り、自主的なグループ活動やサークル活動をはじめとした市民の学びを支援します。
- 一般社団法人遠野市教育文化振興財団、一般社団法人遠野みらい創りカレッジ、株式会社遠野施設管理サービスとの連携（4者連携）による事業の推進を図ります。

② 家庭や地域教育の充実

- 家庭における教育力の向上を図るため、小中学校や地域の関係団体と連携し、子どもの発育や段階に応じた保護者や地域住民の学習機会の充実を図ります。
- 家庭の果たす役割を改めて認識することや情報メディアとの上手な付き合い方など、地域の教育課題の解決を図るため、関係団体と連携した情報発信に努めます。

③ 成人教育の充実

- 学びの出前講座の開催や市民講師の発掘・登録・紹介の仕組みを構築し、積極的・自主的な市民の学びの支援を図ります。

④ 高齢者教育の充実

- 高齢者の参画を得て、世代別の特性に配慮した学習活動や地域活動への支援を通じ「生きがい」と「社会とのつながり」の創出に努めます。
- 高齢者が持っている知識や技能、幅広い経験の発揮や次の世代への継承の機会の拡充に努めます。

⑤ 青少年の健全育成と活躍推進

- 青少年が社会の一員として個性や主体性を発揮して自立した活動ができるよう、環境づくりに努めます。
- 青少年に郷土理解の場を提供し、地域内での世代間、地域間等の多様な関わりを通じて、心豊かな青少年を育む活動を実施します。
- 少年センターの少年委員を中心に地域が連携し、青少年の非行防止や有害図書の指導などを通じて、環境浄化活動を推進します。
- 地域の指導者による青少年活動の支援や学習機会を提供し、青少年と地域の人とのふれあいの充実に努めます。
- 青少年活動に参加する人材の発掘・育成に努めるとともに、活動リーダー養成のための研修等の充実を図り、青少年団体の育成と自主的活動を支援します。

生涯学習推進ワーキンググループ	
テ ー マ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応 ・ 社会教育の意義と果たすべき役割を確認 ・ 社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に向けた取組の推進
目 標	多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応及び地域における社会教育の意義と果たすべき役割を市民等と改めて確認し、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に向けた取組を進める。
主要施策名	社会教育の充実

方 策	【市民の役割】 ・ 継続的な学びにつながる場への参画や新たな場の創出 ・ 学んだことを地域課題の解決に活かす取組の企画及び実施
	【行政の役割】 ・ 学びへの参加のきっかけにつながる講座の企画と幅広い広報 ・ 多様な主体との連携・協働による講座の企画 ・ 社会の要請に応える人材の育成と出前講座等による多様な人材の幅広い活用

みんなで取り組むまちづくり指標

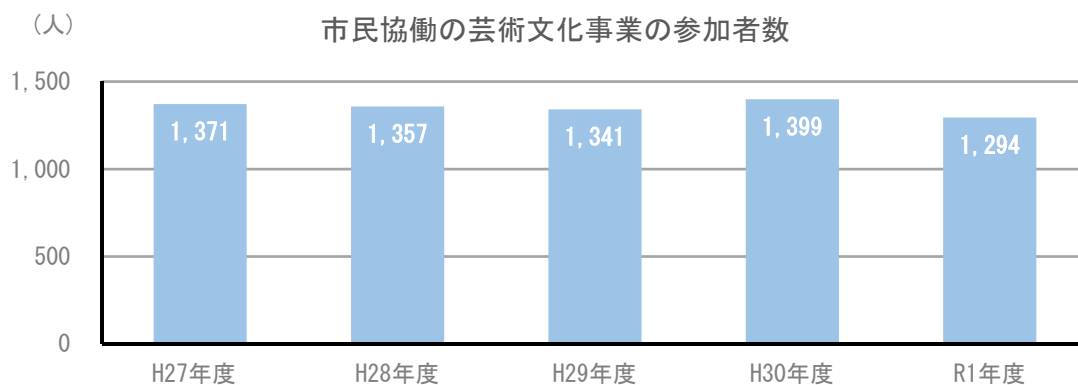
NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
85	市民センター施設の利用件数（スポーツ施設除く）	件	3,932	3,600 3,500	3,600 3,500	3,650 3,500	3,650 3,500	3,700 3,500	利用しやすい環境づくりや市民への活動支援により、3,700件の利用を目指す。
86	市民センター施設の利用者数（スポーツ施設除く）	人	102,133	96,900	96,900	97,000 92,500	97,000 92,500	97,100 92,500	利用しやすい環境づくりや市民への活動支援により、令和7年度までに97,100人の利用者数を目指す。
87	全講座における継続的講座数	講座	8	5	5	6 5	6 5	6 5	学習機会をつくり、生涯にわたる学びの支援により、令和7年度に6講座の継続を目指す。
88	市民センター等の生涯学習講座の延べ受講者数 MG	人	5,254	4,800	4,800	4,850 4,500	4,850 4,500	4,900 4,500	学習機会をつくり、生涯にわたる学びの支援により、直近の受講者数を踏まえて、令和7年度までに4,900人の受講者数を目指す。
89	家庭教育講座等の延べ参加者数	人	1,125	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	家庭の教育力向上にむけ、各校PTA等に働きかけながら、毎年度1,000人の参加者数を目指す。
90	青年団体加入者数（累計）	人	75	80	80	80	80	80	まちづくりの中心を担う青年層の団体活動の支援により、毎年度80人の加入者数を目指す。

現状と課題

本市では、これまで「市民の舞台 遠野物語ファンタジー」や「市民センターバレエスタジオ」など遠野ならではの特色ある芸術文化事業に取り組んできました。

しかしながら、芸術文化団体会員の減少や高齢化により、芸術文化に関わる人材が少なくなるなど、これまで培ってきたノウハウの継承が難しい状況となっており、芸術文化活動の衰退が懸念されています。

このことから、市内の関係機関・団体等とより一層の連携・協働を図り、今後の本市の芸術文化を担う人材を育成する必要があります。



施策の方向

① 芸術文化団体の育成と支援

- 市内芸術文化団体の活動支援や発表の場の提供などに取り組み、市民の芸術文化活動を推進・支援します。

② 芸術文化活動の振興

- 「市民の舞台 遠野物語ファンタジー」など、市民が参画・実践する優れた芸術文化活動を支援し、市内の芸術文化活動を推進します。
- 市民が優れた芸術文化に触れる機会を企画・実施し、心豊かな市民生活を創出します。
- 市民センターバレエスタジオや少年少女合唱隊の活動の充実を図るなど、子ども達が優れた芸術文化に親しむ機会を提供します。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
91	自主事業の顧客満足度	%	99	85	85	85	85	85	多種多様な芸術文化に触れる機会の確保により、毎年度 85% の顧客満足を目指す。
92	市民協働の芸術文化事業の参加者数	人	1,294	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	市民が参加しやすい芸術文化活動の推進により、毎年度 1,200 人の参加者数を目指す。
93	市民協働の芸術文化事業の鑑賞者数	人	6,449	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	市民の鑑賞意欲が高まるような芸術文化事業の取組により、毎年度 6,400 人の鑑賞者数を目指す。

3

ふるさとの文化の継承・創造

郷土の文化においては、文化財の保護を通じて国指定重要文化財千葉家住宅や遠野遺産、郷土芸能などの文化的資産を次世代に継承するとともに、『遠野物語』をはじめとする郷土の歴史や民俗資料の収集・調査研究を進めながら遠野市史編さんに取り組み、その成果を広く発信して、文化によるまちづくりを進めます。

施策の体系

3 ふるさとの文化の継承・創造

(1) 文化的資料の保存と活用

- ① 博物館活動の推進
- ② 図書館活動の推進

(2) 文化財の保護

- ① 文化財調査・保護
- ② 郷土芸能伝承活動の推進
- ③ 遠野遺産の認定と保護活動の推進

(3) 歴史の継承と人づくり

- ① 市史編さん事業の推進
- ② 歴史や文化を継承・発信する人づくり
- ③ 本と文化と子育ての融合

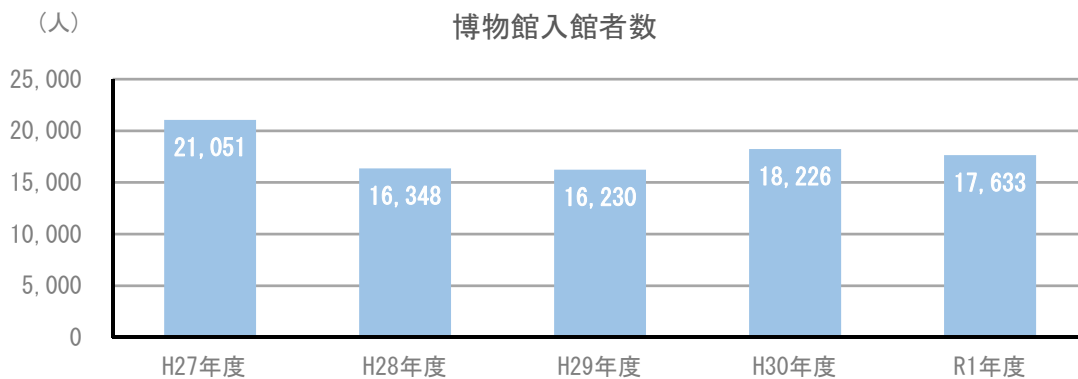
現状と課題

市立博物館は、平成22年度のリニューアル以降も、マルチスクリーンシアター映像の更新や、多言語ガイドシステムの導入などにより、遠野の魅力を発信する文化の拠点施設としての機能を強化してきました。

図書館活動においては、企画展示による本の紹介、本庁舎1階の「まちなか図書室」の整備、移動図書館車による巡回運行などにより、利用拡大に努めてきました。また、令和2年度には、図書消毒機を導入して感染症対策を強化し、安心して利用できる環境を整えてきました。

しかし、人口減少や高度情報化社会の進展による読書離れなどの影響により利用者数が減少傾向にあるため、市民のニーズを把握しながら、より一層利用しやすい図書館を追求していく必要があります。

今後は、感染症予防のための「新しい生活様式」に対応した、安全で快適な施設の環境づくりが求められています。



施策の方向

① 博物館活動の推進

- 資料の収集と適切な保管に努めるとともに、歴史や民俗に関する調査・研究を進め、特別展の開催や研究図録の発刊などにより、広く研究成果の公開に努めます。
- 各種講座や教室を企画・開催し、生涯学習や学校教育、商工、福祉など様々な分野との連携に努め、市民のニーズに応じた学習機会の提供と充実を図ります。
- 外国人旅行者の増加に対応した機能強化に努め、国籍を問わず多くの方々が遠野の魅力に触れることができる環境を整えます。

- 博物館の補完施設である「遠野まちなか・ドキ・土器館」「遠野ふるさと村自然資料館」などの施設は、小中学生の郷土学習や市民・観光客の学習交流施設として、活用の拡大を図ります。
- 貴重な郷土資料を適切に整理・保存し、未来に伝えるため、収蔵庫と収蔵資料の整備を進めます。
- 展示の充実を図るため、新規映像ソフトを定期的に制作し、映像機器等展示の定期的な保守管理及び更新を図ります。

② 図書館活動の推進

- 小中学校や児童館、福祉施設の読書環境の充実を図るため、学校図書館への図書貸出を積極的に行うとともに、施設貸出文庫の充実に努めます。
- 図書館に来ることができない市民の、図書利用の利便性向上を図るため、移動図書館車の充実と効率的な運行を推進します。
- 本に関する企画展、読書に関する教室、子ども向け映画会の開催により、本について知ることができる身近な施設としてのPRに努めながら、利用しやすい図書館を目指します。
- ボランティアグループと連携し、読み聞かせ等の活動を通して幼児期から本に親しむ環境づくりと読書の普及に努めます。
- 貴重な郷土資料や図書館資料及び情報を収集・整理・保存し、適切な管理に努めます。

図書館ワーキンググループ	
テ ー マ	図書館活動の推進について
目 標	図書館の利用者登録率について、現状の 40.0%を全国平均値 41.8%まで引き上げ、年間の市民一人あたりの貸出冊数 3.2冊を目標値として設定し、あわせて学校図書室・児童館への貸出冊数について、市内の児童生徒一人あたり 14.8冊を目標とすることで、多くの市民が本に触れ、遠野市の更なる文化水準の向上を図ります。
主要施策名	図書館活動の推進
方 策	[市民の役割] <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館のイベントへの参加 ・ 図書館（本館・分館）や移動図書館車の利用 ・ 学校図書室・児童館図書の利用 ・ 図書館のボランティア活動への参加

	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本に関する企画展、読書に関する教室、映画会の開催による利用しやすい雰囲気づくりと積極的なPR ・図書館に来ることができない市民のために、直接本を手にとって選べる移動図書館車の充実 ・学校図書室・児童館への本の貸出を充実 ・ボランティアグループの活動の支援と連携による、読み聞かせ等の活動を推進
--	--

みんなで取り組むまちづくり指標

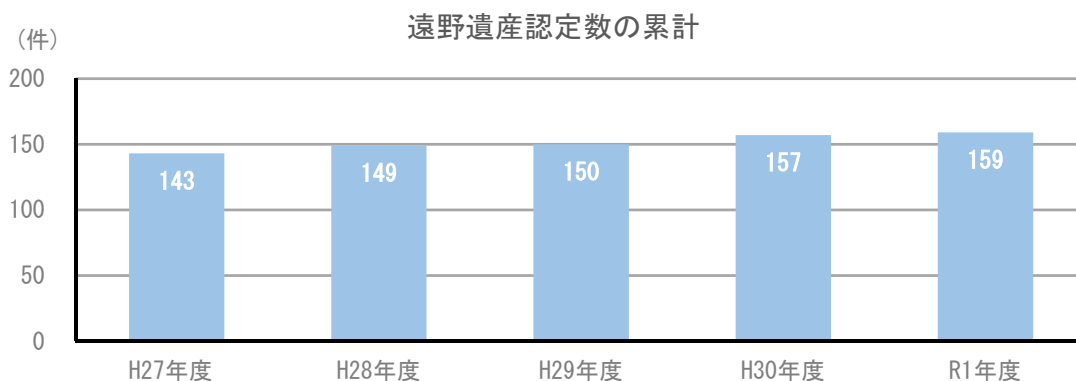
N0	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
94	博物館入館者数	人	17,633	17,800	17,850	17,900	17,950	18,000	展示物等の充実により、前期5カ年計画の平均入館者数を上回ることを目指す。
95	博物館講座等の受講者数	人	1,333	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	PRや講座内容の充実により、前期5カ年計画の指標950人を上回る1,000人の受講者数を目指す。
96	博物館特別展の見学者の満足度(11段階評価)	点	—	6	6	6	6	6	特別展等の充実により、見学者アンケートによる満足度について、平均6点以上を目指す。
97	図書館の利用者登録率 WG	%	40.0	40.3	40.6	41.0	41.4	41.8	年度末の住民基本台帳上における市の人口に対する図書館利用者登録の延べ人数の割合を、令和7年度までに、全国平均値の41.8%を目指す。
98	市民一人あたりの平均貸出冊数 WG	冊	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	本館、宮守ゆうYOUソフト館、移動図書館車の市民一人あたりの平均貸出冊数を、県平均の3.63冊に近づけるため、令和7年度までに3.2冊の貸出を目指す。
99	学校図書館・児童館への児童生徒一人あたりの平均貸出冊数 WG	冊	12.4	12.8	13.4	13.9	14.5	14.8	学校図書館・児童館への貸出冊数について、児童生徒一人あたりの平均貸出冊数を、令和7年度までに14.8冊を目指す。

現状と課題

将来の文化の向上発展の基礎をなす文化財について、これまで文化財指定や遠野遺産認定を推進し、必要に応じて修理等の実施や事業支援を行いながら市民協働で保存に努めてきました。また、遠野市歴史文化基本構想を策定し、こうした取組を更に推進してきました。しかし、地域経済の縮小や少子高齢化により、特に建造物などの有形文化財、郷土芸能などの無形民俗文化財、史跡、巨樹名木などの天然記念物、文化的景観については、修理等に掛かる費用の工面や、継承する人材の不足が課題となっています。

こうした現状に対して、本市が誇る豊富な文化財の更なる活用を図ることで、文化財を確実に継承する持続可能な仕組みを構築していくことが求められています。

また、遠野らしい魅力あるまちづくりのためには、郷土芸能の伝承活動や、文化的景観の保護活動など、地域住民や市民団体等が主体的に行う文化財を継承する活動を一体的に推進し、市民の郷土への理解や愛着をより一層育んでいく必要があります。



施策の方向

① 文化財調査・保護

- 国の施策に対応し、多様な文化財を計画的に保護するため、前期で策定した歴史文化基本構想から、新たに文化財保護法に定められた文化財保存活用地域計画へ移行し、市内の文化財を次世代に継承します。
- 永遠の日本のふるさと遠野の象徴的な景観を後世に引き継ぐため、国選定重要文化的景観「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」を計画的に保護します。また、重要文化財千葉家住宅の周辺景観についても保存調査を進め、文化的景観を継承する持続可能な取組を推進します。

- 国指定重要文化財千葉家住宅の整備事業を計画的に推進し、ふるさと納税などを活用して財源の確保に努めるとともに、整備完了後の持続可能な活用や運営方法を具体的に検討します。
- 国指定史跡綾織新田遺跡や国内最古級の市指定史跡金取遺跡、鍋倉城跡などの重要史跡について、保護の万全を図るとともに積極的な活用を推進し、遠野の文化の奥深さを示す史跡を次世代に継承していきます。
- 文化財の調査・記録、市の指定などによる適切な保護に努めるとともに、案内板・説明板の設置や市内外に向けた情報発信、学習機会の充実に取り組み、文化財保護の普及啓発に努めます。
- 新たに文化財保護法に定められた文化財保存活用支援団体指定の仕組みを活用するなど、市民協働による文化財の継承活動をより一層推進します。

② 郷土芸能伝承活動の推進

- 郷土芸能の保存伝承を図るため、映像などの記録・保存に努めるとともに、郷土芸能保存育成事業により、必要な用具の整備などを積極的に支援します。
- 遠野市郷土芸能協議会の自主的な活動を支援することで、郷土芸能団体相互の連携及び発表の場の確保による後継者の育成を促進し、地域に伝わる多様な無形民俗文化財の継承に努めます。

③ 遠野遺産の認定と保護活動の推進

- 足元に眠る地域の宝玉（たから）の掘り起こしを継続しながら、遠野遺産の認定を進め、それらを広く周知することで保護を促進し、遠野らしい風景を次代に継承していきます。
- これまで認定した遺産については、魅力を更に引き出す取組を進め、地域資源としてまちづくりに生かす活動を促進します。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
100	文化財説明板設置件数（累計）	基	96	97	98	99	100	101	説明板や標柱が設置されていない文化財の周知を図るため、年1基の案内板等の設置を目指す。
101	継承されている民俗芸能の種類	種	11	11	11	11	11	11	しし踊り、神楽、太神楽、南部ばやし、田植踊り、さんさ、虎舞、甚句踊り、百姓踊り、御祝、流鏝馬の継承維持を目指す。

102	遠野遺産認定 件数（累計）	件	159	162	163	164	165	166	地域の宝玉の掘り起こしを継続し、遠野らしい風景を守るため、 毎年度1件の認定を目指す。
103	文化財を保存 活用する市民 団体等の数	団体	137	139 137	140 137	141 137	142 137	143 137	国・県・市 指定等文化財等、遠野遺産、民俗芸能を保存活用する市民団体等の数を 維持する。 毎年度1団体の増を目指す。
104	文化財保護に 対する寄付件 数（累計）	件	332	500	700	900	1,100	1,300	千葉家住宅整備に対するふるさと納税の取組などにより、 毎年度200件の寄付件数の増を目指す。
105	文化財に関す る HP へのア クセス数	アクセ ス	25,217	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	文化財に関する情報発信を積極的に推進し、 毎年度1,000件のHPアクセス数の増を目指す。

現状と課題

昭和 50 年代に、旧『遠野市史』及び『宮守村誌』が刊行されてから 40 年以上が経ち、近現代史料の散逸が懸念されるとともに、その後の歴史研究も大きな進展が見られることから、本市では、平成 27 年度に市史編さん事業に着手し、市民協働による作業のもと、令和元年度に『新編遠野市史 現代編』を刊行しました。

高度情報化、グローバル化が加速度的に進み、変化が激しく将来の予測が難しい社会となっています。そのことから、先人の歩みを振り返り、その歩みをまとめることで、未来を見据えた魅力ある「まちづくり」の揺るぎない基盤を作ることが、これまで以上に求められています。

また、これまで遠野文化研究センターが行ってきた文化を生かした「まちづくり」「人づくり」の取組を引き継ぎ、ふるさとの歴史や文化の継承・発信をこれからも進めていく必要があります

施策の方向

① 市史編さん事業の推進

- 遠野の歴史と文化を多角的に解明する市史の編さんに取り組み、資料の収集・調査・研究を進めます。
- 編さん計画に基づいて『資料編』『通史編』『民俗編』を刊行し、広く研究成果の発信に努めます。
- 調査資料を活用した講座の開催などにより、遠野の歴史に触れる機会の提供に努めます。

② 歴史や文化を継承・発信する人づくり

- 遠野の文化を生かした講座等を開催し、子ども語り部の認定を継続するほか、これまで認定された遠野「語り部」1000 人プロジェクトの語り部を活用するなどして、次世代への文化伝承を担う「人づくり」に努めます。

③ 本と文化と子育ての融合

- 世界的建築家である安藤忠雄氏から本市に寄せられた「こども本の森構想」を実現するため、「こども本の森遠野」を整備します。
- 東日本大震災時に設立した遠野文化研究センターの三陸文化復興プロジェクトの流れを受け継ぎ、本を通じた文化の復興拠点として、沿岸地域と連携しながら事業を推進します。

- 本を通じた子育てを支援するため、子育てに関する庁内外の組織や教育関係機関のほか、各種団体や市民との協働で事業を推進します。

こども本の森構想ワーキンググループ	
テ ー マ	こども本の森構想推進事業の運営等に関する基本方針の意見集約 (内容)「こども本の森遠野～夢と希望～」
目 標	世界的建築家である安藤忠雄氏から提案いただいた、「こども本の森」について、「遠野市わらすっこ条例」をはじめとした子育てに関するものや、多様な情報社会に対応するための計画など庁内との連携のほか、教育関係機関や市民の協力が不可欠である。未来を担う子ども達の夢と希望を育む拠点とするためにも、関係者が一丸となって進めていく必要がある。
主要 施策 名	歴史の継承と人づくり
方 策	【市民の役割】 1 本を基軸とした施設として、地域の役割、市民一人ひとりにできることを再確認し、施設を市の宝ものとした協働による関わり 2 教育関係機関との連携により、本だけではなく、ICTも活用しながら多様な情報社会に対応できる人材の育成 3 震災復興の活動内容を語り継いでいくことにより、震災と文化の復興拠点として本を中心とする施設からの文化の発信 4 地域としても施設を中心としたイベントなどの開催による、中心市街地の賑わい創出 5 市民に愛される施設として、地元自治会による施設運営、維持管理業務のサポート
	【行政の役割】 1 想像力と創造力を育む居場所の推進 2 震災復興拠点から文化復興拠点としての発信 3 持続可能な地域の底力と世界的な発信力を連携させたグローバルな運営体制の構築 4 日本3大「こども本の森」としてのネットワークづくり

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
106	市史刊行冊数 (累計)	冊	1	1	1	2	4	4	編さん計画に沿って計画的な市史の刊行を目指す。
107	こども本の森 遠野入館者数 	人	—	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000	令和7年度までに年間20,000人の入館者数を目指す。

みんなで考え支えあうまちづくり

大綱5



共に考え支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

【政策】

【施策】

1 住民主体のふるさとづくり

(1) 市民との協働による地域づくりの推進

(2) 男女共同参画社会の推進

(3) 広報広聴と情報公開

2 行財政基盤の強化

(1) 経営改革大綱の推進

(2) 広域連携の推進

3 行政サービスの向上

(1) 市民サービスの充実

(2) 公共施設の整備と活用

1

住民主体のふるさとづくり

市民との協働においては、地域づくり団体などが、まちづくりを主体的に行うための地域活動への支援・連携・協力の仕組みを構築し、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。さらに、男女がともにあらゆる分野で、一層活動できる男女共同参画を推進します。

広報広聴においては、広報遠野やケーブルテレビなどを通じた分かりやすい情報提供と、市民が主体的に市政運営に参画できる「市長と語るう会」の開催や「市政なんでも相談箱」などによる広報広聴の充実を図ります。

施策の体系

1 住民主体のふるさとづくり

(1) 市民との協働による地域づくりの推進

- ① 市民との協働の推進
- ② 地域づくり活動の支援
- ③ コミュニティ施設の充実

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 男女共同参画社会の推進

(3) 広報広聴と情報公開

- ① 広報広聴機能の充実
- ② 情報公開

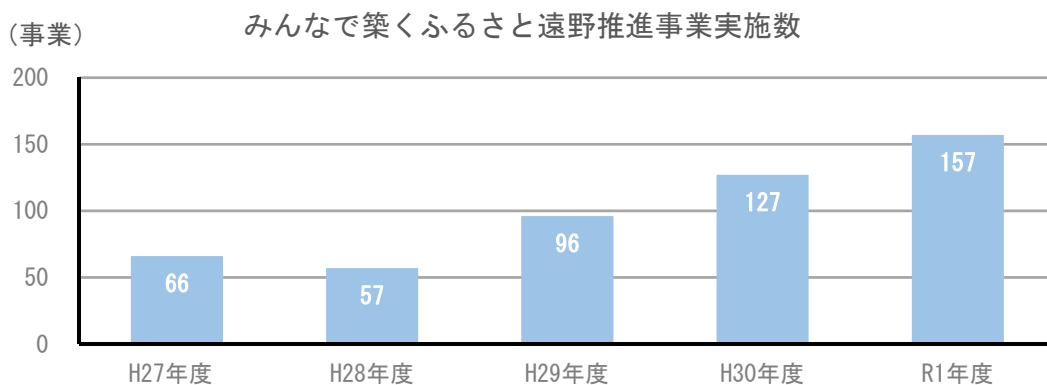
(1) 市民との協働による地域づくりの推進



現状と課題

人口減少、少子高齢化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化に対応した、小さな拠点による地域づくりという新たな市民協働による体制づくりを進めてきました。

多様化する地域社会の問題を解決するため、**行政だけではなく、**地域住民自らが行き届くことが**更に重要**であり、市民と行政との協働によるまちづくりを**更に**進める必要があります。



施策の方向

① 市民との協働の推進

- 市民憲章の普及・啓発に努め、市民協働による住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域づくりの拠点施設である市民センター・地区センター機能の一層の充実を図り、地域運営組織や各構成団体、自治会、市民との協力・連携体制を強化し、様々な地域課題の解決や住民主体の地域づくり活動の推進を図ります。
- 「みんなで築くふるさと遠野協働指針」に基づき、市民と行政が地域の課題を共有し、互いに知恵を出し合いながら、**協働による支え合う小さな拠点による地域づくり**を推進します。
- 環境対策、景観保全、地域安全、生涯学習、子どもの健全育成、健康づくり、地域スポーツ、地域福祉などの全ての分野で、人と人との支え合いの絆が「地域総合力」として機能するような地域づくりに取り組みます。

② 地域づくり活動の支援

- 各地区センターを指定管理者制度等へ移行し、地域ごとの課題の解決や地域の活性化のための地域独自の取組を支援します。さらに、地域コミュニティにおける活動の連

携・協力を促進し、地域が明るく・元気に・楽しく生活できる環境づくりを推進します。

- 社会福祉法人等関係団体と連携し、地域の困りごとへ対応するための生活支援サービスの創出や地域独自の取組への支援を行います。
- 行政区、消防団の再編、関係団体の体制の見直し等により地域における担い手の確保、住民自治を維持するために必要な体制の構築を進めます。

③ コミュニティ施設の充実

- 地域づくりの活動拠点となる地区センターの設備施設の充実を図るとともに、**学校などの公共施設の地域開放や空校舎（中学校）の活用により、コミュニティ環境の充実に努めます。**鱒沢地区センターにおいては、防災、安心安全、交流機能の一体的な整備を進めます。
- 学校などの公共施設の地域開放や空校舎（中学校）の活用により、コミュニティ環境の充実に努めます。
- **学校施設を含む公の施設の一体的な管理・整備を行う**「遠野市民センター学びのプラットフォーム」特区により、公共施設の効率的な管理に努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
108	市内河川清掃参加者割合	%	24	24	24	24	24	24	市民協働による河川清掃の推進を図り、市民人口に対する参加者の割合 24%の 維持 を目指す。
109	みんなで築くふるさと遠野推進事業実施数	事業	157	160	160	160	160	160	地域の活性化につながる事業の 推進により、毎年度160事業の実施を目指す。
110	みんなで築くふるさと遠野推進事業参画者数	人	3,963	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	地域の活性化につながる事業の 推進により、毎年度4,000人の事業参画者数を目指す。

(2) 男女共同参画社会の推進

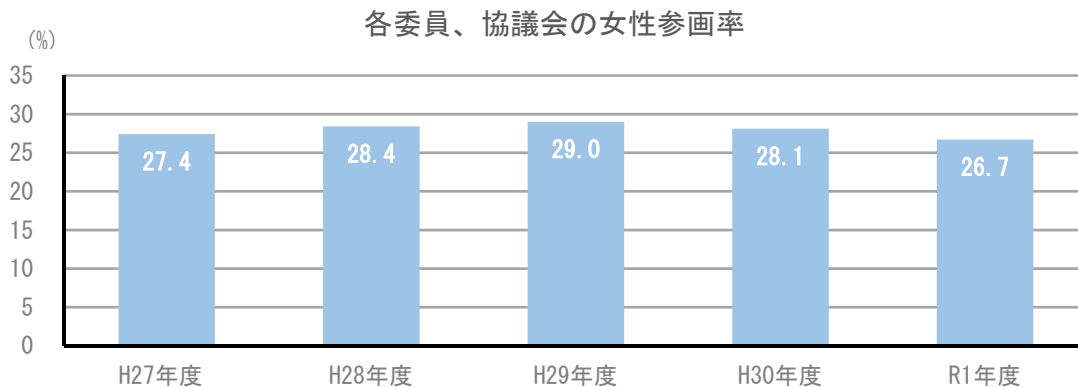


現状と課題

国では、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向け、様々な施策を推進しています。

男女共同参画社会の推進や女性活躍の推進は、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐための分野横断的な視点で取り組む必要があります。

また、ハラスメントや異性への暴力の根絶と防止、多様な性のあり方についてもより一層の啓発を図る必要があります。



施策の方向

① 男女共同参画社会の推進

- 「と・お・のいきいき参画プラン第4次遠野市男女共同参画基本計画」のさらなる普及・啓発を図り、男女共同参画社会の実現に努めます。
- 様々な組織・団体と連携し、男女共同参画を家庭や地域など生活の場に広げるとともに、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や社会的慣行をはじめとした性別に基づく固定概念の改善を進め、ジェンダー（社会・文化的な性）の平等に向けた情報発信に努めます。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識の醸成や啓発を図るとともに、職業生活における女性活躍の推進や育児・介護等休暇の取得をはじめとした男女が、ともに働きやすい職場づくりに向けた機運の醸成に努めます。
- 女性が幅広い分野で活躍するため、学習活動や関連する情報提供に取り組むとともに、各分野の委員会や審議会など、政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。

男女共同参画ワーキンググループ	
テ ー マ	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けた取り組み ・女性の活躍に向けた取り組み ・配偶者からの暴力の根絶と防止
目 標	<p>男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、いわゆる「30%目標」の達成と「その先の実質的な男女の平等の実現」のため、あらゆる分野での女性の参画を拡大させ、女性の活躍に向けた取組みを支援する。</p> <p>また、ハラスメントや異性への暴力の根絶と防止に向けた啓発に努める。</p>
主要施策名	男女共同参画社会の推進
方 策	<p>[市民の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を家庭や地域など生活の場に広げるための意識的な行動 ・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や社会的な慣行、職業生活をはじめとした性別に基づく固定観念の改善 ・学習活動や各分野の委員会や審議会などに対して、女性の参画を後押しする行動 ・ハラスメントや異性への暴力の根絶と防止に向けた行動
	<p>[行政の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次遠野市男女共同参画基本計画の普及と啓発 ・性別に基づく固定観念の改善や女性の活躍に向けた、多様な主体との連携による取り組みの推進 ・ハラスメントや異性への暴力の根絶と防止、多様な性のあり方についての市民等に向けた啓発

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
111	各委員、協議会の女性参画率 WG	%	26.7	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	各種審議会等への女性参画の推進により、国の第4次男女共同参画基本計画目標である30%（市町村の審議会等委員）を目指す。

現状と課題

市民への情報公開、市民と行政の情報共有は、多様化する市民ニーズの把握や、協働によるまちづくり、市民と行政の信頼構築の観点からも重要であり、国が掲げる society5.0 いわゆる超スマート社会の動向を踏まえ、各媒体の特徴を生かした広報活動を進めていく必要があります。

本市では、「市長と語ろう会」や「市政なんでも相談箱」、市ホームページに開設している「市長への手紙」などにより、広く市民から受けた意見・提言を施策に生かすとともに、広報誌をはじめ、市ホームページやケーブルテレビの情報ネットワークを活用し、積極的に情報提供を行ってきました。

多様な媒体で多くの情報が行き交う中、今後は、市民意識を的確に把握しつつ、迅速かつ正確な情報の提供と公開により、まちづくりの理念や目的が市民と行政とで共有されることが求められています。

施策の方向

① 広報広聴機能の充実

- 市民との情報共有を進めるため、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビなど、広報媒体の連携強化を図り、迅速で分かりやすく、きめ細かな広報活動を進めます。
- 市民が市政に参画できる方法として、「市長と語ろう会」の開催、「市政なんでも相談箱」「市長への手紙」の設置を継続し、広く市民からの意見・提言をいただく広聴機能の充実を積極的に図り、市民の意識や意向の的確な把握に努めます。また、提案のあった意見・提言を集約し、検討結果や対応状況を公表します。
- 「市長と語ろう会」は、参加者の性別・年齢等が偏らないようにテーマや開催方法を工夫し、充実を図ります。

② 情報公開

- 公正で開かれた行政運営を進めるため、法令や条例に基づき、個人情報の保護に十分留意しながら、積極的な行政情報の公開に努めます。
- 各種計画の策定や進行状況について、各広報手段を活用して公開するとともに、パブリックコメントを適宜実施し、市民意向を踏まえた上での行政との協働の環境づくりを推進します。
- 行政事務執行の透明性の確保と説明責任を明確に果たすため、各種審議会などの審議過程や施策・財政などの行政情報の積極的公開に努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
112	市長と語ろう 会参加者数	人	392	300	300	300	300	300	市民の参画機会や対象者を見直しながら、過去5年間の実績を踏まえ、毎年度300人の参加を目指す。

2

行財政基盤の強化

行財政基盤の強化においては、市税などの歳入確保、経費の節減と合理化、適正な公共施設の維持による持続可能な公共サービスの実現、補助金などの整理・合理化を進め、民間委託、民営化などの推進、事務事業を見直すとともに新公会計制度への移行を図り、財政基盤の強化に努めます。第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」を踏まえ、一層の経営改革や組織再編を働き掛けます。

施策の体系

2 行財政基盤の強化

(1) 経営改革大綱の推進

- ① 財政基盤の強化
- ② 事務事業等の見直し
- ③ 行政組織の再編
- ④ 市民に分かりやすい行政情報の発信
- ⑤ 職員間の連携と能力開発

(2) 広域連携の推進

- ① 広域連携の確立

(1) 経営改革大綱の推進

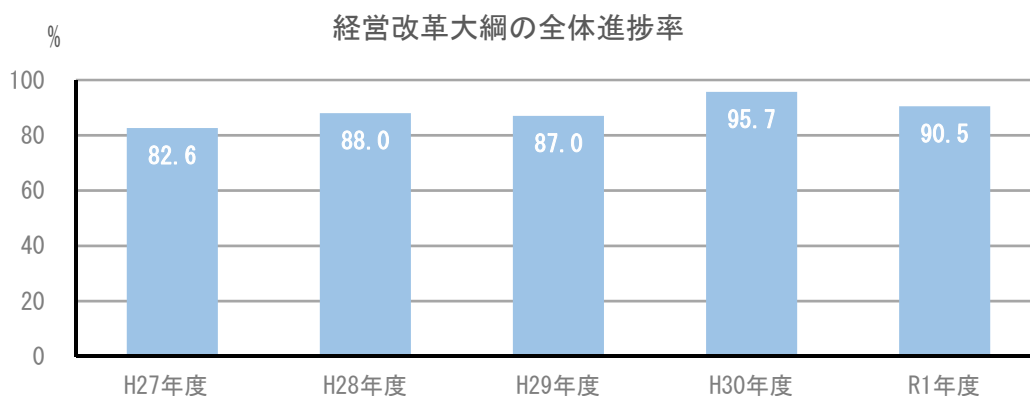


現状と課題

国や県では「地域主権」を起点に、国家としての存立に関わることを国が、住民に身近な行政は地方公共団体が担うこととし、より住民ニーズに合った行政運営を行うこととされています。

本市はこれまで、「第3次遠野市経営改革大綱」に基づき、事務事業のアウトソーシング、行政組織の見直しによるスタッフ制への移行など、効率的な行政運営体制への移行を推進してきました。しかし、さらなる「地方への期待」に応えるためには、これまで以上の経営の健全化と住民ニーズの変化に対応した施策の選択が必要となります。

令和3年度から実施する「第4次遠野市経営改革大綱」により、事務事業の一層の見直しを行いながら、自立した自治体経営の実現と市民の「満足」「理解」「信頼」を築き、市民協働をさらに進化させるための「地域総合力」を生み出す改革を進めます。



施策の方向

① 財政基盤の強化

- 市税及びその他の収入等の収納率の向上対策に取り組み、自主財源の確保に努めます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、第四次健全財政5カ年計画を推進します。
- 事務事業の効率化、負担金・補助金等の整理統合、既存公共施設の再配置や用途転換及び必要に応じた統廃合等に取り組み、事業の選択と財源の集中に努めます。
- 全事業会計の中期財政計画を策定し、経営の健全化に努めます。

② 事務事業等の見直し

- 時代のニーズや変化、官民の役割分担、優先順位の認定等、すべての事業にわたり徹底したスクラップアンドビルドを行うとともに、アウトソーシングの実施等を進め、事務事業の更なる効率化を図ります。
- 第3次経営改革大綱の取組のうち、継続的な取組が必要な事項については、第4次経営改革大綱の下、引き続き改革を進めます。
- 全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、テレワークやオンライン診療、遠隔（オンライン）授業等の高速大容量の通信網を活用した取組が加速しており、行政手続きにおいても市民の利便性向上等のためにオンライン化を推進します

③ 行政組織の再編

- 時代の変化に的確に対応するための、簡素で効率的な組織体制の検討を行います。併せて、決裁権限や事務分掌を見直し、事務処理や意思決定の迅速化を図ります。
- 事務事業の見直しや、包括アウトソーシングの業務拡充等について検討を進めます。併せて、定年年齢延長を踏まえた「遠野市定員管理計画」により職員数を適正に維持します。
- 市が出資している第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」及び「遠野市第三セクター改革推進プロジェクトチーム報告書」に示されている改革の方向性を基本に、~~経営の健全化や体制の見直しなどの改革を進め、まちづくりを一層進化させます。~~基づき、将来にわたり持続可能となる経営改革を進めます。また、財務状況の硬直化、施設の老朽化、生産者の確保・育成など、各第三セクターが抱えている今日的な課題に対し、関係機関・団体と連携しながら経営の健全化や体制の見直しを行います。

④ 市民に分かりやすい行政情報の発信

- 案内通知や説明会資料など、市民に発信する情報は、~~専門用語を避け~~文字情報を必要最小限とし、グラフやイラストを活用、~~専門用語を避けたり~~するなど、簡素で分かりやすいものに努めます。
- 市民に発信する情報は、月1回発行の広報遠野に集約することを基本とするとともに、ケーブルテレビやホームページ、SNS等を通じた情報の発信に努めます。
- 市民の理解と市政への積極的な参画を促すため、会議等の「市民公開」を積極的に推進し、市民に開かれた行政の推進に努めます。
- 災害時における要支援者の避難や一人暮らし高齢者の見守りなど、市民福祉の向上に直接結び付く個人情報については、個人情報保護法の趣旨に基づく厳格な管理ルールのもと、特定の市民・団体との情報の共有化を図り、その活動に役立てます。

⑤ 職員間の連携と能力開発

- 市民からの問い合わせ等に素早く対応するため、各種イベント情報や市民生活に直接関係する情報については、職員間の情報共有を図ります。

- 「職員研修の充実」「人事制度の改革」「職場環境づくり」を通じて、人材育成や職場の活性化を図るとともに、職員の意識改革及び自己研鑽を促進し、職員のスキルアップに努め、能動型の職員の育成を図ります。
- 職階級に応じた研修等による人材育成のほか、人事評価制度を活用したマネジメント能力及びコミュニケーション能力の醸成、主体的な能力開発及び職員の士気の向上を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

NO	まちづくり指標	単位	現状 (R1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	指標設定の考え方
113	経営改革大綱 実行計画の達成率	%	90.5	80.0	80.0	90.0	90.0	100.0	経営改革を100%達成し、市民サービスの向上と財政基盤の強化を目指す。
114	市税等の収納率 (現年分)	%	97.53	97.54	97.54	97.55	97.55	97.56	財政基盤の強化のため、現状から1年おきに0.01%の市税等の収納率の向上を目指す。
115	経常収支比率 ※(普通会計)	%	88.1	88.1	88.0	87.9	87.8	87.7	第四次健全財政5カ年計画の取組により、令和7年度までに87.7%を目指す。
116	実質公債費比率 ※(普通会計)	%	11.5	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	第四次健全財政5カ年計画の取組により、毎年度、地方債の発行許可を要する18.0%未満となる12.0%の維持を目指す。
117	市民一人当たりの借入金残高 ※	千円	444	514 510	503 494	488 479	462 453	440 432	第四次健全財政5カ年計画の取組により、将来負担比率を抑制し、令和7年度までに440千円を目指す。
118	市職員数	人	339	337	333	336	333	335	第4次遠野市定員管理計画に基づき、令和7年度に335人を目指す。

※ 経常収支比率とは、経常経費（人件費、扶助費、公債費の義務的に支出しなければならないお金）と経常一般財源額（自由に使えるお金）の割合

※ 普通会計とは、本市では一般会計とケーブルテレビ事業特別会計を合算した会計区分

※ 実質公債費比率とは、公債費（借入金に対する償還金）と経常一般財源額（自由に使えるお金）の割合

※ 建設事業に充当した市民一人当たりの借入金残高は、普通会計に係る残高で減税補てん債および臨時財政対策債を除く。なお、各年度の指標は、平成27年3月31日の28,830人で割り返した数値。

現状と課題

東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、国道 340 号立丸峠のトンネル化など、道路交通基盤整備の進展等による移動時間の短縮に伴い、県央部と沿岸部を結ぶ要衝にある本市において、通勤圏・通学圏・医療圏・経済圏などの市民生活の活動圏域は、市町村の区域を越えた拡大が見られます。

少子高齢化による人口減少社会が進む中、事務事業の効率化や地域課題等の解決に向けて、広域的な取組を更に推進していく必要があります。

本市の地理的優位性を生かし、「人」、「物」、「情報」が行き交う広域的な経済活動による、効率的・効果的な地域活性化が求められています。

施策の方向

① 広域連携の確立

- 県・近隣市町村などとの緊密な交流や連携に取り組み、人口減少社会と経済・社会のグローバル化への対応を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通や一般国道 340 号立丸峠のトンネル化による、社会インフラと地理的立地条件を生かし、広域的な人的・物的交流のネットワーク化を進め、広域経済圏域の要（拠点）としての確立に努めます。
- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に際して、内陸部に位置する本市がその立地条件を生かし、沿岸被災地の後方支援基地として物資や人的支援に重要な役割を果たしたことに鑑み、今後も後方支援基地としての機能の充実に努めます。

3

行政サービスの向上

行政サービスにおいては、新庁舎における市民の利便性を図るとともに、社会保障・税番号制度の運用や、窓口業務のあり方を総合的に検討し、サービスの充実に努めます。

公共施設の整備と活用については、今後の公共施設のあり方とニーズの変化に対応した有効活用に取り組みます。

施策の体系

3 行政サービスの向上

(1) 市民サービスの充実

① 市民サービスの充実

(2) 公共施設の整備と活用

① 公共施設の整備と適正な活用

現状と課題

社会構造の変化や情報化社会の進展の中で、市民の立場に立った効率的かつ丁寧な対応やサービスが求められています。

本庁舎が整備されて、とぴあ庁舎と一体となり庁舎機能は集約されましたが、一部の庁舎が分散していることから、さらに市民の利便性を図る必要があります。

施策の方向

① 市民サービスの充実

- 市における窓口業務の連携を図り、よりわかりやすく、利用しやすい行政窓口の充実に努めます。
- 夕方や土日祝日におけるとぴあ市民サービスコーナーの諸証明交付事務や公金収納事務、小友郵便局との連携による証明書交付など、サービスの維持に努めます。
- 市民の利便性を図るため、オンライン申請の拡充を段階的に進めます。

(2) 公共施設の整備と活用



現状と課題

全国的な経済成長の鈍化、少子高齢化による人口減少が懸念される中、税収の減少をはじめとして、地方自治体の財源の確保が一層の厳しさを増している状況において、人口減少に応じた最適な施設保有を維持し、限られた財源を効果的に活用し効率的な施設運営を行い公共施設保有の最適化を図るとともに、安全な施設の長寿命化を図り、将来世代に大きな負担を強いることなく、利用者にとっての利便性の向上につながる公共施設整備が求められています。

本市の市有財産についても、公共施設の移転や廃止に伴う跡地利用や、遊休市有地の活用について課題が残っており、その有効な利活用を進めていく必要があります。

施策の方向

① 公共施設の整備と適正な活用

- 新しく整備した本庁舎は、行政執行と市民サービスの拠点施設とするとともに、中心市街地、さらには市全体の活性化に取り組んでいく遠野の元気の発信地となることを目指します。
- 官民連携により運営している遠野みらい創りカレッジ（旧土淵中学校）を、地域の産業振興、また人材育成の拠点として市内外に発信することで、交流人口の拡大と「触れ合いながら学ぶ場」としての価値創造に努めます。
- 旧中学校施設について、体育館などの生涯学習スポーツ施設が広く市民の健康づくりの場として活用されているほか、各地区のまちづくり団体等が市民協働による地域活動拠点として活用していることから、引き続き地域活動支援を推進します。
- 旧遠野高等学校情報ビジネス校については、これまで検討されてきた内容等を精査し、地域再生に向けた利活用を県と連携の上、推進します。
- 市が所有する土地、建物等については、公共施設等総合管理計画基本方針に基づき、用途転換や再配置、運営方法を総合的に検討し、老朽化した施設の耐久性を高める長寿命化改修が必要な際は、バリアフリー化や省エネルギー化を含めた改修を実施し、持続可能な市民サービスの提供を目指します。
- 学校の歴史と変遷に係る資料を継承するため、適切な保存と活用について検討します。

主 要 事 業

大綱 1 自然を愛し共生するまちづくり

大綱 2 健やかに人が輝くまちづくり

大綱 3 活力を創意で築くまちづくり

大綱 4 ふるさとの文化を育むまちづくり

大綱 5 みんなで考え支えあうまちづくり

大綱 1

自然を愛し共生するまちづくり

政策 1	自然と共生する環境づくり	(1) 環境と暮らしの調和 (2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全
事業名		事業内容
1	新エネルギービジョン推進事業	薪ストーブ導入助成
2	未来へ繋がるごみ減量事業	リサイクル、ごみの減量化事業等への助成
3	スマートエコライフ推進事業	一般住宅への太陽光発電設備等の導入に対する助成
4	広域不燃・粗大ごみ処理中継施設整備事業	不燃・粗大ごみの広域処理中継施設の整備検討
5	広域し尿処理中継施設整備事業	し尿処理の広域処理中継施設の整備検討
6	まちなか再生公営住宅整備事業	宮守銀河住宅、穀町市営住宅整備
7	地籍調査事業	国土調査

政策 2	快適な居住環境の形成	(1) 快適な居住環境の整備 (2) 安全でおいしい水の安定供給 (3) 衛生的な生活環境の整備
事業名		事業内容
1	安心安全な水路づくり事業	水路の整備、改修工事
2	空家等対策事業	空き家の予防、適正管理、有効利活用の促進及び特定空家等の解体促進
3	浄化槽設置整備事業	個人住宅への浄化槽の設置助成
4	水道ビジョン推進事業（水道施設耐震化等推進事業）	旧簡易水道施設の上水道施設への統合
5	水道ビジョン推進事業（老朽管更新事業）	老朽設備、管路等の更新

政策 3	道路交通基盤の充実	(1) 道路基盤の整備
		(2) 交通基盤の整備
事業名		事業内容
1	橋りょう長寿命化整備推進事業	橋梁の補修工事
2	道路維持管理作業車購入事業	道路作業車、除雪車両の更新
3	安心安全な道づくり事業	道路の整備、改修工事
4	総合交通対策事業	廃止路線バス代替交通運営補助、市営バス運行委託

政策 4	安心安全な地域づくり	(1) 防災・消防・救急の強化
		(2) 防犯・交通安全・消費者保護の推進
		(3) 情報基盤の充実
事業名		事業内容
1	防災行政無線デジタル化整備事業	デジタル防災行政無線の整備
2	携帯電話等エリア整備事業	携帯電話の中継基地局の整備
3	ケーブルテレビ事業（整備事業）	遠野テレビの設備更新及び維持管理
4	通信指令システム更新事業	消防本部通信指令システムの更新整備
5	消防救急デジタル無線・移動系デジタル防災行政無線更新事業	消防車両等の移動系デジタル無線の更新
6	消防車両更新事業	消防車両、小型動力ポンプ等の更新
7	消防防災施設等整備事業	耐震性防火水槽の整備
8	赤羽根川流域治水事業	赤羽根川流域の治水対策

大綱 2

健やかに人が輝くまちづくり

政策 1	健康づくりの推進	(1) 健康づくり活動の推進 (2) 医療体制の充実
	事業名	事業内容
1	自治体連携ヘルスケアプロジェクト事業	ICT を活用した健康づくりの推進
2	生活習慣病予防プログラム推進事業	がん等の検診、健康相談、健康教育
3	地域医療環境整備事業	医師招へい活動、救急医療体制の確保
4	すこやか子育て保健事業	妊婦及び乳児健康診査、新生児聴覚検査、集団乳幼児健康診査、育児相談、歯科保健等
5	健康スポーツ施設整備事業	市内体育施設等の改修整備
6	生涯スポーツ推進事業	生涯スポーツの推進等
7	アスリートスポーツ推進事業	アスリート（競技）スポーツの推進
8	ぱすぽる推進事業（食べ物が育てる元気な遠野っ子事業）	食育教室、食育イベントの開催
9	ウィメンズ・チャイルドクリニック構想推進事業	母子の体と心の健康を維持するための拠点の構想検討

政策 2	地域福祉の充実	(1) 地域福祉活動の充実 (2) 高齢者の生きがいづくりの推進 (3) 介護予防・介護サービスの充実 (4) 障がい者福祉の充実 (5) 社会保障の充実
	事業名	事業内容
1	障がい者福祉タクシー事業	重度障がい者等へのタクシー助成券の交付
2	介護保険サービス利用者支援事業	社会福祉法人が実施する介護保険サービスへの支援
3	高齢者福祉推進事業	ふれあいホームの老朽化に伴う施設整備

政策3 子育て支援の推進		(1) 少子化対策・子育て支援 (2) 児童・母子等福祉の充実
事業名		事業内容
1	小学生・中学生医療費給付事業	小・中学生の医療費の一部・全部給付
2	児童館施設整備事業	児童館・児童クラブの改築等整備
3	保育所施設整備事業	私立保育所の改築等整備
4	看護保育安心サポート事業	病児等保育施設わらっぺホームの運営
5	みんなで応援子育てのまち推進事業	第2次わらすっこプランの推進及びわらすっこ基金の活用
6	わらすっこの療育支援事業	障がい及び発達障がいがある子どもとその保護者等への総合的な支援
7	予防接種事業	予防接種法に基づく定期予防接種と任意の予防接種を実施し、感染症の発病及びまん延予防
8	ねっと・ゆりかご安心ネットワーク事業	助産院運営、産前産後サポート、産後ケア、産後健康診査費助成等による妊産婦支援
9	こうのとりに応援事業	不妊治療費助成及び妊産婦通院費助成
10	親子あんしん相談支援事業	専任母子保健コーディネーターの配置
11	ブックスタート事業	1歳児への絵本等の配付、読み聞かせ

大綱 3

活力を創意で築くまちづくり

政策 1 農林業の振興		(1) 農業の振興 (2) 林業の振興
	事業名	事業内容
1	美味しいお米づくり推進事業	遠野産米を推進するための支援
2	県営ほ場整備(ハード事業)経営 体育成基盤整備事業	県営ほ場整備事業の市事業費負担金等
3	有害鳥獣対策事業	野生鳥獣による農林水産物等に対する被害防止対策
4	明日の農業担い手育成・支援事業	農業用機械、施設整備助成
5	地域農業マスタープラン実践支援事業	耕作放棄地、不作付地の拡大・発生防止対策、農地再生利用の助成
6	農業次世代人材投資資金交付事業	青年の就農者に対する給付金の助成
7	多面的機能支払事業	農道・水路等の維持管理助成
8	中山間地域等直接支払事業	農地の維持・管理費の助成
9	森林(もり)づくり支援事業	国・県が補助する間伐等森林整備事業に対する市の嵩上げ補助
10	森林整備推進事業	森林環境譲与税を活用した私有林の森林整備の推進
11	松くい虫対策事業	松くい虫の駆除・防除事業費の助成
12	原木しいたけ生産振興事業	原木しいたけのほだ木、種駒購入助成
13	市有林造林事業	市有林の間伐、植栽、下刈り、作業道整備
14	森林のくに振興事業	森林整備事業費の貸付
15	森林・山村多面的機能発揮対策事業	小規模な森林の環境整備助成
16	売れる農畜産物生産支援事業	栽培面積の拡大に向けた生産支援

17	肉用牛増産対策推進事業（ソフト）《いわて遠野牛増産体制整備事業》	いわて遠野牛生産拡大支援、遠野産肥育素牛導入助成
18	肉用牛増産対策推進事業（ハード）	畜産農家に対する牛舎、堆肥舎、機械導入支援
19	馬事振興ビジョン推進事業	馬の生産振興及びイベント
20	わさび生産振興事業	わさびの生産振興助成、生産者協議会負担
21	六次産業チャレンジ応援事業	市内農作物を活用した商品開発、販路開拓等の助成、金融支援
22	ビールの里づくり事業（TK プロジェクト）	遠野産ホップを活用した地域ブランディング支援

政策 2 商工業の振興		(1) 商工業の振興による雇用創出 (2) 中心市街地の活性化
事業名		事業内容
1	ものづくり産業振興事業	市内事業所の生産力拡大支援、推進体制の整備、金融支援
2	若者しごとサポート事業	若年雇用促進助成、人材育成支援
3	まちなか商い振興事業	中心市街地活性化の活性化を目的とした事業に対する助成
4	中心市街地活性化センター（とぴあ）施設改修事業	中心市街地活性化センター（とぴあ）の老朽化対策
5	道の駅魅力アップ事業	遠野ふるさと商社の経営力強化
6	遠野まちなか再生事業	中心市街地の再整備
7	遠野東工業団地整備事業（一般会計）	遠野東工業団地周辺の道路整備
8	宮守まちなか再生事業	めがね橋を中心とした地域活性化

政策3	観光と交流のまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光の振興 (2) 交流から定住への推進 (3) 地域間交流の推進 (4) 国際交流の推進
	事業名	事業内容	
1	オール遠野で観光まちづくり推進事業	遠野市観光推進協議会負担金、観光事業振興助成等	
2	関係交流人口拡大事業	友好都市・交流市町村との交流	
3	で・くらす遠野定住促進事業	空き家バンクの運営及び空き家リフォーム助成	
4	観光・交流施設整備保全事業	観光施設等の改修整備	
5	かやぶき屋根再生事業	茅葺き家屋の保存及び仕組みづくりの構築	
6	遠野ローカルベンチャー事業	地域おこし協力隊の受入れ	

大綱 4

ふるさとの文化を育むまちづくり

政策 1		ふるさと教育の推進	(1) 就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実
		事業名	事業内容
1	小学校校舎長寿命化改修事業	小学校校舎長寿命化改修	小学校校舎長寿命化改修
2	小学校屋内運動場長寿命化改修事業	小学校屋内運動場長寿命化改修	小学校屋内運動場長寿命化改修
3	小学校屋外施設等整備事業	小学校遊具更新	小学校遊具更新
4	小学校スクールバス整備事業	小学校マイクロバス更新	小学校マイクロバス更新
5	小学校プール整備事業	小学校プール改築	小学校プール改築
6	中学校校舎長寿命化改修事業	中学校校舎長寿命化改修	中学校校舎長寿命化改修
7	中学校屋内運動場長寿命化改修事業	中学校屋内運動場長寿命化改修	中学校屋内運動場長寿命化改修
8	中学校屋外施設等整備事業	中学校屋外構整備	中学校屋外構整備
9	中学校スクールバス整備事業	中学校バス更新	中学校バス更新
10	学力向上対策事業	教育相談員の配置、学力検査、社会科副読本の発行	教育相談員の配置、学力検査、社会科副読本の発行
11	特定教科集中対策事業	外国語指導助手の配置、数学科・英語科の学習強化	外国語指導助手の配置、数学科・英語科の学習強化
12	高校魅力化サポート事業	市内高等学校の魅力化支援	市内高等学校の魅力化支援
13	魅力ある学校づくり事業	市内小中学校の特色ある教育活動、夢の教室事業の開催	市内小中学校の特色ある教育活動、夢の教室事業の開催

政策 2	生涯学習の推進	(1) 社会教育の充実 (2) 芸術文化活動の推進
事業名		事業内容
1	学びのまちづくり推進事業	生涯学習講座・芸術振興事業、みらい創りカレッジの運営
2	国際交流推進事業	国際交流の推進、中学生の海外派遣

政策 3	ふるさとの文化の継承・創造	(1) 文化的資料の保存と活用 (2) 文化財の保護 (3) 歴史の継承と人づくり
事業名		事業内容
1	重要文化財千葉家住宅整備事業	国指定重要文化財千葉家住宅の保存修理工事
2	こども本の森構想推進事業	こども本の森遠野の整備と運営
3	「遠野市史」編さん事業	市史「資料編」「通史編」「民俗編」の刊行
4	重要史跡保存活用事業	市内重要遺跡の調査、公有化整備
5	文化的景観保存事業	文化的景観保存調査
6	遠野市立博物館映像等整備事業	博物館映像機器更新と新作映像ソフトの制作
7	遠野遺産認定事業	遠野遺産の認定及び維持継承・情報発信
8	移動図書館車更新事業	移動図書館車の更新

大綱 5

みんなで考え支えあうまちづくり

政策 1	住民主体のふるさとづくり	(1) 市民との協働による地域づくりの推進 (2) 男女共同参画社会の推進 (3) 広報広聴と情報公開
	事業名	事業内容
1	道と川の市民協働推進事業	道路清掃、河川清掃事業に対する助成
2	小さな拠点整備事業	鱒沢地区小さな拠点エリア整備、各地区センターの改修
3	みんなで築くふるさと遠野推進事業	各地区への交付金の交付

政策 2	行財政基盤の強化	(1) 経営改革大綱の推進 (2) 広域連携の推進
	事業名	事業内容
1	財務書類作成事業	地方公会計に基づく財務書類の作成業務委託
2	広域連携事業	花巻市との広域連携

政策 3	行政サービスの向上	(1) 市民サービスの充実 (2) 公共施設の整備と活用
	事業名	事業内容
1	遠野ふれあい交流センター（あえりあ）改修事業	遠野ふれあい交流センター（あえりあ）の改修
2	遠野市民センター改修整備事業	市民センターの改修



大綱名	主要事業数
大綱1 自然を愛し共生するまちづくり	24事業
大綱2 健やかに人が輝くまちづくり	23事業
大綱3 活力を創意で築くまちづくり	36事業
大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり	23事業
大綱5 みんなで考え支えあうまちづくり	7事業
合計	113事業

財政計画

遠野市の財政見通し

本市の財政構造は、歳入の4割近くを依存財源である地方交付税が占めており、国の動向による影響を直接受ける構造となっています。国では中期財政計画等を策定し、財政健全化に向けた取組を地方と一体となっていくこととしています。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況は不透明であり、今後、国庫補助金のさらなる削減と地方交付税の構造的見直しが行われるものと予想されます。

自主財源の中心である市税については、太陽光発電事業による償却資産に係る固定資産税の増収が見込まれるものの、市民税において、新型コロナウイルス感染症の影響や15～64歳の生産年齢人口の減少に伴い、しばらくは減収が見込まれます。

歳出については、少子高齢化による社会保障関係経費や施設の老朽化に伴う更新・維持補修経費などの経常的経費は、今後も増加することが予想され、しばらくの間は厳しい財政運営が続くものと推測されます。

これまでの決算状況から将来の財政状況をシミュレーションした結果、地方交付税は国勢調査人口の減少や合併特例期間の終了などにより、71億円台から68億円台まで減少するものと見込まれます。年々低下する歳入規模に見合う歳出抑制を段階的に進めながら、基金の取崩しによる財政運営が続く予定です。

遠野市の財政計画

第2次総合計画に基づく取組を確実に実行し、足腰の強い行財政基盤を構築するため、第四次健全財政5カ年計画を策定しました。

前計画に引き続き、「地域経済の成長に好影響を与える事業へ予算を集中化」「財政健全化を念頭に置いた事業の選択」「健全化判断比率の維持を基本とする歳入歳出の聖域なき見直し」の3つを基本方針に、令和3年度からの5年間で約9億円の財政効果を見込んでいます。

なお、令和3年度から令和7年度までの健全財政5カ年計画では、5年間で約908億円の歳出予算を計画しています。そのための必要な歳入としては、市税が約128億円（構成比13.9%）、地方交付税が約354億円（同38.5%）を見込みます。市債は約78億円（同8.4%）を借り入れる予定です。

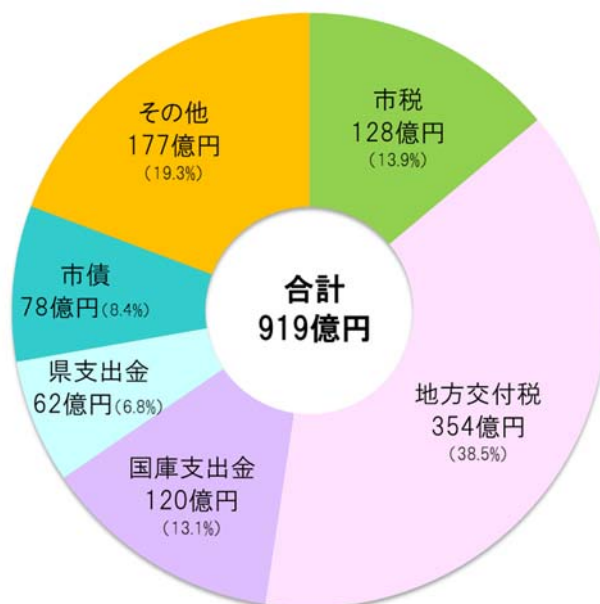
歳出の主なものとしては、人件費が約141億円（同15.5%）、扶助費が約139億円（同15.3%）、公債費が約112億円（同12.3%）、普通建設事業費が約118億円（同13.0%）を計画します。

第四次健全財政5カ年計画で示す目標を確実に達成し、将来世代へ大きな負担を残すことなく、安定した行財政運営に努めていきます。

後期基本計画期間内の財政見通し（R3－R7）

○ 歳入

区分	金額（百万円）	
		構成比
1 市税	12,803	13.9%
2 地方譲与税	1,780	1.9%
3 交付金	3,275	3.6%
4 地方特例交付金	105	0.1%
5 地方交付税	35,357	38.5%
6 交通安全対策特別交付金	15	0.0%
7 分担金及び負担金	609	0.7%
8 使用料及び手数料	2,862	3.1%
9 国庫支出金	12,022	13.1%
10 県支出金	6,220	6.8%
11 財産収入	369	0.4%
12 寄附金	375	0.4%
13 繰入金	3,252	3.5%
14 繰越金	1,895	2.1%
15 諸収入	3,191	3.5%
16 市債	7,815	8.4%
歳入合計	91,945	100.0%



○ 歳 出

区分		金額(百万円)		歳出の一般財源 (百万円)	一般財源 の割合	一般財源 構成比
			構成比			
1	人件費	14,085	15.5%	13,540	96.1%	24.0%
2	物件費	18,690	20.6%	13,147	70.3%	23.3%
3	維持補修費	1,544	1.7%	1,471	95.3%	2.6%
4	扶助費	13,893	15.3%	4,653	33.5%	8.3%
5	補助費等	8,025	8.8%	5,045	62.9%	8.9%
6	公債費	11,208	12.3%	11,059	98.7%	19.6%
7	積立金	2,634	2.9%	554	21.0%	1.0%
8	投資・出資・貸付金	3,808	4.2%	1,474	38.7%	2.6%
9	繰出金	4,970	5.5%	3,692	74.3%	6.5%
10	前年度繰上充用金	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
11	普通建設事業費	11,774	13.0%	1,737	14.8%	3.1%
	うち単独事業費	5,952	6.6%	1,497	25.2%	2.7%
12	災害等事業費	200	0.2%	46	23.0%	0.1%
歳出合計		90,831	100.0%	56,418	62.1%	100.0%

